① 設置の趣旨及び必要性

ア．背景

1）今、求められている人間形成：教育振興基本計画から

平成 25 年に策定され、それを基礎にわが国の教育施策が展開されている『第 2 期教育振興基本計画』では、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成－社会が人を育み、人が社会をつくる好循環－」が基本的な方向性の一つとして位置づけられてきた。（閣議決定『教育振興基本計画』平成 25 年 6 月 14 日・第 1 部Ⅲ-（4））

そこでは、「人のつながりや支え合いの重要性」として、「持続可能で活力ある社会は、個々人の能力を高めることのみならず、多様なコミュニティにおける様々な人々のつながりや支え合い（社会関係資本）を形成することにより実現されるものである。また、様々な人々との関わりの中で、個人の社会性などが培われ、様々なアイデアが創出される。そして、その支え合いの営みがより高次の社会への発展を促す」とされる。

さらに、「自立したコミュニティによる地域の課題解決の重要性」として、「地域社会の抱える課題を、その地域のコミュニティにおいて解決していくためには、現役世代から高齢者に至るまで、コミュニティを構成するあらゆる者が『互助・共助』の理念の下で協働して課題に取り組んでいくことが重要となる」という指摘をしている。続けて、「『社会が人を育み、人が社会をつくる』好循環システム」をつくり出すことが重要であることを、「世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域コミュニティが教育の基盤であることはもとより、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える問題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべき」であり、そこを拠点として「保護者や地域住民などの多様な人々が集い、学習することなどを通じ多様な主体によるネットワークを構築し、絆をつくり上げていくこと」や「社会教育行政の再構築を図る」ことが重要であると指摘している。

その際、「いわゆる地縁組織などによるコミュニティだけではなく、地域外の NPO・企業・大学なども含めた様々な主体との関わりを深めていくことも重要である。これを通じて、多様なバックグラウンドを有する人々の協働が促進され、新たな価値の創造につながるものと考えられる」と結論づけている。

この教育振興基本計画は、対象を児童・生徒・学生に限定しているだけではなく、地域に住むすべての人びとも、その対象として検討を加えているものである。望ましい地域社会のあり方を提起し、それに向けた人間形成の方向づけを行っているが、児童・生徒・学生のみならず、成人・おとなについてもその対象であると理解されるものである。望ましい地域社会のあり方を、教育の観点で検討しているのだが、その教育は、学校教育のみな

らず、社会教育や家庭教育までを視野に入れた広い視野で考えているものであるといえる。1960 年代に生涯教育という概念が提起され、1980 年代からは生涯学習の支援という発想で行政施策が展開されてきているが、コミュニティの形成はその基本となるものであるという認識が示されている。『教育振興基本計画』は、政府の基本的な方向づけの文書であり、その存在意義は大きい。

述べてきた観点は、平成 18 年に抜本的に改正された教育基本法の第 13 条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」という規定の発想とも密接に関連する。現在進行中の教職課程の再認定の作業においても、教職をめざす学生に「学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する」ことが求められているが、教員のみならず、地域住民にも学校教育・社会教育・家庭教育についての理解を深めることが求められているということであろう。

2）コミュニティ人間科学部の構想

青山学院大学が構想している「コミュニティ人間科学部」は、この第 2 期教育振興基本計画の発想と大筋同様な考え方を基本にしている。ただ、第 2 期教育振興基本計画では、どのような人間がその方向づけを推進するかについての検討は残されていると考えられる。どのような人間が存在することが、望ましい社会にとって必要不可欠なことであるかを検討し、その方向の施策を推進することが必要なのであろう。

このことは、そのための専門家を養成することを考え、養成のしくみを整え、コミュニティの形成・創造につなげるのか、それとも児童・生徒・学生も含めた地域住民総体の力・協働によって推進するのか、という問いにも結びつく。それは、地域社会の課題解決に向けて、都市社会学者・倉沢進のいう「専門処理システム」と「相互扶助システム」のどちらを採用するか、という問題としてとらえることができる。前者は、専門家を配置し、その専門的力量に信頼を置き、問題解決の道筋を整える考え方であり、後者は、地域住民が問題解決の方法そのものについての合意形成を図り、深い検討と相互扶助的・協働的な作業により課題解決に至るという道筋が考えられている。

コミュニティ人間科学部は、その両方に関係する人材を養成しようと考えるものである。専門家として地域の課題解決に取り組み、かつ地域住民としても課題解決に取り組む人材を養成しようとしているのである。実際には、一人が「二役」を担うこともあろうし、「二役」を意識しながら活動することも想定される。

明治時代以降、職業における専門分化が進み、かつての地域でのさまざまな協働的な活動を、行政がその役割として担うようになってきており、公務員ではない住民は、そのサービスの受け手として生活してきた。しかし、近年、財政の逼迫等を背景に、行政がさまざまな領域のサービスから撤退し、民間の力に頼るようになってきているという現実が広

がっている。ところが、その民間には、専門的知識や経験、さらには協働的な構えを備えた人間が十分に存在しているとはいえない状況でもあり、意識してそのような人間を育てる必要があると考えられるといえよう。社会関係資本の意図的な構築が必要なのである。社会的な存在としての大学は、そのような必要に応える責務があると考えられる。「専門処理システム」と「相互扶助システム」の双方の発想を兼ね備えた、新たなシステムの中核になる人間を養成すること、それがコミュニティ人間科学部の目指す方向である。

3）コミュニティ形成・創造という到達目標

ここで、「コミュニティ」という用語と、「地域」ないし「地域社会」という用語は、次のように位置づけて、基本的には使い分けている。なお、慣用的な使用法が定着している場合はそれに従うことにしている。

「地域」ないし「地域社会」は、市町村内の一定のまとまり、として考えられる。文部科学省の「地域学校協働活動」や、その前の「学校支援地域本部」という施策は、小学校区ないしは中学校区などを、そこでいう「地域」の範域としている。小学校区は、明治期までの自然村を背景にもつもので、日常的な生活圏域ということができる。

われわれは、「地域」ないし「地域社会」という用語は、実体を表す用語として位置づけるということになる。一方、「コミュニティ」という用語は、一定の範域を基盤にしながらも、普遍的な価値意識をもち、自律的能動的な活動をする人びとの生活様式を表す、目標概念として用いることになる。地域・地域社会は、そのままではコミュニティというわけではなく、コミュニティはめざされる状態として位置づけるということである。

コミュニティ人間科学部は、コミュニティを形成・創造する人間に関心をもつ学部である。コミュニティそのものについての社会学的な理解を背景としながら、必ずしもそれだけが中心なのではなく、コミュニティの形成・創造を担う人材をどのように養成するかという、教育学的観点を基礎にした学部、それも学校教育のみならず社会教育・家庭教育の領域を重視した学部として、コミュニティ人間科学部は構想されている。

地域社会を自律的能動的な市民によって構成される「コミュニティ」に変えていくことを目指した施策は、1970 年代、今から 50 年も前から政府・自治体によって展開されてきたことである。昭和 44 年の国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告『コミュニティー生活の場における人間性の回復－』は、それ以降のコミュニティ政策の基礎になる文書であった。そこでは、地域のリーダーの養成に関心を示しているが、指導性を身につけるための訓練、専門分野においてリーダーとなりうるような程度の高い技能を身につけるための教育が必要であり、コミュニティ構成員の市民的意識を醸成し、住民がコミュニティの必要性を自覚し、コミュニティ活動に積極的に取り組むようになるための教育が必要であることが指摘されていた。

4）コミュニティ形成に向けた行政施策

地域社会に密着した課題を自覚し、その解決の手法の基礎を身につけた人間の養成は、社会的課題であり、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」などの主導により、地域社会の活性化に関わる諸施策が講じられ、また、特に子ども・若者についての諸支援施策が積極的に進行中でもあり、大学でそのような施策に関わる学生を養成することについての社会的なニーズは十分に存在していると考えていい。

文部科学省が「地域学校協働活動」を推進させて、地域コーディネーターの配置やボランティアの活動を組織化し、地域と学校との協働による地域の生活環境を整える・地域力を強化する動きを整えたり、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』」を実現する必要があることを強調している。さらに、総務省では、都市地域から過疎地域等へ生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として地域協力活動を展開させる施策を平成 21 年度から開始し、一定の成果をあげてきている。「地域おこし協力隊」のような施策は、若者の斬新な視点を地域においても活用しようとするものであり、地域へ刺激を与え、地域の活性化につなげようとするものである。

神奈川県は『かながわグランドデザイン　基本構想』（平成 24 年 3 月）において、県民生活の「2025 年にめざすすがた」として、「ともに生きる地域社会の実現」や「新しい公共を担う多様な担い手への支援」をあげている。その第 2 期実施計画（平成 27 年 7 月）では、「子ども・子育てを支える社会環境の整備」「支援を必要とする子ども・家庭への対応」「若者が心豊かに育ち自立できる社会づくり」などの領域で具体的な施策の展開を推進していくことが示されている。相模原市では、「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 28 年 2 月）の中で、「地域で住民が互いに支え合っていると感じる市民の割合」を現在の 30.5%から、平成 31 年度には 45.8%にすることを目標の一つにあげ、市民との協働によるまちづくりを推進することが強調されている。さらに、島根県では、「島根県中山間地域活性化計画」（平成 28 年 5 月）の中で、活性化推進のためには、「小さな拠点づくり」が必要だとして、「住民主導の取組の推進」のために、「地域づくり人材の発掘・養成」「地域の『要』となる人材の確保・配置」「地域を支える組織づくり」が施策の課題として強調されている。

このように、都会でも、地方でも、地域づくりに関わる施策は重要な課題であり、地域社会に密着した課題を自覚し、その解決の手法の基礎を身につけた人間の養成は、喫緊の課題として位置づいている。

5）コミュニティ形成に向けたコミュニティ人間科学部の設置

しかし、特筆されるような事例は散見されるものの、現在においても、地域政策は、自

律的能動的な行動様式をもつ住民によって構成されるコミュニティの形成・創造をめざしている状況にあるといえる。1970 年代以降、50 年もの長い時間をかけても、コミュニティは形成されずにいるということなのである。行政のあり方が、民間の活動に期待をするようなスタンスに変わる今日の状況にあっては、コミュニティの形成・創造がより重要な課題になっているのである。

その根本には、普遍的な価値意識をもち自律的で能動的な活動をする住民の形成はどのようにしたら可能であるかという、基礎的な理解・研究が必要であるということが示唆されていると考えられる。制度的・組織的な側面だけでなく、人間形成・教育に関する理解と地域社会理解があいまって、コミュニティ形成・創造を可能にするわけで、コミュニティ人間科学部に対する社会的ニーズは大きいと考えてもいいのであろう。

今日、様々な地域に関する行政施策が展開されているが、それらは断片的かつ一過性のものかもしれない。形成されることが期待されるコミュニティを担う若者・地域人を継続的に養成することを担うのは、大学の重要な役割であろう。地域の自治体職員としてのみならず、NPO 等の職員として若者を養成することはもちろんのことで、今後とも基礎的なニーズは存在し、受験生の継続的な確保も可能であろう。また、職業の傍ら、旧来の町内会・自治会・諸団体の活動、商店街・地域の職能団体の活動、PTA の活動、社会福祉の領域での活動、近年増加してきているさまざまな領域でのボランティア活動・NPO の活動を行うなど、生活の一部として地域社会へ関わる人間が増えることは、地域社会の活性化・コミュニティ形成・創造の基礎となるものであって、コミュニティ人間科学部の教育は、そのような生き方の選択をも可能にする学部教育として位置づけられることになる。

若い世代の中にこのような地域社会の活性化に寄与・貢献するための諸能力を付けることをめざす学部が、社会的に注目されるであろうことも想像に難くはないし、またその注目がなければ日本の将来は暗いということになろう。

今、そのような事業に着手するということは、むしろ、遅いくらいなのである。そのための学部を、相模原キャンパスに設置するということには、相模原市という都心をやや離れた政令指定都市やその近郊都市群を意識しながらなされるものであり、一つのまとまりを持った地域の中で、地域の現実を肌で感じつつ教育・研究を展開するという十分な社会的要請が存在していると考えられる。地方都市でもなく、都心の、地域としてのまとまりを欠く地域ではない、相模原という立地も十分に活かした教育・研究が期待されるところであろう。ただし、相模原市とその近郊都市群・神奈川県ということだけを意識するのではなく、日本全国の「地域」を意識して教育・研究は行われることが求められている。各地の傑出した事例やリーダーに注目することによって、その事例を可能にした地域的背景・歴史的背景等についても十分に理解し、地域の現実的な課題を認識しつつ、課題解決へ向けた方策が検討され、実践的な活動に移されるというサイクルを意識しながら、言い換えれば、現実との往復を繰り返しながら、社会の持続的な発展に寄与することをめざす教

育・研究を志向しなければならないのである。

以上述べてきたように、青山学院大学は、平成 31 年 4 月に、相模原キャンパスに、コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科を設置しようとするものである。

イ．養成する人間像

1）コミュニティ形成に寄与する人材の養成

人びとが基礎的な生活を行う地域社会は、決して衰退してはならないものである。地域社会には健常者、能動的に活動する人びとだけではなく、多様な人びとが生活している。その活性化には、これまで、「弱者」と位置づけられてきたきらいがある、子ども・若者、女性、高齢者、障害者へも注目して、彼らが自律的能動的に活動できるような環境を整えることが必要である。共生という発想から、多様な人びとが、望ましい地域社会として、コミュニティを形成する意識を共有していくことが求められるのである。

地域社会に存在する状況を正確に理解し、課題を摘出し、課題解決のための方策を検討する能力を蓄えることが、次世代の社会・地域社会を担う、コミュニティを形成する若者・学生には期待されるのであろう。そのために、青山学院・青山学院大学は、新たな学部を設置することによって積極的に行動を開始するのである。

本学部では、地域に存在する諸課題を摘出し認識するための技法・調査能力を身につけることを基本とし、地域の諸資源の意味を理解し、その継承に資する博物館や図書館・文書館といった地域の諸施設の機能・役割を理解し、さらに、地域の合意形成に資するために社会教育という領域のこれまでの蓄積に接することによって、コミュニティ形成の中心的な役割を担える存在になるよう、学生を育てようとするものである。

だがしかし、この学部を卒業した若者は、地域社会とはほとんど関係を持たずに企業に就職し、あるいは海外の勤務になるのかもしれない。しかし、彼らは、いずれどこかの地域社会に戻ることになる。家庭を持ち子どもが増えれば、否応なしに地域との関係を意識せざるを得ないことになる。これまで語られてきた「会社人間」は地域を基盤とした生活を充実させる方向での変化が求められているわけで、NPO の活動などによって地域への貢献をすることが広がっている。この学部は、その際の基本的な構えや、基礎的な知識が備わった人間を社会へと送り出そうとするのである。地域社会を、より協働や共生という発想で考え、真にコミュニティと呼べる存在にしていくことに貢献する人間を育てようとしているのである。

もちろん、述べてきたような善良な市民として地域で主体的に生きる人間を育てることとともに、職業人として公務員やそれに準ずる立場で、また、地域生活と職業生活とを密接につなぐことのできる新しいタイプの人間として、地域社会の活性化・コミュニティの形成に直接寄与できる人間を育てることも、この学部がめざしていることである。

2）地域課題解決への取組

文教行政の課題として、「地域課題解決学習」の重視が叫ばれ、住民の組織化をどのようにしていくかについて、「オーガナイザー」について注目し積極的に養成する方向づけもなされている（学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議『人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて』平成 29 年 3 月・文部科学省生涯学習政策局）。これは、地域づくりには学習・教育が欠かせないこと、地域活動のキーパーソンの役割が重要であること（「学びあい、支えあい」成果活用運営協議会『平成 20 年度文部科学省委託事業「学びあい、支えあい」地域活性化事業に関する調査研究報告書』平成 21 年）などのこれまでの経験知とも符合する提案であると考えられる。地域課題の解決は、第一義的には、その地域の住民によって担われることが必要であるという認識、そこにキーパーソンが存在していることが重要であるという認識は、地域問題に関心がある人々の共通の考え方になっていると思われる。繰り返しの指摘になるが、では、その住民・キーパーソンはどのようにして確保できるかが課題なのである。

地域社会の活性化には、すでに述べたように、これまで「弱者」と位置づけられてきたきらいがある、子ども・若者、女性、高齢者、障害者へも注目して、彼らが自律的能動的に活動できるような環境を整えることが必要である。周辺の状況を正確に理解し、課題を摘出し、課題解決のための方策を検討する能力を蓄えることが、次世代の社会・地域社会を担う若者・学生には期待されるのであろう。

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科を卒業した学生の進路に関しては、公務員や団体・NPO 等の職員、地域に活動基盤・関心をもつ企業の職員として、地域社会において活動する職種に就職することを想定して教育課程を組んでいる。

3）養成する人材像：地域課題解決へ向けた人材養成

地域を活かし、地域をつなげ、地域に生きることができる人材の養成が、コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科が考える方向であるが、観点を変えて具体的に整理し直すなら、以下のようになる。

（ア）　職業生活と地域生活の融合を

地域に密着した職業に就くことによって、職業生活と地域生活を融合した生活が可能になることをめざす。会社は会社、地域は地域と峻別するのではなく、会社と地域の両方で活動できる知識と方法、生活の構えをもった人間は、今後ますます求められていくものだと考えられる。「お役所任せ」「専門家任せ」ではなく、自ら積極的に地域活動に関わる人間、地域課題の共有や合意形成のための討議・対話の支援ができる人間を養成することが目指される。その際、地域課題の理解に関して、技法の獲得に関して、豊

かな発想に基づいた計画に関してなどの学習について、十分な経験を蓄積させる。この学部学科は、職業生活と地域生活を融合させようとする人材の養成に関心をもつものである。

（イ）　地域文化の継承への貢献

地域文化を発掘し、継承するということは、災害復興時だけでなく、日常的にも必要であること自覚した人間を育てる。地域には、生活のためのさまざまな知恵がモノや記憶として残されているが、それを発掘し、有用な資源として活用し、継承していくという仕事や活動に積極的に関わる人間を養成するため、地域調査の能力、地域資料の組織化に関する専門的能力をつけることに配意する。この学部学科は、地域文化の継承に貢献できる人材を養成することをめざしている。

（ウ）　共生的な態度の形成

地域社会は、多様な人間によって構成されている。また、社会環境のみならず自然環境にも影響されている。他者の存在について自覚的になり、どのように協働的に生活していくべきであるかを模索し、自ら積極的に関係を構築できるような能力意欲を形成することも、この学部学科に科せられた課題である。そのために、少人数の演習科目や学外の人々と接する機会を重視し、共生的な態度を身につけることに力を入れるものである。

（エ）　地域社会のリーダー的存在に

公務員としてであれ、地域に住む民間人としてであれ、地域社会のリーダー的存在として生活できるような、他者理解のための基礎的素養をもった人間を育てる。幅広い地域住民の理解と、自身の住む地域とは異なる特性の地域に関してや、ユニークな活動を展開している地域の状況を理解し、地域間の交流をしながら、自身の地域の課題解決・活性化に貢献できる人間を育てる。この学部学科は、真にコミュティと呼べる地域社会の形成に寄与し、そこでリーダー的な存在になる人材を養成することをめざしている。

（オ）　人生 100 年時代の基礎－学び続ける人間に

大学で学んだことは、卒業後すぐに役立つものだというわけではない。卒業生が職業生活と地域生活の融合した生活をすることを想定かつ期待してはいるが、「会社人間」として働いて退職後、地域活動に関わるという人生設計をもつ卒業生も存在することも想定している。彼らには退職後にコミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科での学びが意味をもつようになるということもあると考えている。学び直しのシステムの構築が課題であるが、この学部学科は、変化する社会や状況に柔軟に対応でき、学び続け

る人間の養成に大いに関心をもつものである。

4）養成する人材像：プログラムごとの強調点

本学部は、5 つのプログラムを科目群として設定しているが、それらのプログラムは相互に関係しながら全体として上述したような人材を養成することを想定しているものである。ただし、もちろんプログラムごとに内容的に強調する領域も存在する。

子ども・若者活動支援プログラムでは、地域の次代を担う子どもや若者の行動特性に留意しながら、彼らの活動の支援を効果的効率的にできる人材を養成しようとしている。地域において、例えば学校の部活動の指導や学校と地域との連携協働活動の支援の中核としての役割を担える人材の養成をめざすことを特に強調するものである。

女性活動支援プログラムでは、地域社会において女性が積極的な役割を担えるような支援ができる人材の養成に関心を持つ。女性の社会的役割についての総合的な知見をもとに、地域活動の重要な構成員としての女性の活動の支援についての中核的な役割を担える人材の養成をめざすことを強調するものである。

コミュニティ活動支援プログラムでは、地域に住むさまざまな人々が自律的能動的に活動できる仕組みを実現する方策を検討することに関心を持つ。その際、健常者はもとより障害者や高齢者がそれぞれの能力を十分に発揮できる環境の整備を志向する、地域の諸活動の支援に従事できる人材の養成をめざすことを強調するものである。

コミュニティ資源継承プログラムでは、地域の固有の文化の価値を認識し、それを継承しつつ自らの地域の文化を形成することに関心を持つ。博物館や図書館等の機関の地域における役割について理解し、地域文化の継承・創造のそのための方法を身につけた人材の養成をめざすことを強調するものである。

コミュニティ創生計画プログラムは、本学部の他のプログラムの基礎的な部分も担うものでもあり、共生的な態度を基礎にした地域社会のあり方そのものについての知見を持ち、行政施策を含めたコミュニティ形成の道筋についての検討を住民が相互の交流を基礎に展開できるような支援者の養成をめざすことを強調するものである。

以上述べてきたことをまとめれば、これらのプログラムによって構成されている本学部は、地域社会を、より協働や共生という発想で考え、真にコミュニティと呼べる存在にしていくことに貢献する人間を育てようとするものであり、善良な市民として地域で主体的に生きる人間であるとともに、職業人として公務員やそれに準ずる立場で、また、地域生活と職業生活とを密接につなぐことのできる新しいタイプの人間として、地域社会の活性化・コミュニティの形成に直接寄与できる人間を育てることをめざすものである。

5）修得させる能力

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科の教育の特色と、具体的に学生に修得

させようとしている能力等は以下の通りである。

（ア）　地域活動の基礎的な理解を深める

地域活動主体（成人一般／子ども・若者／女性／高齢者・障害者）の理解について教育学を基礎にして社会学・心理学・歴史的観点から深めるとともに、諸活動主体の自己形成支援・生涯学習支援方策についての理解を深める。これについては、教育文化施策・福祉行政施策についての理解も深めることを前提としている。

これらに対応させて「学部基礎科目」・「学部共通選択科目」・「プログラム固有科目」・「基礎演習」・「応用演習」などが設定されている。

この学びにより、特に、**＜課題を抽出し解決するための調査・分析・考察の力。＞**や、**＜価値を発見、創造する力。編集・活用・発信する力。＞**が養われると想定している。

（イ）　地域活動を体験として蓄積する

実習科目を設け、全国の市町村・施設・NPO などと連携して、地域や地域活動を展開している人びとの実態にふれ、地域活性化の方策を考える能力を獲得させる。実習は少人数（8 人）により全国 30 箇所程度で実施し、効果的に行うための事前指導、実習の成果を活かす、「専門演習」や「卒業研究」などの科目を設定している。そのため、専任の教員が担当するほか、各地に地域受入型実習担当教員（非常勤）を配置し、地域の実情により深く接することを可能にする。

これらに対応させて「地域実習科目」（「地域実習 1」[学内実習・事前指導：1 クラス 24 人]・「地域実習 2」[現地実習・現地指導：1 クラス 8 人]）が設定されている。

この学びにより、特に、**＜多様な人々との協働を可能にする、共生的態度・コミュニケーション力。＞**が養われると想定している。

（ウ）　地域把握のための方法論的基礎を獲得する

充実した地域実習を行う前提で、「研究理解科目」を設定し、地域調査の基本的な方法を必修として全員に習得させる。「地域社会調査法入門（基礎調査）」では関連する基礎的な情報を収集するための文献調査について、「地域社会調査法入門（統計調査）」では量的調査の手法について、「地域社会調査法入門（質的調査）」では質的調査の方法について修得させ、学生自身で地域の実態の把握を可能にする能力を獲得させる。

この学びにより、特に、**＜課題を抽出し解決するための調査・分析・考察の力。＞**が養われると想定している。

（エ）　地域づくりの方法を学び、活用方策を考え、課題解決につなげる

卒業後の充実した地域活動をする裏付ける諸能力、課題発見能力・課題析出能力・課

題分析能力・課題解決能力を獲得させる。①課題発見能力を獲得するためには主として「地域実習 1」、②課題析出能力を獲得するためには主として「地域実習 2」、③課題分析能力を獲得するためには主として「専門演習」、④課題解決能力を獲得するためには主として「卒業研究」を配置している。もちろんこれらは、地域活動の基礎的な理解を修得するための「学部基礎科目」・「学部共通選択科目」・「プログラム固有科目」・「基礎演習」・「応用演習」での学習を前提としている。これらについては、必ずしも教員の主導ということでなく、学習・研究環境を整えることによって、学生の主体的・能動的な行動を促すというスタンスでの支援を行う。

この学びにより、特に、**＜多様な人々の力を引き出すファシリテーション・サジェスチョンの力。＞**や、**＜課題を抽出し解決するための調査・分析・考察の力。＞**が養われると想定している。

（オ） 地域活動に必要なコミュニケーション能力をつける

1 年次の「基礎演習」（20 人）、2 年次の「応用演習」（20 人）、3 年次の「専門演習」（10 人）、4 年次の「卒業研究」（10 人）など、少人数のクラスを設定し、教員との距離を近く設定しており、学生の能動的主体的な学習・研究、いわゆるアクティブ・ラーニングを可能にするような環境を整え、人の顔が見える関係での活動ができることを可能にする。「地域実習 1・2」の遂行過程では、普段のクラスを離れた関係での他者との協働的な構えの形成が求められ、専門的知識に裏打ちされた、状況への柔軟な対応力を養成する。

また、「英語の青山」の伝統を引継ぎ、英語科目では、英語多読の手法を使用した「英語講読」と地域において英語による情報発信を可能にする「英語コミュニケーション」の科目を設定し、地域での外国語対応を可能にする能力を獲得させる。

この学びにより、特に、**＜多様な人々をつなぐコーディネーションの力。＞**が養われると想定している。

（カ） 専門的な資格につなげる

地域課題の解決に必要な調査に対応できる社会調査士、教育委員会で仕事をする地域住民の学習活動支援のための社会教育主事、図書館で仕事をする地域の情報の集積と活用を支援する司書、博物館で仕事をする地域の文化資源の発掘・継承のための学芸員、の資格取得にスムースにつながるカリキュラム構成になっており、地域の諸機関で活動できる専門的な資格への結びつきを想定している。

この学びにより、特に、**＜価値を発見、創造する力。編集・活用・発信する力＞**が養われると想定している。

6)　教育上の目的・ディプロマポリシー・中心的な学問分野

この間、養成する人材像に関し縷々述べてきたが、本学部の教育上の目的は、善良な市民として地域で主体的に生きる人間を育てることとともに、職業人として公務員やそれに準ずる立場で、また、地域生活と職業生活とを密接につなぐことのできる新しいタイプの人間として地域社会の活性化に直接寄与できる人材を養成することにあるといえる。

そのため、本学部は、ディプロマポリシーとして

(1) 社会的な問題に関する実践的な関心

(2) 広い社会科学的な素養

(3) 地域に住む人間についての共感的な理解

(4) 問題の実践的な解決方策への関心

(5) 共生という発想からの行動力

などを備えた人間を卒業生としての最低の要件であると考える。これは、本人が地域で活動できる能力を身につけさせることとともに、地域で活動する人びとを支援できる能力を身につけさせるということでもある。

本学部は、「教育学・保育学」ならびに「社会学・社会福祉学」を中心とする学問分野を教育・研究する学部として、学生を育成しようとするものである。

7)　教育研究上の数量的・具体的な到達目標等

本学部では、ディプロマポリシーに基づいた学生の養成に努め、地域社会への貢献、コミュニティ形成への寄与を目標としており、卒業生が公務員やその関連機関の職員や NPO 職員等として地域で活躍をするための能力をつけることに注力する。

本学部で取得可能な資格、社会調査士・社会教育主事・司書・学芸員に関して、卒業生の一定数が取得し、その領域での活動が可能になることを期待している。想定としては、社会調査士 20 名、社会教育主事 30 名、司書 30 名、学芸員 30 名についての取得を見込んでいる。また、社会人の入学・学修についても、次第に広がることを期待しているが、当面、毎年数人程度の入学を想定している。

なお、「地域実習 2」は選択必修科目であるが、別に示しているように、すでに入学定員 240 人を上回る受入先を確保しており、さらに多様な実習先を確保し、地域・地域活動の多様性を学生に理解させることにしたいと考えている。

8)　青山学院女子短期大学学生募集停止との関係

学校法人青山学院には、青山学院女子短期大学が設置されているが、平成 31 年度入試から学生の募集を停止する予定である。本学部の設置は、大学の独自の構想で進められてきたものであり、同短期大学の教員の中には本学部の教員として任用される予定の者もいるが、本学部は女子短期大学の四年制大学への改組による設置ではない。

② 学部・学科等の特色

ア．本学部の教育の特色

すでに述べてきたとおり、本学部の教育上の目的は、善良な市民として地域で主体的に生きる人間を育てることとともに、職業人として公務員やそれに準ずる立場で、また、地域生活と職業生活とを密接につなぐことのできる新しいタイプの人間として地域社会の活性化に直接寄与できる人材を養成することにあるといえる。

これは、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 16 年）の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」による、「幅広い職業人養成」や「地域の生涯学習機会の拠点」、「社会貢献（地域貢献等）」に関連する役割を担う学部であるということになり、今後社会的に重要な位置を占めることになると考えられる。

なお、新学部の設置によって、本学全体や他の学部の特色等に変更は生じないものであると考えられる。青山学院大学・学校法人青山学院のスクール・モットー「地の塩、世の光」**（資料 1）**を体現した教育が展開される学部になると考えられる。

イ．本学部と他学部との特色の違い

本学にすでに存在する学部で、本学部と、やや似た学部としては、教育人間科学部（教育学科）、社会情報学部、国際政治経済学部（国際コミュニケーション学科）、総合文化政策学部、地球社会共生学部が挙げられ、以下の通りの特色がある。

教育人間科学部、特に教育学科は、学校教育に特化するようなカリキュラム構成であり、教員免許を取得し教職に就くという学生を主たる対象としている。この点、本学部では教職課程は用意せず、もっぱら地域での活動主体・活動支援にあたる人間を養成するという点に、その特色がある。

国際政治経済学部、特に国際コミュニケーション学科は、コミュニケーションに対する幅広い知識および国際人としての教養とスキルを習得させ、理論的な探求とともに、他文化の人々との円滑なコミュニケーションを図り、国際的に活躍できる人材を養成するという特色を持つ。これに対し、本学部は、地域に生活する人間として地域文化の継承・創造を念頭に置いて活動する人間の養成に力を入れるものである。

総合文化政策学部は、青山キャンパスにおいて、多様な文化芸術を総合的に理解する人文学的科目群と、政策立案およびマネジメント能力を養成する実践的社会科学的科目群を交差的に学びつつ文化の創造と世界への発信、都市文化交流などを通じ、地域や国際社会に貢献できる実践的かつ創造的人材を養成することを目的としているが、本学部は、相模原キャンパスにおいて、子ども・若者、女性・高齢者・障害者などに配慮しつつ地域の活性化に資する市民を養成することをめざし、地域社会が持つ文化的な諸資源を次世代に継

承することを重要な研究・教育課題とするという特色を持つ。

社会情報学部では、組織的な活動における意思決定や政策決定に重きを置くカリキュラム構成になっており、情報技術を基礎にして社会的な問題の解決を実践的に行うことができる人間を養成することがめざされている。いわゆる文理融合型の学部であるが、本学部はいわゆる文科系の学部として、地域社会そのものの問題や教育・学習・心理という側面からの総合的なアプローチを試み、実践的に地域の諸課題に関わる人間の養成をめざしたカリキュラム構成になっているという点にその特色を持つ。

地球社会共生学部の目的は、ビジネス、コラボレーション（国際協力・文化交流）、メディア・空間情報、ソシオロジーの４クラスターを通じ、幅広い社会科学を身につけ、「地球規模の視野に立って、社会の抱える諸問題を解き明かす知恵・知識と課題解決力をもつ人材を育成する」というところにあり、世界の動きと切り離すことのできない国内の地域経済振興、観光振興などへの貢献も視野に入れている。一方、本学部は、国内の地域社会に密着して、その文化の継承をめざしながら、子ども・若者、女性・高齢者・障害者などの個人個人の特性や生活環境を勘案しつつ各地域の抱える地域課題に着目し、その解決のために貢献する人間を養成することをめざしている。

これらの学部に、コミュニティ人間科学部が加わることによって、青山学院、及び青山学院大学の「地の塩、世の光」というスクール・モットーがより一層鮮明になるものと考えられる。

③学部・学科等の名称及び学位の名称

ア．学部・学科の名称の理由

本学部は、前述の①設置の趣旨及び必要性、ならびに、②学部・学科等の特色に記したように、教育振興基本計画に謳われている人間形成の意義に基づき、地域社会で生活する人々自身が、自律的能動的な活動をするコミュニティを形成し、また、新たなコミュニティの創造に携われるようになることが重要であると認識し、そうした人材を養成するものとして設置する。こうした認識は、青山学院大学のスクール・モットーである「地の塩、世の光」に通じ、地域社会の形成・創造に寄与する人材育成が、青山学院大学の建学の精神に基づくものとして位置づけている。

本学部は、教育学・保育学、ならびに、社会学・社会福祉学の複合的な領域の学部・学科として設置を届け出るものであるが、地域社会とそこに生活する人々にかかわる諸課題を 5 つの履修プログラムからなる教育課程として設計し、地域社会の持続可能な発展のメカニズムを、理論的かつ実践的に学べるようにしている。各履修プログラムは、子ども・若者活動支援プログラム、女性活動支援プログラム、コミュニティ活動支援プログラム、コミュニティ資源継承プログラム、コミュニティ創生計画プログラムであるが、いずれにおいても核となるのは、コミュニティで生起する「人間」の活動、ならびに「人間」が作り出す社会である。

このように、新しい学部のキーワードとなるものが、「コミュニティ」ならびにそこで生活する「人々（人間）」であることから、コミュニティに貢献する人材の養成という目標を名辞としても取り入れた、「コミュニティ人間科学部」を学部名称として、また、「コミュニティ人間科学科」を学科名称として用いる。

イ．学位に付記する専攻分野の名称

本学部で授与する学位は、学士（学術）である。これは、本学部の教育課程が、教育学と社会学を複合して組み立てたものであることに基づいている。

まず、地域社会で活動する人々を支援することに関する理論あるいは実践は、社会教育学、生涯学習論といった領域に支えられている。また、社会教育の派生領域である博物館学、図書館情報学等は地域社会の資源を後世に残し、また、同時代に広める仕組みを支える領域であるし、地域創生の計画策定とも密接に結びついている。本学部の教育課程、とりわけ、5 つの履修プログラムの諸科目は、こうした諸領域に基づくものとなっている。

一方、地域社会における人々の営みと、その結果として形成されるコミュニティの様態は、社会学で扱う現象と捉えられる。5 つの履修プログラムにおいては、社会学の視点からの学修ができるよう様々な科目を配置している。また、基礎科目の研究理解科目の群にお

いて、地域社会調査法入門（基礎調査）、地域社会調査法入門（統計調査）、地域社会調査法入門（質的調査）を必修科目として配置し、社会学で用いる調査方法の知識と技術の獲得を卒業に必要なものとしている。

こうした教育課程に基づく学位であることから、付記する専攻分野を「学術」とし、複合領域の学位であることを明らかなものとするよう措置している。

ウ．学部・学科及び学位の英訳名称

学部・学科の英文名称は、下記のものとしている。

コミュニティ人間科学部　College of Community Studies
コミュニティ人間科学科　Department of Community Studies

この英訳には、「人間」に相当する表現が、直接的には含まれていない。しかし、英語の community の概念には、地域社会の構成員の存在が包含されている。したがって、国際的な適用性に留意した場合、「人間」を直訳することは馴染まないと判断し、この英訳名称を使用することとした。

また、学位の英訳名称は、下記のものとなる。

学士（学術）　Bachelor of Arts (BA)

④教育課程の編成の考え方及び特色

ア．カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

コミュニティ人間科学部では、以下のカリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）に基づき、専門教育課程の諸科目を配置する。

本学部においては、子ども・若者、女性、高齢者、障害者など、社会的弱者と位置づけられてきた人びとが、自律的な存在として活動できる環境を整えることに貢献できる人間を世に送り出そうとしている。そのためには、それぞれの人びとの置かれている社会状況を総合的にふまえた上で、教育・福祉、職業・文化、心理、制度・行政等の諸側面から、専門的に現状を分析し、問題状況を理解し、必要な解決策を検討し、行政や民間諸機関の具体的な行動計画を策定、遂行できるような能力を身につけることができるような科目を配置することとする。

また、専門教育課程を支える教養教育課程に関しては、青山学院大学全体の共通教育科目である「青山スタンダード科目」の理念に基づいて、教養教育科目を配置する。

イ．科目構成とその理由

１）教育課程の概要

本学部では、教育課程を教養教育課程と専門教育課程に大別して運用する。まず、青山学院大学では、「青山スタンダード」の名のもとで教養教育課程を設け、それを全学共通の教育システムとして位置付けている。本学部においても、多くの既設学部と同じ 26 単位を、「青山スタンダード」必修履修単位数として設定し、教養教育を行う。

次に、専門教育課程は、本学部独自の学修プログラムとして設計し、既設学部にはない、計 171 科目で構成する。

２）専門教育課程の編成方針

(ｱ)　科目群

本学部の専門教育課程は、下記の 8 つの科目群で構成する。

第０群　学部必修科目群
第Ⅰ群　子ども・若者活動支援プログラム科目群

第Ⅱ群　女性活動支援プログラム科目群
第Ⅲ群　コミュニティ活動支援プログラム科目群
第Ⅳ群　コミュニティ資源継承プログラム科目群
第Ⅴ群　コミュニティ創生計画プログラム科目群
第Ⅵ群　専門技能科目群
外国語科目群

第０群は、計 32 単位からなる必修科目であり、本学部に入学したすべての学生が履修する。第Ⅰ群から第Ⅴ群は、地域社会とそこに生活する人々にかかわる諸課題を 5 つに区分し、それぞれの内容を深めるための科目群として設計したものである。第Ⅵ群は、本学部で取得できる資格に必要な科目のうち、第０群から第Ⅴ群までには収まらない専門的技能の育成に資する科目群となっている。これらに加えて、英語の 4 技能を高めるための英語科目群を設けている。

(ｲ)　学部必修科目群

第０群の学部必修科目は、講義形式で開講する学部基礎科目（4 科目）、研究方法を学ぶ研究理解科目（3 科目）、学部基礎科目と研究理解科目を踏まえて実践的に学修する演習科目（8 科目）から構成されている。学部基礎科目は、「地域学習社会論」「地域行政原論」「コミュニティ創造論」「コミュニティ社会学原論」の 4 つであり、1 年次に学ぶことを原則とする。この 4 科目はいずれも、地域社会（コミュニティ）と人間に関する原理的な理解を深める科目であり、本学部の学修の基礎となる知識を修得させる。

研究理解科目は、1 年次から 3 年次に配置しており、本学部の基礎的な研究方法である社会調査の方法を、段階的に、かつ、体系的に学べるようにしている。すなわち、地域社会の状況を認識するために行う文献調査の手法を学ぶ「地域社会調査法入門（基礎調査）」が 1 年次に配置されている。2 年次には、主に質問紙による数量的な調査の基礎を学ぶ「地域社会調査法入門（統計調査）」を設けている。また、3 年次には、面接調査やフィールド調査、エスノグラフィやアクションリサーチなど、定性的なデータ分析が求められる「地域社会調査法入門（質的調査）」を置いている。

演習科目は、1 年次から 4 年次のすべての時期に配置し、少人数での指導を行う。1 年次に配置した「基礎演習Ⅰ」と「基礎演習Ⅱ」では、高等学校までの学修との接続を重視し、大学での学修に必要となるアカデミックスキルの獲得を目指している。また、単位の実質化を目標に、授業時間だけではなく、事前学修・事後学修の習慣を学生が身に付けるよう指導することを重視している。

2 年次に配置する「応用演習Ⅰ」では、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」で学んだアカデミックスキルをさらに深めることを目指すとともに、「地域社会調査法入門（基礎調査）」

で学んだ文献調査の実際に触れられるように指導する。また、「応用演習Ⅱ」では、「地域社会調査法入門（統計調査）」で学んだ内容を踏まえて、質問紙調査の実際を体験することを主眼に位置付ける。

3年次に配置する「専門演習Ⅰ」と「専門演習Ⅱ」は、担当教員の専門領域や研究テーマとも関連させ、また、「地域社会調査法入門（質的調査）」で学んだ手法に基づき、地域社会における諸課題を分析する作業に取り組む。

4年次に配置する「卒業研究Ⅰ」と「卒業研究Ⅱ」は、地域社会の持続可能な発展に資するテーマを設定し、それに関する調査を実施して分析し、4 年間の学業生活の集大成として、最終成果物を作成または製作することを目指す。

(ｳ)　履修プログラム科目群の構造

第Ⅰ群から第Ⅴ群に配置する各履修プログラムの科目群は、共通する構造となっており、学部共通選択科目、地域実習科目、個別プログラム科目に大別される。学部共通選択科目は、さらに学部共通選択科目 A と学部共通選択科目 B に細分されるが、地域社会とそこで生活する人々のあり方を「幅広く」かつ「深く」学ぶための仕組みとして設けている。この科目は、5 つの履修プログラムにおいて基礎的内容を扱う 9 科目、計 45 科目であり、いずれの履修プログラムを中心に学ぶ者であっても、他の履修プログラムの基礎を学ぶことができるよう履修要件を定めている。学部共通選択科目 A（25 科目）は 1 年次からの履修が推奨されるものとし、2 年次以降に学ぶよう配置された、学部共通選択科目 B（20 科目）に対して、より基礎的な内容を扱っている。この学部共通選択科目を学ぶことにより、複数の履修プログラムの基礎的内容を理解することが可能となり、それぞれの履修プログラムにおける学びが、いわゆる「縦割り学修」の弊害に陥ることのないように措置している。

地域実習科目は、各履修プログラムに 4 科目ずつ設けられている。すなわち、2 年次で学ぶ「地域実習 A1～K1」（10 科目）と 3 年次で学ぶ「地域実習 A2～K2」（10 科目）が、各履修プログラムに 2 科目ずつ配置する構成となっている（アルファベットの I は未使用）。「地域実習 A1～K1」は、原則としてキャンパス内またはキャンパスの近隣地域で実施することを想定している。内容としては、地域社会における特定の事象・事例に関して、文献・情報の渉猟を基本にした予備的な調査を実習形式で行う。また、見学実習を行なったり、関係者をゲスト講師として招聘したりして、実践に対する理解を深める。さらに、基本資料集をまとめる作業も集団的に取り組む。1 科目は、平均 24 名の学生が履修するものとしている。

一方、「地域実習 A2～K2」は、1 科目を 3 コマずつ設け、平均 8 名の少人数による実際的な学修を行う。内容としては、「地域実習 A1～K1」で学んだ事象・事例に関係させて、キャンパス外の特定の地域において、多様な実践を積み重ねている諸機関・団体・個人に密着して、活動の理念や経緯、活動の内容と方法、地域にとっての役割や貢献等について

の知見を、実践的に深める。標準的には、事前指導 5 時間、現地での正味 5 日間（1 日 6 時間×5 日＝30 時間）の活動、事後指導 10 時間の組み立てとしている。特定の地域は、大学・学部として協力関係を確立させるものと、担当教員の個別ネットワークに基づいて設定することを想定しているが、4 年程度の持続可能性を持たせることを原則としている。

個別プログラム科目は、各履修プログラムに 12 科目ずつ設けられており、各履修プログラムにおける「各論」に相当する内容を扱うものとされている。各 12 科目は、内容を反映させた名称を付した 8 科目と、その時々のトピックを柔軟に扱うことができるようにした「コミュニティ人間科学特論」4 科目から成り立っている。後者は、多様かつ変化の激しい地域社会の諸課題を幅広く扱えるようにしたものであり、4 年～8 年程度を目処に、内容ならびに担当者の見直しを行い、社会事情の変化に対応した教育が行えるようにする。なお、個別プログラム科目は、いずれも「各論」に相当する内容となることから、履修年次は 3 年次または 4 年次としている。

(ｴ)　専門技能科目群

本学部では、社会調査士、社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員の資格を取得するための科目を開設している。それぞれの資格の取得に必要な科目は、第０群から第Ⅴ群に配置された諸科目に加えて、第Ⅵ群として、特に専門的な技能を養成するための科目を配置している。第Ⅵ群の科目は、卒業要件の点ではいずれも自由科目であり、2 年次から 4 年次にかけての履修を行う。

(ｵ)　外国語科目群

本学部では、外国語科目として、英語多読科目と英語表現科目をそれぞれ 5 科目設け、いずれも必修科目としている。これらは、地域社会における英語活用の 4 技能を総合的に高めることを目指すものであるが、英語多読科目は、「読む」技能を高めるための科目であり、英語多読の手法を中心にした指導を行う。一方、英語表現科目は、「聴く」「話す」「書く」の 3 技能を高めるための科目として位置付け、独自教材の開発を進めながら、学生指導を行う。英語多読科目と英語表現科目は、1 年次に 2 科目ずつ計 4 科目、同じく 2 年次に 2 科目ずつ計 4 科目、さらに、3 年次に 1 科目ずつ計 2 科目配置し、3 年間にわたって英語に接することができるよう、配置年次に配慮している。これにより、英語によるコミュニケーションが、より習慣となることを目指している。

３）各履修プログラム科目の特性

(ｱ)　子ども・若者活動支援プログラム科目群

第Ⅰ群に配置される科目は、以下の内容を学ぶものとして設けられている。

地域社会における子どもと若者の活動について、子どもと若者の成長・発達などの基礎を理解した上で、その活動を支援する際に求められる知識・技術を学修する。

この科目群は、子どもと若者に対する各種の活動支援の原理を学ぶ「子ども活動支援原論」と「青少年活動支援原論」、教育学ならびに教育心理学の観点から、地域の子どもと若者の成長について理解を深める「地域と子どもの成長」「子どもの発達と健康」「子どもの心理学的理解」を、学部共通選択科目 A として配置している。また、子どもや若者を支援する活動を実施している人や機関に対する理解を深めるために、「幼児教育者支援論」「青少年活動支援施設論」「子ども・若者読書支援論」「青少年活動支援団体論」を、学部共通選択科目 B に位置づけている。

その上で、子どもと若者に対する活動支援を行う上で、認識しておくべき関連する課題や周辺的な事象について学べるよう、個別プログラム科目を設けている。具体的には、「子どもの貧困と社会的ケア」「フリースクール論」「次世代育成支援行政論」「子ども体験活動論」「青少年自然体験活動論」「青少年文化芸術体験活動論」「子ども家庭福祉論」「青少年スポーツ活動論」である。さらに、多様かつ変化が激しい地域社会の諸課題に対応できるよう、子ども若者に関係するカレントなトピックを取り上げる科目として、4 つの特論科目を設けている。この特論科目で扱うトピックは、本学部の設置時点では、学校と地域、記録資料の中の子ども、ネット空間と集団、障害児の教育である。

(イ) 女性活動支援プログラム科目群

第Ⅱ群に配置される科目は、以下の内容を学ぶものとして設けられている。

地域社会における女性の活動について、女性の生活・社会参加などの基礎を理解した上で、その活動を支援する際に求められる知識・技術を学修する。

この科目群は、女性に対する各種の活動支援の原理と現行の女性教育の基礎を学ぶ「女性活動支援原論」と「女性教育制度論」、地域で活動する女性に関する理解を社会教育学の視点から深めることを目指す、「女性キャリア教育論」「女性学習支援組織論」「家庭教育支援論」を、学部共通選択科目 A として配置している。また、地域において活動する女性の状況について理解するために、「女性の心理学的理解」「ワークライフバランス論」「地域と家族・子育て」「地域活動とジェンダー」を、学部共通選択科目 B に位置づけている。

その上で、女性に対する活動支援を行う上で、認識しておくべき関連する課題や周辺的な事象について学べるよう、個別プログラム科目を設けている。具体的には、「PTA 活動

論」「女性社会活動論」「生活者と法律」「キリスト教と女性」「女性と社会運動」「女性と政治参加」「女性と労働」「女性と記録・表現」である。さらに、多様かつ変化が激しい地域社会の諸課題に対応できるよう、女性に関係するカレントなトピックを取り上げる科目として、4 つの特論科目を設けている。この特論科目で扱うトピックは、本学部の設置時点では、ヨーロッパの近現代女性史、アメリカの近現代女性史、女性の生活圏における思想と文学、ルポルタージュとジェンダーである。

(ｳ) コミュニティ活動支援プログラム科目群

第Ⅲ群に配置される科目は、以下の内容を学ぶものとして設けられている。

地域社会における、様々な人々（高齢者・障害者を含む）の活動について、地域スポーツ・社会福祉・ボランティア活動などの基礎を理解した上で、日常生活や職業生活の諸活動を支援する知識・技術を学修する。

この科目群は、高齢者や障害者を含む、地域の様々な人々に対する各種の活動支援の原理を学ぶ「コミュニティ活動支援論」、地域における福祉活動や生涯学習活動に対する理解を深める、「地域福祉論」「地域生涯学習推進論」「地域社会教育計画論Ⅰ・Ⅱ」を、学部共通選択科目 A として配置している。また、地域において多様な学習活動や福祉活動を支援する職業と機関について理解するために、「地域と教育専門職の社会学」「地域図書館活動論」「地域博物館活動論」「地域福祉教育論」を、学部共通選択科目 B に位置づけている。

その上で、地域の様々な人々に対する活動支援を行う上で、認識しておくべき関連する課題や周辺的な事象について学べるよう、地域スポーツや地域ボランティアの考え方、高齢者や障害者の心理学的な理解などにも拡げて、個別プログラム科目を設けている。具体的には、「NPO 組織論」「地域障害者福祉論」「地域高齢者福祉論」「高齢者の心理学的理解」「障害者の心理学的理解」「ボランティア活動論」「地域スポーツマネジメント論」「スポーツ指導論」である。さらに、多様かつ変化が激しい地域社会の諸課題に対応できるよう、地域の諸活動に関係するカレントなトピックを取り上げる科目として、4 つの特論科目を設けている。この特論科目で扱うトピックは、本学部の設置時点では、地域健康福祉マネジメント、学校と地域スポーツ、アントレプレナーシップ、企業と地域社会である。

(ｴ) コミュニティ資源継承プログラム科目群

第Ⅳ群に配置される科目は、以下の内容を学ぶものとして設けられている。

地域社会の文化資源・情報資源について、それを取り扱う社会的な機構（博物館、図書館、アーカイブなど）を理解した上で、後世への継承、同時代における伝達と活用に必要な知識・技術を学修する。

この科目群は、地域社会の文化資源・情報資源の継承に関する理論と方法を学ぶ「コミュニティ文化継承概論」「コミュニティ情報継承概論」「コミュニティ文化資源創出論」、地域社会における文化資源・情報資源の継承を推進する組織・機関の運営についての理解を深める、「コミュニティ情報継承施設論」「コミュニティ文化継承施設論」を、学部共通選択科目 A として配置している。また、地域の文化資源と情報資源の様態と形成の実際について理解するために、「地域アーカイブ原論」「コミュニティ情報資源概論」「コミュニティ文化資源概論」「地域資料構築論」を、学部共通選択科目 B に位置づけている。

その上で、地域社会の多様な文化資源と情報資源を継承する上で、認識しておくべき関連する課題や周辺的な事象について学べるよう、社会教育学、博物館学、図書館情報学・アーカイブ論などの知見を扱うものと、個別プログラム科目を設けている。具体的には、「コミュニティ情報資源検索論」「コミュニティ文化資源活用論」「地域出版・情報流通論」「コミュニティ文化資源保存論」「デジタルアーカイブ論」「地域アーカイブ構築論Ⅰ・Ⅱ」「コミュニティ情報資源修復継承論」である。さらに、多様かつ変化が激しい地域社会の諸課題に対応できるよう、地域社会の文化資源と情報資源の継承に関係するカレントなトピックを取り上げる科目として、4 つの特論科目を設けている。この特論科目で扱うトピックは、本学部の設置時点では、地域施設整備論、ライフヒストリー研究、比較伝統文化論、地域環境芸術論である。

(オ)　コミュニティ創生計画プログラム科目群

第Ⅴ群に配置される科目は、以下の内容を学ぶものとして設けられている。

より豊かなコミュニティを創り出す方策について、様々な思想・理念と地域社会を成り立たせている制度を理解した上で、実践的な計画策定に必要となる知識・技術を学修する。

この科目群は、コミュニティの創生に向けた計画策定の理論と方法を学ぶ「コミュニティ創生計画論」、コミュニティの創生に対して、社会教育学と社会学の視点から理解を深める、「地域教育文化制度論」「地域教育文化政策史論」「地域社会と社会科学」「地域社会の形成と学力」を、学部共通選択科目 A として配置している。また、コミュニティの創生に向けた計画策定の実際について理解するために、社会学ならびに関係する社会科学の領域からの視点に基づく内容を扱う科目として、「地域共生原論」「地域経済社会論」

「マイノリティ文化論」「地域と教育の社会学」を、学部共通選択科目 B に位置づけている。

その上で、コミュニティの創生に向けた計画策定を行う上で、認識しておくべき関連する課題や周辺的な事象について、多様な視点から学べるよう、個別プログラム科目を設けている。具体的には、「比較地域教育論」「地域図書館経営論」「地域博物館経営論」「ノーマライゼーションの思想」「社会的弱者と経済社会」「市民形成論」「地域異文化共生論」「地域自然環境共生論」である。さらに、多様かつ変化が激しい地域社会の諸課題に対応できるよう、コミュニティの創生に関係するカレントなトピックを取り上げる科目として、4 つの特論科目を設けている。この特論科目で扱うトピックは、本学部の設置時点では、パブリックアート、共生の倫理、比較地域文化論、地域活動の心理学である。

⑤教員組織の編成の考え方及び特色

ア．教員配置の考え方

１）専任教員の構成

本学部の専任教員は 40 名であり、開設初年度には、16 名の専任教員が授業を担当する。専任教員のうち、3 名は既設の教育人間科学部からの移籍教員である。これは、本学部の教育課程の中心が教育学と社会学に関するものであり、当該学部に所属する教員の専門領域との関係で決定されたものである。具体的には、3 名の移籍教員の専門領域は、社会教育学（生涯学習論）、図書館情報学（社会教育施設論）、地域スポーツ学（体育教育学）であり、専門教育課程の諸科目を担当する。専任教員全体では、社会教育学 5 名、博物館学 2 名、図書館情報学・アーカイブ学 3 名、基礎教育学 4 名、教育心理学・社会心理学 3 名、社会学・社会福祉学 5 名、地域スポーツ学 2 名、その他人文学系領域（英語学を含む）10 名、その他社会科学系領域 6 名という構成となっており、学部必修科目ならびに 5 つの履修プログラム科目、あるいは、青山スタンダード科目を分担して、幅広く担当する。なお、40 名の専任教員とは別に、実習科目や演習科目を中心とする授業の補助業務を行うために、助手 2 名が本学部に所属する。

40 名の専任教員の職位は、教授職 21 名と准教授職 19 名であり、ほぼ同数という好バランスとなっている。この 40 名のうち、2 名は学部特別任用教員であり、高度な専門的能力を有する者、ならびに、実務者としての豊富な経験と実績を有する者を、それぞれ 1 名ずつ任用している。学位の取得状況は、博士 15 名、修士 24 名、学士 1 名であるが、すべてが、それぞれの専門領域において十分な研究業績を有する者となっている。学士の 1 名は、豊富な実務歴を有する特別任用教員であり、地域社会の課題に対応した実務に携わった者として、実践面に重きを置いた学生指導を行う。また、専任教員のうち 1 名は、青山学院大学のキリスト教主義に基づく建学の精神を体現する教育ならびに研究を行うために配置される宗教主任である。

各履修プログラムの科目群と外国語科目群の諸科目の担当のために、専任教員が、6 名～8 名の範囲で分散配置されている。ただし、「履修プログラム専任」という考え方は採用していない。これは、配置された各履修プログラムの専門科目を主に担当するとともに、他の履修プログラムの専門科目や外国語科目も、それぞれの専門領域に応じて担当する体制を整えているからである。この体制により、異なる履修プログラムで開講されている授業科目との関係が密になり、また、学生に対しても、指導の幅が拡がることに資するものとなる。さらに、２）チームによる教員配置に記すように、1、2 年次に開講される、研究理解科目と演習科目に関しては、開講コマ数よりも多い人数の教員によるチームを設け、

ゆるやかなローテーションで担当を交代する方式を運用する。このように、各教員の実績を考慮しながら、個別の科目担当とは別に、履修プログラムの認識、チームによる運営といった点で、特色ある教員配置を行っている。

なお、各専任教員の担当科目数は、年間 10～12 科目（学期ごとに、5～6 科目）程度とし、教員間の負担がアンバランスとならないようにし、かつ、過度の負担とならないようにしている。

２）チーム運営による教員配置

本学部では、1 年次ならびに 2 年次に学ぶ基礎的な科目のうち、複数コマを開講するものに関しては、教員チームを組織し科目担当を分担する。研究理解科目の「地域社会調査法入門（基礎調査）」と「地域社会調査法入門（統計調査）」、演習科目の「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「応用演習Ⅰ」「応用演習Ⅱ」が、これに該当する。教員チームは、開講するコマ数よりも多い教員数で組織し、ゆるやかなローテーションによって、担当を交代することを原則とする。このゆるやかなローテーションは、概ね 2 年から 6 年程度としており、本学部の完成年度以降も同様に実施する。したがって、学部設置から完成年度に至る期間においても、上記の科目に関しては、担当者が交代することを前提とした教員配置をしている。

こうしたチームによる科目担当の意義は、上述の科目が、いずれも初学者向けの接続科目としての性質を有したものであり、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）、反転学習、ポートフォリオ活用、ルーブリック評価などを的確に実践することが、とりわけ必要とされることと関係している。それゆえ、教員の FD 活動を徹底させ、当該科目の担当を外れた年度においては、新たに開発され、また、提唱された教授法を積極的に学ぶ機会に当該教員が参加し、将来的な授業担当に備えられる措置を講じる。

具体的には、「地域社会調査法入門（基礎調査）」と「地域社会調査法入門（統計調査）」では、各年度 8 名が担当者となるが、教員チームには 12 名前後が所属する。また、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「応用演習Ⅰ」「応用演習Ⅱ」は、各年度 6 名が担当者となるが、教員チームは 10 名～14 名で組織する。

３）統括責任者の配置

複数コマを開講する「学部外国語科目」「研究理解科目」「演習科目」「地域実習科目」に関しては、教育水準の維持と標準化を確実なものにするための措置を講じる。具体的には、FD 活動を徹底することに加えて、科目担当者とは別に「統括責任者（コーディネーター）」を配置し、その役割を強化する。すなわち、単なる調整役にとどまらず、担当教員に対する個別具体的な指導を行い、シラバス作成を主導できるようにする。また、評価方法を統一し、その実施と点検を担わせることを原則とする。これにより、上記２）で述べ

たチーム運営の効果をいっそう確実なものになるよう措置している。

イ．教育組織の年齢構成

40 名の専任教員の年齢構成を就任時の年齢をもとに記すと、60 歳代 9 名、50 歳代 18 名、40 歳代 11 名、30 歳代 2 名となる。青山学院大学の定年齢は、教授職で 68 歳とされている。大学院博士後期課程を 28 歳で修了し、5、6 年程度の助教歴を経て 34 歳ほどで准教授に任用されたと仮定すると、中央値となる年齢は 51 歳前後となる。したがって、50 歳代を中心にして構成されている本学部の年齢構成は、バランスの点で優れていると考えられ、教育水準の維持と向上、ならびに、研究の活性化においても、問題となるところはない。

ウ．定年に関する学内規程

定年に関する学内規程は、青山学院大学の設置母体である学校法人青山学院の規程として設けられた「学校法人青山学院定年規則」**（資料 2）**である。これによると、教授職は 68 歳が定年齢であり、准教授職は 65 歳となっている。ただし、当規則により、定年の特例として完成年度を迎えるまで定年を延長することが認められている。本学部では、1 名の教授は定年延長対象者となっている。

また、本学部では「学校法人青山学院学部特別任用教員に関する就業規則」**（資料 3）**により、2 名の学部特別任用教員を採用している。当規則によると、定年齢は、学部特任教授職で 68 歳、学部特任准教授職で 65 歳である。ただし、この規則には特例措置が設けられており、新しい学部・学科の設置に際して任用された場合には、4 年間の完成年度まで定年を延長することが認められている。本学部の学部特任教員 2 名のうち 1 名は、この特例措置の対象者となっている。また、当該教員が特例措置の終了後に退職となった後は、専門領域の担当者を補充することを予定しており、教員組織の継続性の点で問題が生じないよう措置する。

⑥教育方法、履修指導方法及び卒業要件

ア．授業方法、学生数、配当年次の設定

１）授業方法

本学部では、講義形式、演習形式、実習形式により、授業を実践する。とりわけ、④に記した教育課程の編成方針に基づいて、授業方法を割り当てている。すなわち、知識を習得したり、基本技術を座学によって獲得することを目指した科目を講義形式に、学んだ知識・技術を実際的に応用したり、シミュレーション的に適用したりする内容を中心とする科目を演習科目に、地域社会の諸施設・諸機関や地域活動の場において、知識や技術を体得することを伴う科目を実習科目としている。具体的に科目の性格に対応させると、次のような関係となる。

第０群　学部必修科目群
　学部基礎科目　　講義形式
　研究理解科目　　講義形式
　演習科目　　演習形式
第Ⅰ群～第Ⅴ群　各履修プログラム科目群
　学部共通選択科目　　講義形式
　地域実習科目　　実習形式（一部講義形式を含む）
　個別プログラム科目　講義形式
第Ⅵ群　専門技能科目群
　基本的に講義形式（一部の科目は演習形式ないし実習形式）

本学部の科目はすべて、半期で開講されるものであり、地域実習科目と第Ⅵ群中の実習形式で行われる一部の科目が集中授業の形態で行われる以外は、すべて、前期ないし後期に開講することを原則としている。

２）学生数

本学部の学生数は、入学定員 240 名、収容定員 960 名である。教育課程の編成にあたっては、少人数教育を行うことを重視し、専門教育課程では、同一科目を複数コマ開講したり、1 クラスの受講者数の上限を設けたりする。これにより、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）を推進するための教育環境を整える。具体的には、科目の性質に応じて、次のようなコマ数（上限の人数）を設けて運営することを原則とする。

学部基礎科目　　2コマ　120名程度

研究理解科目

地域社会調査法入門（基礎調査）　　8コマ　30名程度

地域社会調査法入門（統計調査）　　8コマ　30名程度

地域社会調査法入門（質的調査）　　6コマ　40名程度

演習科目

基礎演習Ⅰ・Ⅱ　　12コマ　20名程度

応用演習Ⅰ・Ⅱ　　12コマ　20名程度

専門演習Ⅰ・Ⅱ　　24コマ　10名程度

卒業研究Ⅰ・Ⅱ　　24コマ　10名程度

学部共通選択科目A・B　　1コマ　100名程度

個別プログラム科目　　1コマ　100名程度

地域実習科目

地域実習A1～K1　　各1コマ（計10コマ）　24名程度

地域実習A2～K2　　各3コマ（計30コマ）　8名程度

外国語科目　　各8コマ　30名程度

また、「地域社会調査法入門（基礎調査）」「地域社会調査法入門（統計調査）」「地域社会調査法入門（質的調査）」「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「応用演習Ⅰ・Ⅱ」に関しては、前述したチーム運営と統括責任者の配置により、授業内容の標準化を図り、クラス指定による授業運営を行う。一方、「地域実習A1～K1」「地域実習A2～K2」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」は、担当教員の専門領域や指導の特性に応じて、学生が選択できるようにする。ただし、上限を大きく超える履修希望が生じて、それぞれの授業の質が維持できないと判断される場合には、GPAを用いた選抜を行い、履修人数を一定数以下となるよう調整する。

3）配当年次

本学部の教育課程は、科目の性質に応じて、次のような配当年次としている。これにより、基礎から応用へ、あるいは、概論から各論へといった段階的な学修が可能になる。また、こうした配当年次とともに、科目間の接続を重視し、例えば、研究理解科目で学んだ方法を、演習科目において実践するといった展開ができるよう配慮している。

学部基礎科目　　1年次

研究理解科目

地域社会調査法入門（基礎調査）　　1年次
地域社会調査法入門（統計調査）　　2年次
地域社会調査法入門（質的調査）　　3年次

演習科目

基礎演習Ⅰ・Ⅱ　　1年次
応用演習Ⅰ・Ⅱ　　2年次
専門演習Ⅰ・Ⅱ　　3年次
卒業研究Ⅰ・Ⅱ　　4年次

学部共通選択科目A　　1年次から
学部共通選択科目B　　2年次から
個別プログラム科目　　3年次から

地域実習科目

地域実習A1～K1　　2年次
地域実習A2～K2　　3年次

外国語科目　　1～3年次

イ．履修指導の考え方

1）卒業要件の考え方

本学部においては、4年以上（最長8年を限度）在学し、所定の卒業に必要な要件を満たしたものに、学士（学術）の学位を授与する。卒業に必要となる単位の合計は124単位以上とし、下記の要件を定めている。

教養教育課程科目

青山スタンダード科目（第二外国語科目を含む）　26 単位

専門教育課程科目

学部必修科目（15科目）　32単位
［内訳］学部基礎科目（4科目）　8単位
研究理解科目（3科目）　6 単位
演習科目（8科目）　18 単位
学部共通選択科目A（7科目）　14単位
学部共通選択科目B（5科目）　10単位
地域実習科目（2科目）　2単位
プログラム科目（8科目）　16単位

自由科目（7 科目）　　14 単位
学部外国語（英語）科目（10 科目）　10 単位
［内訳］英語多読科目（5 科目）　　5 単位
英語表現科目（5 科目）　　5 単位

本学部の卒業要件は、基礎的な能力を確実に培うことと、地域社会の諸課題に関して、幅広い視野を持てるようにすることを重視して設定されている。前者に関しては、学部必修科目を 15 科目 32 単位と、既設学部との比較において最も多く設定して対応している。後者に関しては、学部共通選択科目 A と学部共通選択科目 B を設け、特定の履修プログラムに限定した学びとならないよう措置する。

２）最高履修上限単位数

本学部では、学生の過度な科目履修を調整し、「単位の実質化」を達成できるようにするために、各学年の最高履修上限単位を次のように定めて履修指導を行う。これらは、本学部と同じ専門分野（「教育学・保育学」または「社会学・社会福祉学」）を有する既存の学部と比較すると低い設定となっており、学生の授業時間外の事前学習・事後学習の時間確保と質の向上に資するよう措置している。

1 年次　　40 単位
2 年次　　41 単位
3 年次　　41 単位
4 年次　　44 単位

３）履修プログラムにおける学修指導の考え方

本学部では、地域社会で必要とされる人材を、子ども・若者活動を支援するための知識・技術を有する人材、女性活動を支援するための知識・技術を有する人材、地域社会の多様な人々の活動を支援するための知識・技術を有する人材、地域社会の各種資源の継承に求められる知識・技術を有する人材、より豊かな地域社会を形成するための知識・技術を有する人材の 5 つに整理している。こうした人材の養成に向けて開設されたものが、5 つの履修プログラムである。

ただし、本学部の履修プログラムは、独立性が著しく高いものではない。それぞれの履修プログラムに位置づけられている科目も、他の履修プログラムと相互に関連し合っており、学生の立場からすれば、いずれの履修プログラムであっても、地域社会で生活する人々の抱える課題を学ぶという点では、共通する基盤に立っている。したがって、各履修プ

ログラムの学修指導においては、「対象」あるいは「現象」に応じて、履修プログラムが区分されていることを説明する。すなわち、子ども・若者活動支援プログラムでは、子どもや若者の活動に対する支援に焦点を合わせていること、女性活動支援プログラムでは、女性の活動に対する支援に焦点を合わせていること、コミュニティ活動支援プログラムでは、地域で生活する高齢者や障害者を含む多様な人々の活動に対する支援に焦点を合わせていることを強調する。また、コミュニティ資源継承プログラムでは、地域社会の文化資源や情報資源の継承と活用に求められる知識・技術の学修を中心にしていること、コミュニティ創生計画プログラムでは、地域社会をいっそう豊かにするための計画策定に必要とされる知識・技術の学修を中心にしていることを指導する。

４）履修プログラムの学修指導の要点

各履修プログラムは、プログラムで扱う個別の課題に対応させて、概説的な科目（学部共通選択科目）、実践的・体験的な科目（地域実習科目）、応用・発展的な科目（個別プログラム科目）で構成している。このとき、概説的な科目は、学部共通選択科目という位置付けをしているように、本学部のすべての学生が、地域社会の諸課題への認識を深めるものとなる。したがって、それぞれの履修プログラムでの学びにのみ役立つものではなく、他のプログラムで扱う諸課題とも強く結びつくものであり、横断的に幅広く学ぶことの意義を、学修指導において強調する。

こうした運用は、実践的・体験的な科目である地域実習科目においても同様に行う。例えば、コミュニティ資源継承プログラムに位置付ける「地域実習 G1」「同 G2」「地域実習 H1」「同 H2」では、地域社会の資源を継承する仕組みである、博物館や図書館が実習の場に含まれる。しかし、博物館や図書館は、地域社会の資源を継承する機能だけではなく、子ども、若者、女性、高齢者、障害者といった地域で生活する様々な人々の活躍を支援する役割を担っており、また、地域の行政やビジネスに貢献する事業も実施している。すなわち、他の履修プログラムにおける地域実習においても、こうした施設が実習の場となり得る。したがって、本学部では、地域実習科目の場を選定するにあたっては、このように、複数の履修プログラムに対応できることに配慮し、特定の履修プログラムを選択していても、それぞれの学生の問題意識に応じて、他の履修プログラムの地域実習科目を履修することを積極的に推奨する指導を行う。

５）履修プログラムの選択

本学部の履修プログラムは、小型のコースではなく、学修ガイドとしての役割を果たすものとして設けている。したがって、学生がいずれかのプログラムに「所属」するという考え方はしていない。しかし、学修の核となる課題を意識するためには、履修プログラムの一つを選択することが役立つ。そこで、1 年次の後期に、いずれか一つの履修プログラム

を学生に選択させ、学修課題を意識する指導を行う。このとき、各履修プログラムに、固定的な学生定員を設定することはしないものの、履修プログラム間での人数的なバランスに配慮し、40 名～60 名の範囲に収まるよう調整を行う。

一方で、履修プログラムは、学修ガイドとしての役割を果たすことを周知させる。これは、履修プログラムの科目のみを学ぼうとする「縦割り学修」の弊害とは別に、各履修プログラムの科目を、好みに応じて、あるいは、難易に対する印象に応じて、脈絡なく分散して学んでしまう「つまみぐい学修」とならないようにするための方策である。こうした趣旨の方策は、卒業要件として、自由科目を 7 科目（14 単位）と限定的に設定していることとも関係しているが、履修指導という観点においても、学生が選択した履修プログラムごとにオリエンテーションを行い、また、履修相談に応じる体制を整えて対応する。

ウ．履修モデル

本学部は上述のとおり、5 つの履修プログラムを設定する。各プログラムの履修モデルは、**（資料 4）**に記載する。

エ．研究活動などを単位として設定する場合の妥当性

この項目は、本学部には該当しない。

⑦　施設、設備等の整備計画

ア　校地、運動場の整備計画

１）　相模原キャンパスの沿革

本学部は神奈川県相模原市の相模原キャンパスに設置するものであるが、平成 15 年度に開設した相模原キャンパスは、文学部、教育人間科学部、経済学部、法学部、経営学部、国際政治経済学部の 1、2 年次生並びに総合文化政策学部の 1 年次生の主に共通（教養）教育課程（本学では「青山スタンダード」という。）、および理工学部、社会情報学部の全年次の学士課程、理工学研究科、社会情報学研究科の博士前期・後期課程の教育課程を実施する学年別置の 2 キャンパス制であったが、平成 25 年度に教育課程の再配置（移行）により、文学部、教育人間科学部、経済学部、法学部、経営学部、国際政治経済学部および総合文化政策学部の共通（教養）教育課程の学部学生約 7,000 名が青山キャンパスに移行し、本学は学部別地の 2 キャンパス制となった。

この約 7,000 名が移行した跡地に，相模原キャンパス施設設備の有効利用および地域の活性化の観点から，平成 27 年 4 月に新設学部として地球社会共生学部（収容定員 760 名）を設置した。この過程を経て、本学部は、収容定員 960 名規模で設置することから、充分な施設、設備および教育環境を有していることとなる。

２）　校地と運動場

相模原キャンパスは、神奈川県相模原市の住宅街の中の環境にあり、閑静で緑豊かな教育研究環境に恵まれている。

また、最寄駅はＪＲ横浜線の淵野辺駅であり、当駅から徒歩 7 分の位置に置かれていることから、通学の便にも恵まれている。東京都渋谷区に設置される青山キャンパスへも、淵野辺駅から長津田駅で東急田園都市線に乗り換え渋谷駅へ、または淵野辺駅から町田駅で小田急小田原線に乗り換え、代々木上原駅より千代田線経由で表参道駅（青山キャンパスの最寄駅）へと、交通の便が良いため、課外活動等において、両キャンパス間の学生同士の交流が盛んである。

相模原キャンパスの校地面積は運動用地を含めて 167,967 ㎡である。理工学部の収容定員が 2,600 名、社会情報学部の収容定員が 880 名、地球社会共生学部の収容定員が 760 名そして本学部の収容定員が 960 名であり、合計 5,200 名であることから、充分な校地面積を有している。また、キャンパス敷地内に運動用地があり、約 44,747 ㎡（一部借地 10,270 ㎡　借用期間平成 23 年 4 月 15 日から 20 年間）である。この運動用地には、野球場（観覧席あり）、陸上競技場兼多目的グラウンド（フィールド、トラック、クロスカントリー・

コースおよびアーチェリー練習場）、テニスコート、フットサル場があり、体育の授業、課外活動のほか、一般学生のスポーツ、レクリエーション施設として利用されている。

キャンパス外の運動場としては、相模原市緑が丘に 46,087 ㎡の「緑が丘グラウンド」（ラグビー場、サッカー場、アメリカンフットボール場、テニスコートのほかトレーニング施設、部室等を有するクラブハウス）がある。主に体育会専用のグラウンドとして使われている。

東京都町田市には 30,242 ㎡の「町田グラウンド」（野球場兼多目的グランド、馬場、テニスコート）を有している。このグラウンドも主に体育会が使用するが、宿泊可能なセミナーハウスが敷地内にあるため一般学生のレクリエーション施設として利用されている。

３）　学生の休息その他の利用のための適当な空地の整備状況について

相模原キャンパスの中心には礼拝堂があり、その周囲には芝生の緑地帯を設け、休息、語らいの場となっている。キャンパスに接する JR 横浜線沿いにはガーデンと呼ばれる開放的な空地、人口の「せせらぎ」（小川）がある。また、ガーデンに隣接してバスケットボール 3on3 スペースがあり、レクリエーション、学生の憩の場そして交流の場となっている。

４）　教育にふさわしい環境

教育にふさわしい環境とは安全、安心であることが前提となるが、教育理念や価値観を具現化するものでなくてはならない。前述のとおり、キャンパスの中心には礼拝堂があり、建学の理念を体現している。建学の理念から教育方針や教育課程がつくられ、それを支えるための施設・設備がある。キャンパスは、いわば共同体の「集落」とも言え、集落の中心は「聖地」であると同時にコミュニティの場である。教員と学生が交わる学びの場が教室とすれば、ラウンジ、食堂、売店そして中庭は生活の場としてのコミュニティ空間である。キャンパスの主役は「人間」であり、特に人間性の向上、人と人との交わり、美や崇高な理想への憧れ、といった心情が知らず知らずの間に培われる空間が教育にふさわしい環境であると考える。

なお、本学の青山キャンパスおよび相模原キャンパスに共通するランドスケープの理念は、樹木を効果的に配置し緑豊かなグリーンキャンパスとすること、そして、共同体の象徴としてのキャンパスコモンには学生、教職員が集う空地を設けることである。

イ　校舎等施設の整備計画

１）　校舎

相模原キャンパスの面積は 129,541 ㎡である。理工学部の基準校舎面積が 28,461 ㎡（注：標準設置経費の算出方法と同様に、校舎基準別表第 3 のイを適用し、理工学部全体の収容定員で理学分野並びに工学分野の基準面積を算出した後、理学分野の学科収容定員並びに工学分野の学科収容定員で按分した値）、社会情報学部の基準校舎面積が 8,760 ㎡（注：校舎基準別表第 3 のハを適用。1 学科複合領域であるので理学、経済学、社会学・社会福祉学の内、最も基準値が高い理学で算出）、地球社会共生学部の基準校舎面積が 3,801 ㎡（注：校舎基準別表第 3 のハを適用。1 学科複合領域であるが、法学、経済学、社会学・社会福祉学は共通値である）、そして本学部の基準校舎面積が 4,462 ㎡（注：校舎基準別表第 3 のハを適用。1 学科複合領域であるが、法学、経済学、社会学・社会福祉学は共通値である）、基準校舎面積の合計 45,484 ㎡であり、十分な校舎面積を有しているといえる。

なお、教員個人研究室や合同研究室等を除いて、教室棟については全学部共有としており、既に十分な面積を有しているため本学部設置に伴う新棟設置などの整備の計画はない。

２）　学生の休息その他の利用のための適当な施設整備状況について

屋外にはベンチを多数設置しており、夏季は広葉樹がつくりだす木陰に応じてベンチの位置を移動している。また、昨今の学生の行動習慣を考慮して、屋外階段は座って「たむろ」できる扇方構造となっている。

なお、トイレは清潔かつ綺麗で利用しやすく、女子トイレは防犯対策、パウダースペースが充実している。

屋内では、食堂棟の２階にラウンジおよびテラスがある。その他、吹き抜け・ガラス張り構造の大型ラウンジ、教室棟の各階にもラウンジを設けて学生の休息と交流の場となるよう設計されている。また、前述のとおり、学生が自由に使えるフットサルコートやバスケットボール 3on3 コートなどのようにスポーツを通じての交流の場も設けている。

その他、学生・教職員の健康維持・増進のために、専属トレーナを配置するフィットネスセンターを設けている。

３）　教室（普通教室）

相模原キャンパスの学部共用の普通教室数（特別教室を除く）は、後述の本学部設置に伴うＤ棟 4 階の教員研究室等の設置後には、127 室で総座席数は 12,809 席となる。この内小教室（座席 54 席規模）は 66 室ある。72 席の教室が 4 室、81 席の教室が 22 室ある。また、140 席の教室が 17 室、210 席の教室が 9 室、303 席の教室が 6 室、357 席から 385 席の教室が 3 室ある。

本学部は、前述しているとおり、少人数教育を行うことを重視することで、アクティブ・ラーニングを推進する教育環境を整えるので、科目の性質に応じた上限の人数を踏まえ、添付のモデル時間割**（資料 5）**を元に、既存の学部の教室使用状況も合わせて、教室棟とな

っているＤ棟Ｅ棟Ｆ棟を使用した教室利用のシミュレーションを行ったところ、以下のとおり、概ね教室使用率は、30～60％となる。また、相模原キャンパス 4 学部の収容定員合計は 5,200 名であることから、充分な教室数があるといえ、新たに整備する必要はない。全ての教室に AV 設備があり、設備面についても、まったく問題がない。

相模原キャンパス教室使用率予測（Ｄ・Ｅ・Ｆ棟）

	1		2		3		4		5	
学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
月	13%	18%	44%	34%	46%	36%	30%	32%	27%	27%
火	36%	35%	47%	45%	43%	45%	44%	49%	40%	38%
水	32%	29%	38%	34%	30%	27%	16%	12%	12%	8%
木	36%	30%	53%	54%	46%	44%	59%	52%	43%	45%
金	22%	16%	43%	42%	33%	33%	25%	25%	22%	22%
土	9%	10%	13%	11%	8%	9%	3%	4%	1%	1%

４）　本学部の施設、設備

本学部専用の教育施設、設備は設けずに他学部共用とする。また、これまで述べてきたように既に必要な教室等の施設・設備は十分備わっており、本学部設置に係る新棟建築等の必要はないと考える。

なお、大学設置基準に規定されている必置施設の内、教員研究室は専任教員全員分を超える 43 室、その他、合同研究室、会議室を D 棟 4 階に設置する計画である。

５）　その他特筆すべき施設・設備

①　パソコン室等（Computer Assisted Language Learning 室を含む。）

相模原キャンパスには既設学部として理工学部、社会情報学部および地球社会共生学部があることからパソコン室は充実している。授業、講習会およびオープン利用ができるパソコン室は 27 室あり、9:00 から 20:00 まで利用ができる。このパソコン室に設置されているパソコンは 1,583 台である。パソコン室数およびパソコン台数共に充分な施設、設備を有している。また、94 席の隣接した 3 室および 96 席の隣接した 3 室は、中央の部屋の投影映像ならびに教師映像を隣接した部屋に送り、双方向に音声のやりとりができる合同授業機能を持っており、1 学年のほぼ全員が履修する科目の一斉授業に対応できる。

② アクティブ・ラーニング教室

相模原キャンパスには学生同士でのグループワークを活性化するためのツール、多様なかたちでの学生プレゼンテーションを支援するためのツール等、学生の主体的な学習活動をサポートする機器を備えた、アクティブ・ラーニング型教室が上記 27 室の内、9 室ある。

具体的には、対面型学生卓でのグループワーク、スクリーンに投影した電子資料に書き込みながらプレゼンテーションができる電子黒板、スマートフォン等からのワイヤレス映像投影等のアクティブな学びを促進する機器やシステム、ラップトップパソコンを半固定で設置しつつも可動な什器による座学形式とグループワーク形式の柔軟な切り替えが可能な環境を有している。

③ 学生スタッフによる ICT 機器の貸出と使い方サポート

グループで利用可能なテーブル席や可動式のテーブル、個人席を備えたオープン利用ができる部屋には、学生スタッフが常駐している。この部屋では、学内持ち出し可能なラップトップパソコンを借りたり、学内の ICT 機器・システムの使い方サポートを受けたりすることができる。学生がヘルプデスクを努めることで、気軽に相談できる環境を醸成している。

ウ 図書等の資料および図書館の整備計画

1） 図書館の規模と蔵書数

本学の図書館は、青山キャンパスに本館、相模原キャンパスに万代記念図書館があり、蔵書数は合計で約 176 万冊を数え、キャンパス間での日常的な資料の取寄せが可能である。蔵書目録はインターネットを通じて広く学内外に公開されており、自宅のパソコンや携帯電話からもアクセスが可能である。さらに、学術情報を効率よく探すためのデータベースや電子ジャーナル（67,200 タイトル）、電子ブック（約 20,000 タイトル）など、多くのコンテンツが図書館ホームページを介して利用できるように整備されている。各種オリエンテーション、他大学からの資料の取寄せ、レファレンスカウンターでの利用案内など、学習・研究を支援する多角的なサービスを行っている。

また、平成 29 年 11 月より、アカデミックライティングセンターを青山キャンパス図書館学習室の隣接地に開室し、ライティング能力の育成及び向上を支援するためのサービスを開始した。相模原キャンパスでも平成 30 年 4 月より、万代記念図書館内 2 階に開室した。学部生・大学院生を対象とし、日本語及び英語の学術的文章（論文、レポート等）について、学術的文章の執筆及び支援方法について専門的研修を受けた大学院生による 1 対

1 の個別支援を行なっている。

本館は、昭和 52 年に竣工され数回にわたる改修工事で、1 階および地下の閲覧スペースを拡張し､現在の閲覧席は約 1,200 席である。無線ＬＡＮエリアの増設により広範囲な場所でパソコンの利用が可能であるが、静かに学習できるエリアの確保など、利用実態に合わせたゾーニングを行なっている。蔵書は人文科学・社会科学・理工学系の専門書、雑誌を中心に約 108 万冊を所蔵、地下 1 階から地上 3 階の開架書架の資料は自由にブラウジングができる。授業実施期間中は、平日 21:40、土曜日 21:00 まで開館しており、日曜日も 12:00～19:00 まで利用できる。近接の図書館学習室には、アクティブ・ラーニングエリア、視聴覚ブースも含め、閲覧席約 200 席を有している。

相模原キャンパスの万代記念図書館は、キャンパスのほぼ中央に位置するＢ棟メディアセンターの 1 階から 3 階部分にあり、大きな吹き抜けを中心に、開架書架と 1,000 席の閲覧席がゆったりと配置されており、窓から緑豊かなキャンパスの風景を眺めながら、落ち着いた雰囲気で利用することができる。開館時間は、平成 30 年度より、授業期間中の平日を 1 時間延長し、平日 21：00、土曜日 16：00 までとなった。蔵書は、平成 29 年 3 月 31 日現在、和書 434,183 冊、洋書 246,730 冊、和雑誌 2,964 冊、洋雑誌 4,958 冊を有する。また、83 万冊を効率的に収納、提供できる自動書庫システムを地下に備え、館内の端末から利用者自身が利用したい階に呼び出すことができる。

相模原キャンパスの理工学部の収容定員が 2,600 名、社会情報学部の収容定員が 880 名、地球社会共生学部の収容定員が 760 名、そして本学部の収容定員が 960 名の合計 5,200 名であることから、20%弱の閲覧席を有することとなり、蔵書数も充分なことから、本学部の教育研究を促進するうえで適切な規模と環境を有している。

なお、本学図書館以外でも、山手線沿線の私立大学７校（学習院・國學院・東洋・法政・明治・明治学院・立教）、実践女子大学・実践女子大学短期大学部、聖心女子大学、国際連合大学、日本赤十字看護大学の図書館が利用可能である。前述のほかに、相模原キャンパスに所属する学生・教職員は、「神奈川県内大学図書館共通閲覧証」の利用で、神奈川県図書館協会に加盟している大学図書館で閲覧・コピーサービスを受けることができるなど、他大学との相互協力の環境も整っている。

２）　整備計画（本学部）

相模原キャンパスは平成 24（2012）年度までは、人文・社会科学系 7 学部の全学共通（教養）教育課程の約 7,000 名が就学しており、平成 25（2013）年度の教育課程再配置後も図書は移動していない。したがって、人文系・社会科学系・自然科学系の教養図書、ならび

に，本学部の主たる領域である教育学と社会学の基礎に関する図書は、すでに備えられている。それゆえ、本学部設置に当たっては、本学部特有の専門図書を中心にした選書を、学部開設後に行う。また，本学部は，地域社会の諸課題の解決に資する能力を有する人材を育成するが、今日の日本の地域社会が、グローバルな活動を志向していることも踏まえて，和書・和雑誌と共に洋書・洋雑誌を整えることを計画している。
なお，整備することを予定している学術雑誌は、以下に記す通りである。

コミュニティ人間科学部　整備予定学術雑誌一覧

※社会教育・生涯学習（博物館学・図書館情報学・体育教育等を含む）

『社会教育学研究』（日本社会教育学科）
『日本生涯教育学会論集』（日本生涯教育学科）
『社会教育』（全日本社会教育連合会）
『月刊社会教育』（国土社）
『教育情報研究』（日本教育情報学会）
『博物館雑誌』（日本博物館学会）
『博物館研究』（日本博物館協会）
『日本図書館情報学会誌』（日本図書館情報学会）
『図書館界』（日本図書館研究会）
『図書館雑誌』（日本図書館協会）
『現代の図書館』（日本図書館協会）
『コーチング学研究』（日本コーチング学会）
『スポーツ方法学研究』（日本スポーツ方法学会）
『日本健康学会誌』（日本健康学会）
『体育・スポーツ経営学研究』（日本体育・スポーツ経営学会）
International Journal of Adult and Lifelong Education (International Institute of Adult and Lifelong Education)
Adult Education Quarterly (American Association for Adult & Continuing Education)
International Journal of Museum Management and Curatorship (Butterworth Scientific Ltd)
Journal of Conservation and Museum Studies (Ubiquity Press)
American Libraries (American Library Association)
Library and Information Update (Chartered Institute of Library and Information Professionals)
International Journal of Library and Information Science (Academic Journals

Limited)
Journal of Education for Library and Information Science (Association for Library and Information Science Education)
Library and Information Science Research (JAI)

※社会学
『社会学』（日本社会学会）
『教育社会学研究』（東洋館出版社）
『地域社会学会年報』（地域社会学会）
『情報社会学会誌』（情報社会学会）
『日本学習社会学会年報』（日本学習社会学会）
『文化社会学研究』（日本文化社会学会）
『社会学評論』（日本社会学会）
『社会と調査』（社会調査協会）
『子ども社会研究』（子ども社会学会）
『スポーツ社会学研究』（日本スポーツ社会学会）
『文化政策研究』（日本文化政策学会）
『日本都市社会学会年報』（日本都市社会学会）
『年報社会学論集』（関東社会学会）
『人口学研究』（日本人口学会）
『社会福祉学』（日本社会福祉学会）
『福祉社会学研究』（福祉社会学会）
『村落社会研究』（日本村落研究学会）
『環境社会学研究』（環境社会学会）
『地域学研究』（日本地域学会）
『日本公衆衛生雑誌』（日本公衆衛生学会）
『福祉のまちづくり研究』（日本福祉のまちづくり学会）
『保健医療社会学論集』（日本保健医療社会学会）
『日本看護福祉学会誌』（日本看護福祉学会）
『地域デザイン』（地域デザイン学会）
Social Science Japan Journal　東京大学社会科学研究所 Sociology of Education (American Sociological Association)
International Studies in Sociology of Education (Triangle)
British Journal of Sociology of Education (Carfax Publication)

⑧入学者選抜の概要

ア．アドミッションポリシー

本学部では、次のアドミッションポリシーを設定し、高大接続システムに配慮して、入学者選抜を実施する。

本学部が入学を期待する学生は、一口に言えば、柔軟な発想を持てる学生である。それは、多様性を持つ地域社会へ注目する時に、既成の特定の発想からのみ捉えていること、問題の状況を正確に把握できないと考えられるからである。柔軟な発想を持つためには、多くの情報がまず必要になるわけで、高等学校までに、幅広い学業と課外活動を経験していることが求められる。受験のために役立つだけの学業ではなく、社会的な問題に関心を持ち、他の学生と協調しながら学業に励めるような積極性を身につけている、幅広い教養が感じられる学生であることを望むところである。

イ．入学者選抜の形態

本学部では、次の区分に基づいて、入学者選抜を実施する。一般入試（一般入学者選抜、自己申告による入学者選抜）と推薦入試（学校推薦による入学者選抜）の比率は、52.5%対47.5%となる。

一般入学者選抜	96 名	筆記試験
自己申告による入学者選抜		
優れた地域社会活動に基づく自己推薦	12 名	書類審査・小論文・面接
優れたスポーツ能力に基づく自己推薦	18 名	書類審査・小論文・面接
学校推薦による入学者選抜	114 名	書類審査・小論文・面接

⑨　取得可能な資格

本学部で取得可能な資格は、社会調査士、社会教育主事、学芸員、司書である。

ア　「社会調査士」【民間資格】

「社会調査士」を取得するための認定（予定）科目は、本学部内に置かれており、当該科目を履修すると、卒業時に「社会調査士」資格が取得できる。社会調査士は、さまざまな調査の企画・実査・分析についての基礎的かつ専門的な力量を保障するものであり、施策や事業の企画の際に求められている。認定（予定）科目は、本学部で開講される科目で対応可能なようになる。

社会調査士資格の標準カリキュラム		科目名	単位	配置年次	必要授業時間数
必修科目	【Ａ】社会調査の基本的事項に関する科目	地域社会調査論Ⅰ	2	2	90 分×15 回
	【Ｂ】調査設計と実施方法に関する科目	地域社会調査論Ⅱ	2	2	90 分×15 回
	【Ｃ】基本的な資料とデータの分析に関する科目	子ども活動支援原論	2	1	90 分×15 回
	【Ｄ】社会調査に必要な統計学に関する科目	地域社会調査論Ⅲ	2	3	90 分×15 回
選択科目	【Ｅ】多変量解析の方法に関する科目	地域社会調査論Ⅳ	2	3	90 分×15 回
	【Ｆ】質的な調査と分析の方法に関する科目	地域社会調査論Ⅴ	2	3	90 分×15 回
必修科目	【Ｇ】社会調査を実際に経験し学習する科目	地域社会調査実習Ⅰ	1	3	90 分×30 回
		地域社会調査実習Ⅱ	1	3	
	※【Ｅ】と【Ｆ】はどちらかを選択				
	※【Ａ】～【Ｆ】に対応する科目は講義科目のため、90 分×15 回で 2 単位、 【Ｇ】に対応する科目は実習科目のため、90 分×15 回で 1 単位				

イ　「社会教育主事」（地域の社会教育活動に携わる専門職員となるための資格）

【国家資格】

社会教育法・教育公務員特例法等で規定されている、教育委員会事務局において、社会教育を行う者に、指導・助言を行う専門的職員で、本学部で開講されている科目を履修することによって基礎資格を得ることができる。社会教育主事になるためには、公務員になることが前提である。ただし、近年は、社会教育施設等の指定管理者による運営が増加しており、その指定管理者の職員としても社会的要請は高まっており、社会教育施設の指定管理者としては、教育文化関連企業、第三セクター、NPO などが実績を持っているが、その職員としての採用が見込まれる。

社会教育主事講習等規定に掲げる科目		科目名	単位	配置年次	最低必要単位数
生涯学習概論		地域学習社会論	2	1	4
		地域生涯学習推進論	2	1	
社会教育計画		地域社会教育計画論Ⅰ	2	1	4
		地域社会教育計画論Ⅱ	2	1	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目		社会教育課題研究Ⅰ	2	3	4
		社会教育課題研究Ⅱ	2	3	
社会教育特講	社会教育特講Ⅰ（現代社会と社会教育）	子ども活動支援原論	2	1	12
		青少年活動支援原論	2	1	
		女性活動支援原論	2	1	
		女性教育制度論	2	1	
		コミュニティ創生計画論	2	1	
	社会教育特講Ⅱ（社会教育活動・事業・施設）	青少年活動支援団体論	2	2	
		青少年スポーツ活動論	2	3	
		PTA 活動論	2	3	
		ボランティア活動論	2	3	
		コミュニティ情報継承施設論	2	1	
		コミュニティ文化継承施設論	2	1	
	社会教育特講Ⅲ（その他必要な科目）	子どもの発達と健康	2	1	
		女性の心理学的理解	2	2	
		NPO 組織論	2	3	
		高齢者の心理学的理解	2	3	
		地域教育文化制度論	2	1	
		社会教育主事資格取得のための最低必要単位数			24

ウ　「司書」【国家資格】

図書館法の規定による、公共図書館における専門的な職員であり、本学部開講科目を履修することによって資格取得が可能である。この職についても、公立図書館の指定管理者制度導入に伴い、公務員としての採用とともに、教育文化関連企業、第三セクター等の指定管理者の職員としての採用の道も広がって来ている。

図書館法施行規則に掲げる科目		科目名	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目（甲群）	生涯学習概論	地域学習社会論	2	1	26
	図書館概論	コミュニティ情報継承施設論	2	1	
	図書館制度・経営論	地域図書館経営論	2	3	
	図書館情報技術論	地域情報資源処理法	2	2	
	図書館サービス概論	地域図書館活動論	2	2	
	情報サービス論	コミュニティ情報資源検索論	2	3	
	児童サービス論	子ども・若者読書支援論	2	2	
	情報サービス演習	地域情報資源検索法Ⅰ	2	3	
		地域情報資源検索法Ⅱ	2	3	
	図書館情報資源概論	コミュニティ情報資源概論	2	2	
	情報資源組織論	地域情報資源組織論	2	3	
	情報資源組織演習	地域情報資源組織法Ⅰ	2	3	
		地域情報資源組織法Ⅱ	2	3	
選択必修科目（乙群）	図書館基礎特論	地域出版・情報流通論	2	3	4
	図書館サービス特論	地域資料構築論	2	2	
	図書館情報資源特論	コミュニティ情報資源修復継承論	2	3	
	図書・図書館史	なし	－	－	
	図書館施設論	コミュニティ人間科学特論N	2	3	
	図書館総合演習	図書館情報学実習B	2	4	
	図書館実習	図書館情報学実習A	2	4	
		司書資格取得のための最低必要単位数			30

エ　「学芸員」【国家資格】

博物館法の規定による、博物館（総合博物館・歴史博物館・美術館・科学博物館・動物園・水族館・植物園等）における専門的職員であり、本学部開講科目を履修することによって資格取得が可能である。もともと博物館は私立のものも多いが、指定管理者の職員としての採用の道も広がって来ている。

博物館法施行規則に掲げる科目		科目名	単位	配置年次	最低必要単位数
必修科目	生涯学習概論	地域学習社会論	2	1	2
	博物館概論	コミュニティ文化継承施設論	2	1	2
	博物館経営論	地域博物館経営論	2	3	2
	博物館資料論	コミュニティ文化資源概論	2	2	2
	博物館資料保存論	コミュニティ文化資源保存論	2	3	2
	博物館展示論	博物館展示論	2	3	2
	博物館教育論	博物館教育論	2	3	2
	博物館情報･メディア論	コミュニティ文化資源活用論	2	3	2
	博物館実習	博物館実習Ⅰ	2	3	2
		博物館実習Ⅱ	2	4	2
		学芸員資格取得のための最低必要単位数			20

⑩　企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的な計画

ア．概要

1)「地域実習 1」

この実習科目は、実際に学外で実施する「地域実習 2」に向けた学内実習を行う科目として 2 年次に配置している。実習先の概要に関する情報を収集し、実習先の課題について確認し、実習の際に留意すべき事項、実習の意義（実習先にとってと学生にとって）について検討し、効果的な「地域実習 2」になるよう指導する。

担当教員による指導とともに、実習先の関係者をゲストとして招聘し、またキャンパス近隣地域の関係事例の見学等により、実習先の関連情報について理解を深めることとする。

教員 1 人が学生 24 人を担当することとし、プログラムごとに 2 人の教員の担当する「地域実習 1」（子ども・若者活動支援プログラム：「地域実習 A1」・「地域実習 B1」、女性活動支援プログラム：「地域実習 C1」・「地域実習 D1」、コミュニティ活動支援プログラム：「地域実習 E1」・「地域実習 F1」、コミュニティ資源継承プログラム：「地域実習G1」・「地域実習 H1」、コミュニティ創生計画プログラム：「地域実習 J1」・「地域実習K1」）が、設定される。

これらは、プログラムの趣旨に近い活動での実習を前提とするが、狭く考えるのではなく、地域形成の活動の中で、子ども・若者や女性がどのように活躍できるか、高齢者・障害者がどのような役割を演じることができるか、どのような共生的な活動が可能になるか、地域の諸資源の継承がどのようになされているか、行政と民間の連携はどのように行われるか、等について、随時プログラムを「越境」しながら、総合的に考察できるようにも配慮することとする。

「地域実習 1」は、単位数 1 単位の科目であり、総時間は 45 時間と設定している。その内訳は、担当教員による指導とゲストの関係者からの情報提供を受けた地域情報収集実習に 15 時間をあて、地域情報の収集・整理し、『地域実習基本資料集(学内実習記録）』作成を内容とする学内実習を 30 時間と想定している。これによって最終的には、学生独自の『地域実習基本資料集(学内実習記録）』を作成させることになる。

評価については、担当教員による評価が基本になり、適切な地域情報が集積されているかどうか、「地域実習 2」において活用可能な『地域実習基本資料集(学内実習記録）』が作成されたかどうかが、その基準となる。

2)「地域実習 2」

この科目は、「地域実習 1」を前提にして、現地で地域活動に接し、体験的な学習を　行うことを目的として 3 年次に配置される。

実習先において、担当教員との打ち合わせによって用意されたプログラムにしたがい、「実習」を行う。実習内容は、実習先によって、また、実習の時期等によって異なるが、

実習先の地域・自治体の置かれている社会的環境や地域で実習先・機関の果たしている役割を認識することに努め、実習先の活動に参加することによって、地域における活動の意義についての認識を深めることをめざす。その際、グループでの活動ということでもあり、グループ内や実習先・活動関係者との共生的な関係のあり方についての理解を深めることも課題となる。

この科目は、担当教員 1 人につき学生 8 人で実施され、合計 30 グループが実習を行うことになる。すでに「地域実習 1」について述べたとおり、随時プログラムを「越境」しながら地域の実態に触れ、さまざまな地域活動についての理解を深め、地域課題の摘出・解決に向けた学習の機会とすることにしている。

実習受け入れ先・学生が接する活動事例については、固定的なものでなく、数年を単位にして入れ替えることを想定している。注目すべき事例は、社会の動きとともに、その位置づけが変化するものであり、学生にとってより意味ある実習を目指すことを考えるゆえである。担当教員の数年単位での交替も想定しており、担当から外れている期間は新たな事例を発掘・検討し研究する期間として位置づけることになる。

実習の際の宿舎については、青少年教育施設等を積極的に利用し、共同生活体験の一環とすることを想定しているが、民間宿泊施設の利用の際も、極力地域の人びととのふれあいの機会を増やしたり、共同生活体験ができるような工夫をする考えである。

実習後に、大学に戻り、『地域実習基本資料集（学内実習記録）』をもとにしたグループ全員による「評価会」を開き総括したのち、グループとしての『地域実習報告書』を作成させ事後指導として位置づける。

「地域実習 2」は、単位数 1 単位の科目であり、総時間は 45 時間と設定している。その内訳は、担当教員による指導のもとの事前指導（『地域実習基本資料集（学内実習記録）』による実習の要点の確認ならびに実習先との具体的な連絡調整）が 5 時間)、現地での実習が 1 日 6 時間・5 日間で 30 時間、事後指導として、「評価会」5 時間、『地域実習報告書』の作成に 5 時間、合計 10 時間をあて、総時間 45 時間である。

実習は、各実習先 2 グループの受入についての同意をいただいており、その期日については実習先の活動に合わせる形で設定することになるが、可能な限り夏期あるいは冬期休暇中に設定するなど、学業への影響を最小限にすることを心がける。

評価については実習に同行している担当教員が、実習先の意見を参考にしつつ行う。その観点は、地域活動の実態・実相にどう迫れたか、それが記録としてどのように反映しているか、共同生活体験がどう蓄積されたか、ということを中心としたものになる。

以上、実習の概要を「地域実習 1」および「地域実習 2」について説明してきたが、何点かについて、再度整理した形で示しておくことにする。

イ．実習先の確保の状況

実習先については**（資料 6）**の通りであり、実習先からは**（資料 7）**のように受入・協力についての承諾書を得ている。なお、実習可能人数は入学定員以上に確保しているが、今後さらに増やし、一定のローテーションで協力願い、さまざまな地域活動に接すること

が可能になるよう計画している。

ウ．実習先との連携体制

「地域実習 1」については、「地域実習 2」の実習先の関係者等をゲストで招聘し、学生に情報提供をしてもらうなどのことを計画し協力の了解を得ているところである。また、「地域実習 2」については、担当教員が全行程同行して、実習先との連携体制を万全なものにする工夫をしている。実習後も、実習先と連携をとりつつ、2 回目以降の実習をより効果的なものにする予定である。また、学生は、実習後、専門演習や卒業研究にあたって、実習先との交流を継続することも想定している。これらの仲介は、担当教員が担うとともに、後述の「実習運営委員会」による全体的な調整を想定している。

エ．成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、既に記したとおり、担当教員によってなされる。担当教員が、実習の全行程を把握することができ、成績評価・単位認定は適正になされる環境を整えている。また、教員の評価権を侵さない範囲で「実習運営委員会」が水準の確保を担保することを想定している。

オ．その他特記事項

1)　統括責任者の配置

「地域実習 1」および「地域実習 2」の実施については、統括責任者（コーディネーター）を置き、全体を統括することとしている。統括責任者は、「地域実習 1」および「地域実習 2」の担当者としての役割とは別に、地域実習全体を統括し水準を確保し実習を円滑に進めるための教員である。そのもとに、「実習運営委員会」を「地域実習 1」の担当者 10 人で構成し、さまざまな調整・実務にあたることにしている。また、本学部所属の助手 2 人が、その補佐を行い、実習の実施を万全なものにすることになっている。さらに、実習開始後 2 年目からは、前年度の経験した 4 年生による支援を想定しているところである。

2)　学生の経済的負担

実習にあたっての学生の経済的負担については、学部の経費からの援助も想定しているが、遠隔地であっても個人負担の最高額も 10 万円以内に収まると予測している。宿泊については、実習先に宿泊可能な施設も含まれているし、現地の公共宿泊施設・民間宿泊施設の利用もあるが、それも教育活動の一環として捉えられるような利用の形態を検討中である。

3)　安全確保・危機管理

実習中の安全確保に関しては、大学による担当教員の危機管理・安全に関する講習等の

積極的参加を促し、学生には実習開始時に入念に安全確保について自覚させる予定である。また、学生には全員加入の学生教育研究災害傷害保険に加えて任意加入の学研災付帯賠償責任保険への加入を義務づける予定である。なお、実習期間は、実習先によって異なるが、全行程同行の担当教員からの緊急連絡先として、授業期間中は学部所属助手 2 名・統括責任者を経由して学部長・事務部局への連絡網を整備する予定である。授業期間外については、統括責任者の役割を重視することになる。

⑪　管理運営

本学では、教学面等における管理運営体制上の意志決定機関として、実定法上の必置機関（学長と教授会）の他、『青山学院大学学則』にて、「大学協議会」と「学部長会」「専任教授会」を規定している。また、其々、学則の他、『青山学院大学大学協議会規則』『青山学院大学学部長会規則』『青山学院大学教授会及び専任教授会規則』にて、運営等について定められている。その他、学部毎に目的別の委員会、全学的委員会が置かれている。規則等により、最終意思決定者である学長が判断する過程において、これらの機関の審議を経るという意思決定プロセスを取っていることにより、本学の管理運営体制は、透明性、公正性、適切性が保たれているといえる。なお、同じく規則等により、特に経営面に関する事項については、学長承認後、法人会議に諮られ理事会が最終決定機関となる。

１）　大学協議会

「大学協議会」は、大学全般に共通する教育研究に関する事項を協議する機関である。（大学運営の協議機関）構成員、協議事項、開催頻度は以下のとおりである。

ア　構成員

学長[議長]、副学長、大学宗教部長、学部長、大学院研究科長、各学部等代表委員（教授　各２名～5 名）の他、以下の役職者は、協議会に出席し、その関係する事項について発言できることができる。

図書館長、学生部長、就職部長、情報メディアセンター所長、総合研究所所長、青山スタンダード教育機構副機構長（機構会議議長）、国際センター所長、事務局長、相模原事務部長、庶務部長、学務部長

イ　協議事項

学長は、次の事項について、大学協議会に意見を求め、その意見を尊重の上、決定する。

(1)　教育及び研究の基本方針に関する事項

(2)　学則及び大学全般にわたる諸規則のうち、教育及び研究に関する諸規則の制定改廃に関する事項

(3)　副学長、宗教部長、学生部長、学生部副部長、図書館長、図書館分館長人事に関する事項

(4)　学長候補者選挙に関する事項

(5)　大学の予算編成の方針に関する事項

(6)　その他教学に関する事項

ウ　開催頻度

原則として、年 6 回開催。

2)　学部長会

「学部長会」は、各学部及び大学院各研究科に共通する事項及び大学の運営に関する事項を審議する機関である。(学部等間の調整機関)

この「学部長会」が、大学の統括長たる学長を補佐し、「教授会」(学部の意思形成を担う全学的機関) との緊密な連携のもと、相互の意思疎通を図る役割を果たしている。

構成員、審議事項、開催頻度は以下のとおりである。

ア　構成員

学長[議長]、副学長、学部長、大学院研究科長、大学宗教部長、事務局長

イ　審議事項

学長は、次の事項について、各学部及び大学院各研究科間の連絡調整のため、次の事項を審議し、その結果を尊重の上、決定する。

(1)　教授会の審議事項
(2)　大学協議会の審議事項
(3)　研究及び教育に関する事項
(4)　大学運営に関する事項
(5)　前各号に規定するもののほか、各学部及び大学院各研究科間の連絡調整に関する事項

ウ　開催頻度

原則として、月 2 回開催。

3)　教授会

教授会は、学部の教育研究の遂行に関する重要事項を審議する機関である。また、学長の求めに応じ、教育研究に関する事項について審議する機関である。(学部の意思形成を担う全学的機関) 構成員、審議事項、開催頻度は以下のとおりである。

なお、学部長の選任は、当該教授会構成員の中から選挙により候補者を選出して、理事会が決定する。なお、本学部において、開設初年度の学部長の選任は、規定により、学長の推薦に基づき理事会が決定する。

ア　構成員

学部長[議長]、教授、准教授、専任講師

イ　審議事項

教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、編入学、退学、転学部、転学科、留学、休学、卒業、再入学その他身分に関する事項

(2)　学位の授与に関する事項
(3)　教育課程に関する事項
(4)　試験に関する事項
(5)　学生の指導、助育及び賞罰に関する事項
(6)　教員の研究に関する事項
(7)　学部長候補者の選挙に関する事項
(8)　学部代表諸委員の選出に関する事項
(9)　全学的な教育研究組織の編成に関する事項
(10)　この学則及び学部に係る諸規則の制定改廃に関する事項
(11)　その他学部に関する重要事項及び学長が諮問する事項

ウ　開催頻度

月 2 日程度

4)　専任教授会

専任教授会は、学部の教員人事に関する事項を審議する機関である。

なお、専任教授会に審査委員会を設け、専任教員候補者の資格及び本学の専任教員としての適性について審査し、その結果は文書をもって専任教授会に報告される。審査委員の構成は、当該学部等の専任教授会構成員の中から 3 名以上を選出する。ただし、必要と認めるときは、当該学部等の准教授及び他学部の教授を加えることができると規定されている。また、必要と認めるときは、本学内外の専門家の意見を求めることができると規定されている。

ア　構成員

学部長[議長]、教授

イ　審議事項

教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。
(1)　教員の任免、昇任、その他身分に関する事項
(2)　その他教員人事に関する重要事項

ウ　開催頻度

必要に応じ随時開催。

5)　学部等の委員会

各学部に、必要に応じて、学部の教育課程に関する事項を審議する教務委員会、学部の自己点検・評価を実施する自己点検・評価委員会、学部広報活動を推進する広報委員会等の委員会等の会議・委員会を置き、それぞれの目的に応じて、業務を遂行する他、審議を行い、結果を学部長に報告し、学部長は、教授会に報告若しくは審議をかける形

となる。また、教授会で出された事案に対し学部長からの諮問により、検討を行うことにより、学部運営を円滑にかつ適切に行う体制となっている。

なお、本学部においては、以下のとおり、の委員会等を置くことを計画している。

○主任会

ア　構成員

学部長・学科主任・教務主任：計 3 名　職員 2 名

イ　役割

学部教授会の議事整理、学部運営の重要事項の方向づけを行う。

ウ　開催頻度

月 2 日程度

○教務委員会

ア　構成員

教授会構成員から 4 名選出　職員 1 名

イ　役割

教授会のもと、学部のカリキュラム・時間割作成・科目ナンバリング等の教務事項に関する事務を行う。

ウ　開催頻度

月 2 日程度

○紀要委員会

ア　構成員

学部長・教授会構成員から 3 名選出　職員 1 名

イ　役割

教授会のもと、学部の研究紀要の編集実務を担う。

ウ　開催頻度

3 か月に 1 回程度

○広報委員会

ア　構成員

学部長・教授会構成員から 4 名選出　職員 1 名

イ　役割

教授会のもと、学部案内冊子の刊行、HP の構築・管理等、オープンキャンパス等の広報関係の実務を担う。

ウ　開催頻度

随時（1 か月に 1 回程度）

○入試判定資料作成委員会

ア　構成員

学部長・教授会構成員から 4 名選出　職員 1 名

イ　役割

入試判定に関し、教授会に合否判定の資料を作成し提出する。

ウ　開催頻度

随時（各種入試ごと・年 6 回程度）

○自己点検・評価委員会

ア　構成員

教授会構成員から 2 名選出　職員 1 名

イ　役割

教授会のもと、学部の活動の自己点検・評価に関する実務を担う。

ウ　開催頻度

3 か月に 1 回程度

6)　全学的委員会

全学的委員会では、それぞれの目的に応じて、審議・検討・業務執行を行っている。審議結果は、主に規則に定めるところにより、学長を通して、上述の教授会、学部長会等の意思決定機関で審議される形となる。また、多くの委員会で各学部教授会の選出された委員を構成員としていることから、各学部の意思は十分に反映されるといえる。主な委員会は以下のとおりである。

全学教務委員会、青山スタンダード教育機構会議、予算委員会、全学自己点検・評価委員会、 宗教委員会、 図書館委員会、 教職課程委員会、学生部委員会、就職部委員会、 入学試験委員会、情報化推進委員会、公開講座委員会、 国際交流委員会、人権教育委員会、広報委員会　等

⑫　自己点検・評価

１）　自己点検・評価の実施体制および実施方法

本学の自己点検・評価活動は、以下の「内部質保証に関する方針」に基づき、全学自己点検・評価委員会が中心となって組織的かつ定期的な自己点検・評価を行っている。

＜内部質保証に関する方針＞

青山学院大学は、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を実現するため、ＰＤＣＡ（計画、実行、評価、改善）サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを確立し、本学の諸規則にしたがい全学自己点検・評価委員会を中心とした組織的かつ定期的な自己点検・評価を行い、その結果を改善および改革につなげ、自己点検・評価の結果を含めた本学の諸活動の現況を広く社会に対して公表することによって、質を保証する。なお、大学全体として自己点検・評価を行う際に参照する評価基準は、「大学設置基準」等関連法令を踏まえ、公益財団法人大学基準協会の「大学基準」とする。

自己点検・評価の実施体制は、①各部局の視点から自己点検・評価を行うために、各学部や研究科に設置される「部局自己点検・評価委員会」（以下「部局委員会」という）および大学の諸活動に関する自己点検・評価を行う「担当委員会」、②２キャンパスおよび複数の部局に関わりのある特定の領域（評価基準）に関して俯瞰的に自己点検・評価を行う役割を持つ「部会」、③部局委員会、担当委員会および部会の自己点検・評価結果に基づき、全学的な視点で自己点検・評価を行い全学的な課題の選定および解決に向けた方向性を示す役割を持つ「全学自己点検・評価委員会」の 3 階層で構成される。②「部会」については平成 30 年度現在、評価基準「学生生活」「教育研究等環境」「社会貢献・社会連携」に設置している。

自己点検・評価の方法は、部局ごとに経年で情報が累積できる「自己点検・評価チェックリスト」を使用し、各自の特長ある取り組みや全学的に改善すべき点を全学自己点検・評価委員会に報告する。さらに各部局からの自己点検・評価結果をもとに、全学自己点検・評価委員会は、全学的な課題を選定し、課題の実行主体となった部局は「進捗確認シート」を用いて、改善に向けた計画の立案およびその結果報告を全学自己点検・評価委員会へ行うことで、内部質保証を継続的に機能させている。**（資料 8）**

なお、自己点検・評価を行う領域（評価基準）は、「1 理念・目的」、「2 教育研究組織」、「3 教員・教員組織」、「4 教育内容・方法・成果」、「5 学生の受け入れ」、「6 学生支援」、「7 教育研究等環境」、「8 社会連携・社会貢献」、「9 管理運営・財務」、「10 内部質保証」の 10 基準に区分している。（「青山学院大学自己点検・評価規則」第 4 条）**（資料 9）**

2）　自己点検・評価結果の活用および公表

本学の自己点検・評価結果は、これまで平成 18 年度、平成 22 年度および平成 25 年度に「自己点検・評価報告書」として取りまとめられ、諸活動の質的向上や活性化、認証評価受審等に活用された。

平成 27 年度以降は、新たな全学的内部質保証システムを導入したことに伴い、毎年度自己点検・評価報告書を作成しており（「青山学院大学自己点検・評価に係る委員会規則」第 3 条第 6 項）**（資料 10）**、本学の改善・改革に繋げるために活用している。

なお、これまでの自己点検・評価報告書は、大学ウェブサイトにて公表している。

⑬　情報の公表

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（22 文科高第 236 号、平成 22 年 6 月 16 日）に則り、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を向上させる観点から積極的にホームページや大学案内等により教育情報の公表を行っている。

また、「大学ポートレート（私学版）」〈日本私立学校振興・事業団〉に参加し、教育情報の公表を行っている。

http://up-j.shigaku.go.jp

★ホームページによる公表状況

青山学院大学ホームページ　https://www.aoyama.ac.jp

ア.大学の教育研究上の目的に関すること

【大学全体の教育研究上の目的/学部、学科又は課程等（大学院においては研究科又は専攻等）毎の教育研究上の目的】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/purpose.html

イ.教育研究上の基本組織に関すること

【学部、学科又は課程等（大学院においては研究科又は専攻等）の名称/教育研究上の基本組織の概要】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/data/organization_education.html

ウ.教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

【教員組織の概要/組織内の役割分担/教員の年齢構成】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/faculty

【教員組織別の教員数/男女別の人数/職別の人数】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/data/number_of_staff.html

【教員が有する学位/教員の有する研究業績/研究業績以外の職務上の業績（教育面での業績等）/教員の専門性（専門分野等）〈研究者情報システム〉】

https://raweb1.jm.aoyama.ac.jp/aguhp/KgApp

【教員の提供できる教育内容（担当する授業科目等）〈シラバス（講義内容）検索システム〉】

https://syllabus.aoyama.ac.jp/

エ. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

【入学者に関する受入方針〔アドミッションポリシー〕：（大学全体の方針）/（学部又は研究科毎の方針）】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/admission.html

【学部・学科（研究科・専攻）別：入学定員/入学者数/収容定員/在学者数/中退者数（又は中退率）/卒業者数（修了者数）/就職者数数及び進学者数/その他就職状況
例：就職希望者数、従業員数別就職者数、業種別就職者数、本社所在地別就職者数、公務員試験等合格者数等】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/student

オ. 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

【授業科目名/授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技の別）/授業の内容/年間の授業の計画<シラバス（講義内容）検索システム>】

https://syllabus.aoyama.ac.jp/

カ. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

【学修の成果に係る評価基準（成績評価基準や進級要件等）/卒業（修了）の認定基準/科目区分別卒業（修了）必要単位数/授与する学位の名称】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education

キ. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

【キャンパスの概要（運動施設等の概要を含む）/課外活動施設（運動施設等）/休息が取れる環境/その他学修環境】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/learning_environment.html

【課外活動状況】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/student_services/

【キャンパスまでの交通機関】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/campus/access.html

ク. 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

【授業料/入学料/その他の費用】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/battel

ケ.大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

【学生の修学支援の状況/学生生活の支援/その他学生支援の状況】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/student_services

【キャリア形成支援、就職支援の状況】

https://www.aoyama.ac.jp/life/employment/support

【カウンセリング体制等の状況】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/facilities/counseling_center.html

【留学生支援の状況】

http://www.iec.aoyama.ac.jp/foreigner/student

【障害者支援の状況】

https://www.aoyama.ac.jp/life/disabilities_supportcenter

コ.その他

【教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報〔カリキュラムポリシー〕】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/curriculum.html

【教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報〔ディプロマポリシー〕】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/diploma.html

【学則等】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/data/rules.html

【設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/effort/reorganization.html

【自己点検・評価報告書，認証評価の結果等】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/effort/self_study

【ＦＤ活動】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/effort/fd

⑭　教育内容方法の改善を図るための組織的な研修等

本学における FD 推進体制は、FD 活動の啓蒙・企画・立案を担当する FD 推進委員会と、この FD 推進委員会に全学の教務の調整を行う全学教務委員会が加わった、全学 FD 委員会の二つの委員会によって構成されている。

本学の FD 活動は、その実施自体を目的にするのではなく、FD 活動を通じて、学生に修得させる能力を明確にして体系的な教育課程を提供するとともに、学修の成果を厳格に評価することを目指している。また、大学を構成する教員、職員、学生、社会の 4 者が協力して、組織的に教育の改善を行うこと、学生にとって、また教職員にとって「個々が安心して教育目標に向かって取り組むことのできる環境作り」を実現すること、FD、SD 相互のバランスをとりながら、教職員が協力して教育力の向上に努めることの 3 点を重視して進めている。

FD 推進委員会は、教員 8 名、職員 7 名を構成員としており、企画する講演会、研修会については、教職員を対象とし開催している。また法人人事部が行っている階層別研修とは別に、内部質保証に関する研修会（全学 FD 委員会は共催）など、大学職員に必要な知識習得のための研修会も複数年に分け開催し、すべての職員が受講できるよう SD に資する活動を行っている。

以下、具体的な FD 活動の一部について記載する。

1）研修等

〇新任教職員研修会　〇FD 講演会　〇教員のための英語研修プログラム

〇FD・SD 研修会

2）授業改善のための学生アンケート

全学部・研究科（専門職大学院を除く）の開講科目（演習、実験、実習科目を除く）を対象として、前・後期末に学生によるアンケートを実施している。

アンケート結果は、一定の集計を行った後、各授業担当者へ報告する他、集計結果を学生及び本学教職員に開示している。

3）学生意識調査

全学部 1～4 年生を対象に、学生の学習に対する期待や姿勢、本学における成長感等に関するアンケート調査を行っている。アンケート結果は各学部及び大学事務局等に報告され、教職員が共通認識を持ち、カリキュラムや学生支援のあるべき姿を検討する際に活用している。

学生は、アンケート結果の報告書を通して、経年比較を含む自身の調査結果を確認することができる。

4) 教育活動支援制度

教育の質的向上をめざす取組みや新たな教育プログラムの開発に予算補助等の支援を行い、本学における教育活動の改善・改革を進めることを目的として、学内公募による「教育改善支援制度」を行っている。他機関の高等教育の専門家を外部評価委員として選任し、採択および実施後の評価を行っている。

平成 29 年度の採択事業計画・テーマ

「学内における学習資源の有機的・連動的活用による授業支援プログラムの構築 ―ラーニングコモンズとしての図書館等におけるメニュー型学習パッケージの教職員共同による開発―」

「教育プログラム PrepaFLE の改良」

「e ラーニングシステムの評価と授業のためのデジタル・ツールボックス」

「学生意識調査の有効活用：恒常的な運用をめざして」

5) Happy くらす作品コンクール

学生より、心に残った授業や自分を変えた授業、元気の出た授業等に関する作品を募集し、学生及び教職員において共有する取り組みを行っている。

⑮　社会的・職業的自立に関する指導等および体制

ア　教育課程内での取り組み

1)　青山スタンダード教育課程での取り組み

本学の共通（教養）教育課程システムである「青山スタンダード」は文字通り、「青山学院大学を卒業した学生であれば、どの学部・学科を卒業したかに関わりなく、一定の範囲の知識・教養と一定の水準の技術・能力を備えているという評価を得られる学生を送り出す」ことを教育課程の到達目標としている。すなわち、卒業時の社会的自立への質保証である。

この目的を実現するのが「青山スタンダード」科目と呼ばれる科目群で、これには、「一定の範囲の知識・教養」という部分を担う科目群と「一定の水準の技術・能力」という部分を担う科目群がある。具体的に前者は「キリスト教理解関連科目」、「人間理解関連科目」、「社会理解関連科目」、「自然理解関連科目」、そして「歴史理解関連科目」で構成され、後者は「言葉の技能関連科目」、「身体の技能関連科目」、「情報の技能関連科目」、そして職業的自立と関連の深い「キャリアの技能関連科目」で構成されている。

この「キャリアの技能」のカリキュラム体系**（資料 11）**は、1 年次に職業観・勤労観の養成、2 年次に自己分析と実践能力の開発、3 年次に職業選択力と仕事力の養成という三段階を設け、基礎科目から応用科目へ段階的に修得する。具体的な科目としては、「キャリアデザイン・セミナー」（アクティブ・ラーニングの手法を用いながら社会的・職業的自立力の育成を図る）、「キャリアデザイン基礎」（個々人の心理的特性やキャリア開発、ワークモチベーションなどのテーマを深く掘り下げて学ぶことでワークキャリアを理解する）や「仕事力基礎論」（企業のビジネス事例を通じて、さまざまな業種の特徴やビジネスの具体的内容を理解することで、自分の将来の進路について様々な業種、仕事の中から自分に合った進路を見つけ、そのための仕事力を身につける）をはじめとして、「感性ビジネス A・B・C・D」、「国際ビジネス入門 A・B」、「囲碁で養うロジカルシンキング」、「海外語学・文化研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」、「世界遺産入門」、「キャリアデザイン応用」、「国際ビジネスと海外事情 A・B（英語講義）」、「現代金融の諸問題」、「パーソナル・マネー・マネジメント入門」、「営業学入門」などの多彩な科目がある。

なお、文部科学省の補助金事業である大学生の就業力育成支援事業（平成 22・23 年度）、産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（平成 24 年度～平成 26 年度）の補助期間は終了したが、引き続き、青山スタンダード教育機構を中心に多様なキャリア教育の開発と体系化を推進している。

2)　本学部の教育課程での取り組み

本学部は、すでに述べたように、地域社会を、より協働や共生という発想で考え、真にコミュニティと呼べる存在にしていくことに貢献する人間を育てようとするものであり、善良な市民として地域で主体的に生きる人間であるとともに、職業人として公務員やそれ

に準ずる立場で、また、地域生活と職業生活とを密接につなぐことのできる新しいタイプの人間として地域社会の活性化・コミュニティの形成に直接寄与できる人間を育てることをめざしている。

そのために、自身でさまざまな情報を得て思考し判断するための技法を身につけるための「研究理解科目」として「地域社会調査法入門（基礎調査)」「地域社会調査法入門（統計調査)」「地域社会調査法入門（質的調査)」を設けている。また、「地域実習 1」「地域実習 2」において、地域の実態に触れる機会を設け、現実の動きに関して、地域で活動しているさまざまな人びとから情報を得、地域に対する構えを形成し、自身の考え方を形成できるような方策を講じている。特に「地域実習 2」は、8 名という少人数で行われ、教員ともども地域に密着した学習となることをねらっている。もちろん、それらは、「専門演習」や「卒業研究」とも連動させて、一時の経験としてではなく、持続的にいわば地域感覚を醸成しようという計画のもとでの科目配置を行っているものである。

「地域実習 1」や「地域実習 2」などでは、自治体等の職員や NPO 関係者に触れる機会も多く、多様な自治体の状況や地域のさまざまな NPO の活動にも接する機会は、職業的な自立に向けた充実した情報取得・構えの形成に資するものであると考えられる。

社会調査士、社会教育主事、司書、学芸員の資格を取得できるような科目配置にも留意しており、専門的な職業人として、基礎的な能力を身につけつつ、現実に接することによって職業人としての自覚を形成できるような配慮をしている。

本学部は、習得させる能力として、地域活動の基礎的な理解、地域活動の体験としての蓄積、地域把握のための方法論的基礎の獲得、地域づくりの方法等の習得、地域活動に必要なコミュニケーション能力、を掲げている。これらは、地域社会で、自立した人間として生きるため、自立した職業人として活動するための基本であると考えられるものである。

イ 教育課程外での取り組み

1) 進路就職状況

平成 28 年度の卒業生は 3,596 名であり、進路決定率は 93.8％である。うち就職者率は 85.4％、進学者率は 8.4％である。文部科学省と厚生労働省の実施する就職内定状況調査（平成 28 年度）の大学卒業予定者全体に占める就職者の割合は 72.9％であり、本学の就職者率は、きわめて高い水準にあると言える。

学部別の進路決定率は、文系学部では、文学部 93.4％、教育人間科学部 95.0％、経済学部 92.8%、法学部 91.1%、経営学部 94.2%、国際政治経済学部 94.2%、総合文化政策学部 93.1%となっている。文系学部全体平均でも 93.3%と高い数値となっている。相模原キャンパスにある理工学部は 96.7%、社会情報学部 93.8%となっており、文系・理系を問わず進路決定率は良好な状態である。

学生の進路・就職における捕捉率は 99.9%と、約 3.600 名の学生のほぼ全員の進路・就職状況を把握している。これは、学生と早くから密にコンタクトを取り、進路に迷いがある学生や就職活動で躓く学生に対し、個別相談等への案内を行っているからである。

既設学部の進路・就職状況は高い実績を維持しており、いわゆる、「MARCH」、「早慶上智」、「関関同立」と呼ばれる大学群の中でも「就職率」はほぼ最上位に位置している。

2)　進路就職支援

本学は就職支援のための的確な情報提供と支援体制の整備につとめている。**（資料 12）**情報提供の仕組みとしては、就職情報サイトである「進路就職支援システム（Web Ash)]を独自に構築している。送られて来た求人票の検索（約 5,000 社）、企業別の卒業生の検索、会社説明会の案内、進路・就職部（青山キャンパス)、進路・就職課（相模原キャンパス）が開催する各種行事の案内や就職活動に関する様々な情報が、インターネットを介してすべての学生が自由にアクセスできる環境にある。さらに、卒業生が後輩のために「入社試験情報」の提供や、「就職アドバイザー」として登録し、インターネットを活用した就職活動に役立てている。また、登録した卒業生にも同システムの一部を開放している。

就職支援体制としては、進路・就職部（青山キャンパス)、進路就職課（相模原キャンパス）に 19 名の専任職員が常駐し（2016 年 4 月 1 日現在)、非常勤カウンセラー（延べ 13 名）も加わって、就職支援のための各種行事の開催と、きめ細かな個別相談を行っている。個別相談は年間 11,000 件以上に及んでいる。

就職支援プログラムは年間 400 回程度開催され、各種講習会や学内企業セミナー、就職ガイダンス、1 年生向け進路・就職オリエンテーション、インターンシップガイダンス、公務員試験学内プレ講座、エントリーシート対策講座、就活サポーターによる相談会、筆記試験対策講座、SPI 模擬テスト、業界研究セミナー、学内企業説明会、教員採用試験説明会、公務員ガイダンス、公務員業務説明会試験合格者報告会、OB・OG による業界研究会、OB・OG による模擬面接等を実施している。

さらには、1 年生向け全員グループ面談を 4 月から実施し、大学生活の豊かな過ごし方のアドバイスや、自分の将来の仕事や進路について考えるきっかけ作りを行っている。

3)　外部機関からの支援（校友会）

本学院(幼稚園から大学、大学院まで)卒業生で組織される校友会は、層の厚い交流組織でつながりが深く、在学生への支援も充実しており、OB･OG による各種サポートの一例として、Ｕターン就職、I ターン就職、業界説明会、模擬面接等の支援がある。

ウ　適切な体制の整備

本学の社会的および職業的自立に関する指導等の実施にむけた体制を組織図であらわすと**（資料 13）**のとおりとなる。

共通（教養）教育課程においては、青山スタンダード教育機構教育開発センターによるキャリアの技能のカリキュラム開発が行われ、本学部の専門教育課程においては社会的・職業的自立に資する体験型学習プログラムとしての外国留学、フィールドワーク、フィールドスタディそして教育方法としてアクティブ・ラーニングそしてプロジェクト・ベースド・ラーニングが行われる。

教育課程外でのキャリア･就職支援としては就職部長を長とする各学部の選出委員(教員等）で組織される就職部委員会が方針を策定し、そして支援事務局である進路・就職部（進路・就職課）が学生へのきめ細かい指導、支援を担っている。その結果としてトップクラスの就職率となっている。

資料　1

青山学院スクール・モットー

地の塩、世の光

The Salt of the Earth, The Light of the World

（聖書 マタイによる福音書　第5章13～16節より）

「地の塩」と「世の光」は主イエスが語られたものですが、「教え」というより「宣言」です。
つまり「あなたはかけがえのない存在だ」との宣言のもとに青山学院は立つのです。

〈地の塩〉塩は味をつけ、腐れを防ぎ、清める役割を果たします。人体にはおよそ0.5%の塩分が必要であり、1日7.5～9グラム摂取しなければ人は生きられないと言われています。隠し味的に、目立たぬ行いで人のため社会のため、意味を与え腐敗を防ぎ、汚れを清めていく人材を学院は輩出していきます。

〈世の光〉誘導燈・燈台の灯（ともしび）のように導き、明るさと暖かさを与えるのが光です。さらに殺菌し、滋養を与えるのも光です。その如く、目立つ行いで希望の光として励ましと力、エネルギーを周囲に発していくことを本学院はつとめとします。

「地」も「世」も大地や世界という意味よりも「神なき現実」「人間の尊厳を失わしめるような状況」の代名詞です。そうした中で私たちは、神の恵みにより「塩」であり「光」とされているのですから、青山学院に集う者はオンリー・ワンとしての存在感を発揮していくのです。

資料　2

○学校法人青山学院定年規則

(2006年3月24日理事会承認)

改正 2007年7月12日　2010年6月24日
2012年3月23日　2016年1月6日
2017年2月23日　2017年12月18日

(趣旨)

第1条　この規則は、学校法人青山学院に勤務する専任の職員(以下「職員」という。)の定年及びこれに関連する事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条　職員とは、学校法人青山学院寄附行為細則(以下「寄附行為細則」という。)第11条第3項に規定する者及び寄附行為細則第11条第5項の規定による職員のうち専任の勤務者をいう。

(定年年齢)

第3条　職員の定年年齢は、以下のとおりとする。

(1)　大学及び女子短期大学の教授　満68歳

(2)　前号に規定する職員以外の職員　満65歳

2　職員の採用に当たっては、特段の定めがある場合を除き、就任日において定年年齢に達している者は、採用することはできない。

3　雇用契約の契約期間に定めのある職員の契約更新に当たっては、特段の定めがある場合を除き、更新後の契約開始日において定年年齢に達している者は、当該契約更新を行うことはできない。

(定年退職)

第4条　職員は、特段の定めがある場合を除き、前条第1項各号に規定する定年年齢に達する日をもって退職する。

2　前項の規定にかかわらず、理事長は、理事会の承認を得て、当該定年年齢に達する日の属する年度の末日まで当該職員の定年を延長することができる。

(選択定年)

第5条　前2条の規定にかかわらず、学校法人青山学院専任事務職員(総合職)選択定年制度に関する規則による選択定年制度の適用を受ける者の定年年齢及び定年退職については、同規則の規定による。

(定年の特例)

第6条　以下の各号に規定する役職に就いている職員に係る定年の取扱いは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該各号の規定による。

(1)　院長については、定年を適用しない。

(2)　大学の学長、学部長若しくは専門職大学院研究科長又は女子短期大学の学長については、その任期中は、定年を適用しない。
(3)　総局長については、その在任中は、満68歳に達する日まで、定年を適用しない。この場合において、総局長の任期を満了し、引き続き再任するときも同様とする。

2　定年年齢に達している者で前項各号のいずれかの規定を適用したものは、当該役職を退任する日をもって定年退職するものとする。ただし、理事長は、必要と認めた場合には、理事会の承認を得て、当該退任する日が属する年度の末日まで当該者の定年を延長することができる。

3　理事長は、職員について教育研究上においてやむを得ない特段の事情があると認められる場合には、理事会の承認を得て、期間を定めて当該職員の定年を延長することができる。

(役職者の任期)

第7条　職員が就任する役職の任期については、第4条又は第5条の規定による退職日を超えることはできない。ただし、前条第1項の規定を適用する場合は、この限りでない。

(所管)

第8条　この規則は、法人本部人事部が所管する。

(改廃手続)

第9条　この規則の改廃は、常務委員会及び常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

附　則

1　この規則は、2006年3月25日から施行し、2006年3月7日から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、2006 年 3 月 31 日までに定年年齢に達する職員については、2006 年 3 月 6 日現在の学校法人青山学院寄附行為細則第 5 編第 1 条の規定を適用する。

附　則(2007年7月12日)

この規則は、2007年7月13日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附　則(2010年6月24日)

この規則は、2010年7月1日から施行する。

附　則(2012年3月23日)

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附　則(2016年1月6日)

この規則は、2016年1月7日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附　則(2017年2月23日)

この規則は、2017年2月24日から施行する。

附　則(2017年12月18日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

資料　3

○学校法人青山学院学部特別任用教員に関する就業規則

(2017 年 9 月 28 日理事会承認)

改正 2018 年 2 月 22 日　2018 年 3 月 22 日

(趣旨)

第 1 条　この規則は、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)が、学校法人青山学院寄附行為細則第 11 条第 3 項第 1 号ロに規定する専任教員として、本法人が設置する学校(以下「設置学校」という。)のうち青山学院大学(以下「大学」という。)に学部特別任用教員(以下「学部特任教員」という。)を置き、その資格、契約期間、待遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部特任教員)

第 2 条　学部特任教員とは、大学の学部教育課程における社会に根ざした実践的な学びを実現するため、実務に関する最新の知識や豊富な経験等を有する多様な人材を確保し、もって学部教育の向上に資することを目的として、第 8 条に規定する手続により、契約期間を定めて雇用されたものをいう。

(職位)

第 3 条　学部特任教員の職位は、次のとおりとする。

(1)　学部特任教授

(2)　学部特任准教授

(所属)

第 4 条　学部特任教員は、いずれかの学部に所属する。

(人数)

第 5 条　学部特任教員は、雇用契約期間の定めのない専任教員の一部に代えて若干名を雇用することができる。

(職務)

第 6 条　学部特任教員は、次の各号に規定する業務に従事する。

(1)　講義、演習、実験、実習、実技等による授業

(2)　前号に規定する業務に関連する研究

(3)　大学の学部に係る入学試験に関する補助業務

(4)　前 3 号に規定するもののほか、大学長が必要と認める学部及び教育研究施設等の運営に係る業務

2　学部特任教員の週当たりの授業の責任担当時間(以下「授業責任担当時間」という。)は、次の各号に規定する区分に応じ、当該各号に規定するとおりとする。ただし、大学長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1)　講義科目を担当する場合　10 時間

(2)　外国語科目を担当する場合　10 時間

(3)　体育実技を担当する場合　12時間

3　学部特任教員は、その所属する学部の長が必要と認める場合は、教授会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

(資格)

第7条　学部特任教員となることのできる者の資格は、次に規定するとおりとする。

(1)　官公庁、独立行政法人、企業、各種研究機関等に所属する者又は所属していた経歴を有する者で、実務に関する最新の知識、豊富な経験又は優れた業績を有すると認められるもの

(2)　教育機関に所属する者又は所属していた経歴を有する者で、前号と同等の知識、経験又は業績を有すると認められるもの

2　前項各号に規定する者のほか、大学長が特に必要と認める場合は、次の各号に規定する職位に応じて当該各号に規定する資格を有する者を、学部長会の意見を聴いた後、学部特任教員として雇用することができる。

(1)　学部特任教授　青山学院大学専任教員の任用及び昇任に関する規則(以下「専任教員任用昇任規則」という。)第2条第2項に規定する資格

(2)　学部特任准教授　専任教員任用昇任規則第2条第3項に規定する資格

3　学校法人青山学院寄附行為細則第11条第3項第1号イに規定する専任教員として、大学に在職する、又は大学を定年により退職した者を特任教員として任用することはできない。

(雇用手続)

第8条　学部特任教員の雇用手続は、専任教員任用昇任規則第3条の規定に定めるところによる。

(契約期間)

第9条　学部特任教員の雇用契約(以下「雇用契約」という。)の契約期間は、1年以内とし、かつ、期間の定めのある労働契約の本法人における通算契約期間が5年を超えない範囲で、個々の雇用契約において定める。

2　雇用契約の更新は、本法人が必要と認める場合は、当該更新に係る契約期間を1年以内とし、かつ、期間の定めのある労働契約の本法人における通算契約期間が5年を超えない範囲で、個々の雇用契約において定めることができる。

3　前2項の契約期間を定めるに当たって、大学長は、学部長会及び学部特任教員が所属する学部の専任教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得なければならない。ただし、その契約期間の開始日において、学部特任教員が次の各号に規定する年齢に達している場合は、雇用契約を締結し、又は更新することができない。

(1)　学部特任教授　満68歳

(2)　学部特任准教授　満65歳

4　前項ただし書の規定にかかわらず、大学長が、新たに学部を設置するために特に必要があると認める場合に限り、前項第1号に規定する年齢を超えて、当該学部に最初に入学した学生が卒業する年度の末日に至るまで、学部特任教授の雇用契約を更新することができる。この場合において、当該更新に係る契約期間は1年以内とし、かつ、期間の定めのある労働契約の本法人における通算契約期間が5年を超えない範囲で、個々の雇用契約において定める。

5　雇用契約を更新する場合は、本法人は、契約期間満了の日の30日前までに当該更新について学部特任教員に通知する。

6　本法人は、前項に規定する通知の後、大学を通じて、学部特任教員との間で書面をもって、雇用契約を更新する。

7　雇用契約は、前2項に規定する手続を経ることなく、更新することはできない。

（休職）

第10条　学部特任教員には、休職を命じない。

（解雇）

第11条　学部特任教員が次のいずれかに該当するときは、当該学部特任教員を解雇することができる。この場合において、解雇の30日前に予告しなかったときは、当該学部特任教員の平均給与の30日分相当額を支払う。

(1)　勤務成績又は勤務能率が著しく不良と認められるとき。

(2)　心身の障害により勤務に堪えないと認められるとき。

(3)　前2号に規定するもののほか、やむを得ない事由により雇用の継続が困難なとき。

（退職）

第12条　学部特任教員は、次のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

(1)　契約期間が満了したとき。

(2)　本人が退職願を提出し、承認されたとき。

(3)　本人が死亡したとき。

(4)　3カ月以上勤務不可能であるとき。

(5)　前各号に規定するもののほか、退職が適当と認められるとき。

2　学部特任教員は、前項第2号の規定に該当する場合においては、退職しようとする日の少なくとも6カ月以前に、その旨を本法人に申し出なければならない。

（育児休業及び介護休業）

第13条　学部特任教員の育児休業及び介護休業については、学校法人青山学院就業規則（以下「就業規則」という。）第31条の2及び第31条の3の規定の例による。

2　本法人は、学部特任教員が育児休業又は介護休業を取得したことによる契約期間の延長は行わない。

（給与）

第14条　学部特任教員に支給することのできる給与の種類は、次のとおりとする。

(1)　年俸
(2)　超過勤務手当
(3)　特別勤務手当
(4)　通勤手当

2　前項の規定にかかわらず、本法人が特に必要があると認める場合においては、同項各号に規定する給与以外の給与を支払うことができる。

3　本法人又は大学の都合によらない事由により雇用契約が途中で解約された場合には、在職した月数に応じて給与を支給するものとし、解約日後に係る給与は支給しない。この場合において、月の途中での解約の場合は、日割計算により算定した給与を支給する。

(年俸及びその支給方法)

第15条　学部特任教員の年俸は、別表第1に規定する年俸額基準表に基づき、契約書に定める年俸額を第3項の規定により支給する。この場合において、年俸額基準表の号俸の適用は、大学長が経歴、業績等を考慮した査定を行った上で申請し、常務理事会の協議を経て、理事長が決定する。

2　前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合は、常務理事会の協議を経て、学部特任教員の年俸額について、当該年俸額の50パーセント相当額の範囲内で加算することができる。

3　年俸額は、学部特任教員に対し、原則として学部特任教員の年俸額の12分の1相当額を毎月支給する。

(超過勤務手当)

第16条　学部特任教員の超過勤務手当は、当該学部特任教員の週当たりの授業担当時間が当該者の授業責任担当時間を超過した場合は、次の各号に規定する職位に応じて、当該各号に規定する週1時間当たりの月額単価に当該超過した授業担当時間を乗じて算出した金額を支給する。

(1)　学部特任教授　5,650円
(2)　学部特任准教授　5,450円

(特別勤務手当)

第17条　学部特任教員が、次に規定する勤務に従事した場合は、特別勤務手当を支給する。

(1)　大学院における授業の担当
(2)　学部特任教員が所属する設置学校以外の設置学校における授業の担当
(3)　100名を超えるクラスの授業の担当
(4)　学部又は大学院における18時以降に開始する授業の担当

2　前項第1号に規定する勤務に対する特別勤務手当の支給額は、月額7,000円とする。

3　第1項第2号に規定する勤務に対する特別勤務手当の支給額は、前条各号に規定する週1時間当たりの月額単価に第1項第2号に規定する授業の担当時間数を乗じて算出した金額とする。

4　第1項第3号に規定する勤務に対する特別勤務手当の支給額は、前条各号に規定する週1時間当たりの月額単価に別表第2に規定する受講者数に応じた支給率を乗じて算出した額に対して、第1項第3号の規定に該当する授業の担当時間数を乗じて算出した金額とする。

5　第1項第4号に規定する勤務に対する特別勤務手当の支給額は、次の各号に規定する授業の区分に応じて、当該各号に規定する週1時間当たりの月額単価に第1項第4号に規定する授業の担当時間数を乗じて算出した金額とする。

(1)　第6時限に開講する授業　3,250円

(2)　第7時限に開講する授業　4,250円

(通勤手当)

第18条　学部特任教員の通勤手当は、学校法人青山学院通勤手当支給内規の規定の例により、支給する。

(退職金)

第19条　学部特任教員には、退職金を支給しない。

(社会保険等)

第20条　雇用保険及び労災保険並びに日本私立学校振興・共済事業団が管掌する私学共済制度については、法令の定める要件により必要な手続をとるものとする。

(出張旅費等の取扱い)

第21条　学部特任教員の出張旅費、教員研究費その他大学長が支給する必要があると認める経費の取扱いについては、本法人及び大学の諸規則の規定の例による。

(細則等の制定)

第22条　大学は、この規則の施行に当たり、学部特任教員の職務、資格、雇用手続等、詳細な規定が必要な場合には細則等を定めることができる。

(諸規則の適用)

第23条　学部特任教員について、この規則に定めのない事項については、就業規則の規定の例による。

2　次に掲げる規定は、学部特任教員に適用しない。

(1)　就業規則第3条、第5条、第33条、第37条及び第38条

(2)　青山学院大学専任教員の出講に関する内規第2条

3　前項に規定するもののほか、次に掲げる諸規則は、学部特任教員に適用しない。

(1)　青山学院給与規則

(2)　青山学院遺族特別扶助一時金規則

(所管)

第 24 条　この規則は、法人本部人事部が所管する。

（改廃手続）

第 25 条　この規則の改廃は、常務理事会及び常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

2　第 2 条から第 23 条までの規定については、大学長の発意により、又は大学長の意見を聴いた後、前項に規定する手続を行う。

附　則

1　この規則は、2017 年 9 月 29 日から施行する。

2　2013 年 4 月 1 日前より継続して本法人に在職する、期間を定めて雇用された職員については、2013 年 4 月 1 日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する通算契約期間には、算入しない。

附　則（2018 年 2 月 22 日）

この規則は、2018 年 2 月 23 日から施行する。

附　則（2018 年 3 月 22 日）

この規則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 15 条関係）

［別紙参照］

別表第 2（第 17 条関係）

［別紙参照］

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科（仮称）　履修モデル①

＜子ども・若者活動支援プログラム＞　　太字：必修科目

年次	（分類）	科目名（単位）			単位数
1	青山スタンダード	**キリスト教概論Ⅰ（必：2）** **第二外国語ⅠA-1（必：1）** **第二外国語ⅠB-1（必：1）** 自己理解（選必：1） **情報スキルⅠ（必：2）**	**健康・スポーツ演習（2）** **第二外国語ⅠA-2（必：1）** **第二外国語ⅠB-2（必：1）** フレッシャーズ・セミナー（2）	12	36
	学部外国語科目	**英語講読Ⅰ（必：1）** **英語コミュニケーションⅠ（必：1）**	**英語講読Ⅱ（必：1）** **英語コミュニケーションⅡ（必：1）**	4	
	学部基礎科目	**地域学習社会論（必：2）** **コミュニティ創造論（必：2）**	**地域行政原論（必：2）** **コミュニティ社会学原論（必：2）**	8	
	研究理解科目		**地域社会調査法入門（基礎調査）（必：2）**	2	
	演習科目	**基礎演習Ⅰ（必：2）**	**基礎演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	子ども活動支援原論（選必：2） 女性活動支援原論（選必：2）	コミュニティ情報継承概論（選必：2）	6	
2	青山スタンダード	現代社会の諸問題（選必：2） 青山学院大学の歴史（選必：2） 人間関係とコミュニケーション（2）	福祉と人間A（選必：2） 福祉と人間B（2）	10	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅲ（必：1）** **英語コミュニケーションⅢ（必：1）**	**英語講読Ⅳ（必：1）** **英語コミュニケーションⅣ（必：1）**	4	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（統計調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**応用演習Ⅰ（必：2）**	**応用演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	青少年活動支援原論（選必：2） 子どもの心理学的理解（選必：2）	地域と子どもの成長（選必：2） 子どもの発達と健康（選必：2）	8	
	学部共通選択科目B	幼児教育者支援論（選必：2）	子ども・若者読書支援論（選必：2） 女性の心理学的理解（選必：2）	6	
	地域実習科目	地域実習A1（選必：1）		1	
3	**青山スタンダード**	**キリスト教概論Ⅱ（必：2）**	インターンシップⅠ（2）	4	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅴ（必：1）**	**英語コミュニケーションⅤ（必：1）**	2	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（質的調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**専門演習Ⅰ（必：2）**	**専門演習Ⅱ（必：2）**	4	
	地域実習科目	地域実習A2（選必：1）		1	
	学部共通選択科目B	青少年活動支援団体論（選必：2）	コミュニティ文化資源概論（選必：2）	4	
	プログラム科目	フリースクール論（選必：2） 青少年自然体験活動論（選必：2） 子ども家庭福祉論（選必：2）	次世代育成支援行政論（選必：2） 青少年文化芸術体験活動論（選必：2）	10	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		8	
4	**演習科目**	**卒業研究Ⅰ（必：2）**	**卒業研究Ⅱ（必：4）**	6	18
	プログラム科目	コミュニティ人間科学特論A（選必：2） コミュニティ人間科学特論B（選必：2）	青少年スポーツ活動論（選必：2）	6	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		6	
124					

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科（仮称）　履修モデル②

＜女性活動支援プログラム＞　　**太字：必修科目**

年次	（分類）	科目名（単位）			単位数
1	青山スタンダード	**キリスト教概論Ⅰ（必：2）** **第二外国語ⅠA-1（必：1）** **第二外国語ⅠB-1（必：1）** 自己理解（選必：2） **情報スキルⅠ（必：2）**	**健康・スポーツ演習（2）** **第二外国語ⅠA-2（必：1）** **第二外国語ⅠB-2（必：1）** フレッシャーズ・セミナー（2）	12	36
	学部外国語科目	**英語講読Ⅰ（必：1）** **英語コミュニケーションⅠ（必：1）**	**英語講読Ⅱ（必：1）** **英語コミュニケーションⅡ（必：1）**	4	
	学部基礎科目	**地域学習社会論（必：2）** **コミュニティ創造論（必：2）**	**地域行政原論（必：2）** **コミュニティ社会学原論（必：2）**	8	
	研究理解科目		**地域社会調査法入門（基礎調査）（必：2）**	2	
	演習科目	**基礎演習Ⅰ（必：2）**	**基礎演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	青少年活動支援原論（選必：2）	女性キャリア教育論（選必：2） 地域社会の形成と学力（選必：2）	6	
2	青山スタンダード	現代社会の諸問題（選必：2） 青山学院大学の歴史（選必：2） 人間関係とコミュニケーション（2）	福祉と人間A（選必：2） 福祉と人間B（2）	10	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅲ（必：1）** **英語コミュニケーションⅢ（必：1）**	**英語講読Ⅳ（必：1）** **英語コミュニケーションⅣ（必：1）**	4	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（統計調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**応用演習Ⅰ（必：2）**	**応用演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	女性活動支援原論（選必：2） 女性教育制度論（選必：2）	女性学習支援組織論（選必：2） 家庭教育支援論（選必：2）	8	
	学部共通選択科目B	子ども・若者読書支援論（選必：2）	女性の心理学的理解（選必：2） ワークライフバランス論（選必：2）	6	
	地域実習科目	地域実習Ｃ１（選必：1）		1	
3	**青山スタンダード**	**キリスト教概論Ⅱ（必：2）**	インターンシップⅠ（2）	4	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅴ（必：1）**	**英語コミュニケーションⅤ（必：1）**	2	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（質的調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**専門演習Ⅰ（必：2）**	**専門演習Ⅱ（必：2）**	4	
	地域実習科目	地域実習Ｃ２（選必：1）		1	
	学部共通選択科目B	地域と家族・子育て（選必：2）	地域と教育の社会学（選必：2）	4	
	プログラム科目	生活者と法律（選必：2） 女性と社会運動（選必：2） 女性と政治参加（選必：2）	ＰＴＡ活動論（選必：2） 女性と記録・表現（選必：2）	10	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		8	
4	**演習科目**	**卒業研究Ⅰ（必：2）**	**卒業研究Ⅱ（必：4）**	6	18
	プログラム科目	コミュニティ人間科学特論E（選必：2） コミュニティ人間科学特論F（選必：2）	キリスト教と女性（選必：2）	6	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		6	
124					

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科（仮称）　履修モデル③

＜コミュニティ活動支援プログラム＞　　**太字：必修科目**

年次	（分類）	科目名（単位）			単位数
1	青山スタンダード	**キリスト教概論Ⅰ（必：2）** **第二外国語ⅠA-1（必：1）** **第二外国語ⅠB-1（必：1）** 自己理解（選必：2） **情報スキルⅠ（必：2）**	**健康・スポーツ演習（2）** **第二外国語ⅠA-2（必：1）** **第二外国語ⅠB-2（必：1）** フレッシャーズ・セミナー（2）	12	36
	学部外国語科目	**英語講読Ⅰ（必：1）** **英語コミュニケーションⅠ（必：1）**	**英語講読Ⅱ（必：1）** **英語コミュニケーションⅡ（必：1）**	4	
	学部基礎科目	**地域学習社会論（必：2）** **コミュニティ創造論（必：2）**	**地域行政原論（必：2）** **コミュニティ社会学原論（必：2）**	8	
	研究理解科目		**地域社会調査法入門（基礎調査）（必：2）**	2	
	演習科目	**基礎演習Ⅰ（必：2）**	**基礎演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	コミュニティ創生計画論（選必：2）	コミュニティ活動支援論（選必：2） コミュニティ情報継承概論（選必：2）	6	
2	青山スタンダード	現代社会の諸問題（選必：2） 青山学院大学の歴史（選必：2） 人間関係とコミュニケーション（2）	福祉と人間A（選必：2） 福祉と人間B（2）	10	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅲ（必：1）** **英語コミュニケーションⅢ（必：1）**	**英語講読Ⅳ（必：1）** **英語コミュニケーションⅣ（必：1）**	4	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（統計調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**応用演習Ⅰ（必：2）**	**応用演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	地域社会教育計画論Ⅰ（選必：2） 女性教育制度論（選必：2）	地域社会教育計画論Ⅱ（選必：2） 地域福祉論（選必：2）	8	
	学部共通選択科目B	地域と教育専門職の社会学（選必：2） 地域アーカイブ原論（選必：2）	地域図書館活動論（選必：2）	6	
	地域実習科目	地域実習E１（選必：1）		1	
3	**青山スタンダード**	**キリスト教概論Ⅱ（必：2）**	インターンシップⅠ（2）	4	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅴ（必：1）**	**英語コミュニケーションⅤ（必：1）**	2	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（質的調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**専門演習Ⅰ（必：2）**	**専門演習Ⅱ（必：2）**	4	
	地域実習科目	地域実習E２（選必：1）		1	
	学部共通選択科目B	地域博物館活動論（選必：2）	地域福祉教育論（選必：2）	4	
	プログラム科目	NPO組織論（選必：2） 障害者の心理学的理解（選必：2） 地域スポーツマネジメント論（選必：2）	地域高齢者福祉論（選必：2） 高齢者の心理学的理解（選必：2）	10	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		8	
4	**演習科目**	**卒業研究Ⅰ（必：2）**	**卒業研究Ⅱ（必：4）**	6	18
	プログラム科目	コミュニティ人間科学特論J（選必：2） コミュニティ人間科学特論L（選必：2）	ボランティア活動論（選必：2）	6	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		6	
124					

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科（仮称）　履修モデル④

＜コミュニティ資源継承プログラム＞　　太字：必修科目

年次	（分類）	科目名（単位）			単位数
1	青山スタンダード	**キリスト教概論Ⅰ（必：2）** **第二外国語ⅠA-1（必：1）** **第二外国語ⅠB-1（必：1）** 自己理解（選必：2） **情報スキルⅠ（必：2）**	**健康・スポーツ演習（2）** **第二外国語ⅠA-2（必：1）** **第二外国語ⅠB-2（必：1）** フレッシャーズ・セミナー（2）	12	36
	学部外国語科目	**英語講読Ⅰ（必：1）** **英語コミュニケーションⅠ（必：1）**	**英語講読Ⅱ（必：1）** **英語コミュニケーションⅡ（必：1）**	4	
	学部基礎科目	**地域学習社会論（必：2）** **コミュニティ創造論（必：2）**	**地域行政原論（必：2）** **コミュニティ社会学原論（必：2）**	8	
	研究理解科目		**地域社会調査法入門（基礎調査）（必：2）**	2	
	演習科目	**基礎演習Ⅰ（必：2）**	**基礎演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	地域教育文化制度論（選必：2）	コミュニティ情報継承概論（選必：2） コミュニティ活動支援論（選必：2）	6	
2	青山スタンダード	現代社会の諸問題（選必：2） 青山学院大学の歴史（選必：2） 人間関係とコミュニケーション（2）	福祉と人間A（選必：2） 福祉と人間B（2）	10	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅲ（必：1）** **英語コミュニケーションⅢ（必：1）**	**英語講読Ⅳ（必：1）** **英語コミュニケーションⅣ（必：1）**	4	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（統計調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**応用演習Ⅰ（必：2）**	**応用演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	コミュニティ文化継承概論（選必：2） 地域社会と社会科学（選必：2）	コミュニティ文化資源創出論（選必：2） コミュニティ文化継承施設論（選必：2）	8	
	学部共通選択科目B	地域アーカイブ原論（選必：2） コミュニティ情報資源概論（選必：2）	コミュニティ文化資源概論（選必：2）	6	
	地域実習科目	地域実習Ｇ１（選必：1）		1	
3	**青山スタンダード**	**キリスト教概論Ⅱ（必：2）**	インターンシップⅠ（2）	4	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅴ（必：1）**	**英語コミュニケーションⅤ（必：1）**	2	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（質的調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**専門演習Ⅰ（必：2）**	**専門演習Ⅱ（必：2）**	4	
	地域実習科目	地域実習Ｇ２（選必：1）		1	
	学部共通選択科目B	地域経済社会論（選必：2）	地域資料構築論（選必：2）	4	
	プログラム科目	コミュニティ情報資源検索論（選必：2） デジタルアーカイブ論（選必：2） 地域アーカイブ構築論Ⅰ（選必：2）	コミュニティ文化資源活用論（選必：2） 地域アーカイブ構築論Ⅱ（選必：2）	10	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		8	
4	**演習科目**	**卒業研究Ⅰ（必：2）**	**卒業研究Ⅱ（必：4）**	6	18
	プログラム科目	コミュニティ人間科学特論N（選必：2） コミュニティ人間科学特論P（選必：2）	コミュニティ文化資源保存論（選必：2）	6	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		6	
124					

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科（仮称）　履修モデル⑤

＜コミュニティ創生計画プログラム＞　　太字：必修科目

年次	（分類）	科目名（単位）			単位数
1	青山スタンダード	**キリスト教概論Ⅰ（必：2）** **第二外国語ⅠA-1（必：1）** **第二外国語ⅠB-1（必：1）** 自己理解（選必：2） **情報スキルⅠ（必：2）**	**健康・スポーツ演習（2）** **第二外国語ⅠA-2（必：1）** **第二外国語ⅠB-2（必：1）** フレッシャーズ・セミナー（2）	12	36
	学部外国語科目	**英語講読Ⅰ（必：1）** **英語コミュニケーションⅠ（必：1）**	**英語講読Ⅱ（必：1）** **英語コミュニケーションⅡ（必：1）**	4	
	学部基礎科目	**地域学習社会論（必：2）** **コミュニティ創造論（必：2）**	**地域行政原論（必：2）** **コミュニティ社会学原論（必：2）**	8	
	研究理解科目		**地域社会調査法入門（基礎調査）（必：2）**	2	
	演習科目	**基礎演習Ⅰ（必：2）**	**基礎演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	コミュニティ創生計画論（選必：2） コミュニティ文化継承概論（選必：2）	コミュニティ活動支援論（選必：2）	6	
2	青山スタンダード	現代社会の諸問題（選必：2） 青山学院大学の歴史（選必：2） 人間関係とコミュニケーション（2）	福祉と人間A（選必：2） 福祉と人間B（2）	10	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅲ（必：1）** **英語コミュニケーションⅢ（必：1）**	**英語講読Ⅳ（必：1）** **英語コミュニケーションⅣ（必：1）**	4	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（統計調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**応用演習Ⅰ（必：2）**	**応用演習Ⅱ（必：2）**	4	
	学部共通選択科目A	地域教育文化制度論（選必：2） 地域社会と社会科学（選必：2）	地域社会の形成と学力（選必：2） コミュニティ情報継承概論（選必：2）	8	
	学部共通選択科目B	地域経済社会論（選必：2） マイノリティ文化論（選必：2）	地域共生原論（選必：2）	6	
	地域実習科目	地域実習Ｊ１（選必：1）		1	
3	**青山スタンダード**	**キリスト教概論Ⅱ（必：2）**	インターンシップⅠ（2）	4	35
	学部外国語科目	**英語講読Ⅴ（必：1）**	**英語コミュニケーションⅤ（必：1）**	2	
	研究理解科目	**地域社会調査法入門（質的調査）（必：2）**		2	
	演習科目	**専門演習Ⅰ（必：2）**	**専門演習Ⅱ（必：2）**	4	
	地域実習科目	地域実習Ｊ２（選必：1）		1	
	学部共通選択科目B	コミュニティ情報資源概論（選必：2）	地域と教育の社会学（選必：2）	4	
	プログラム科目	市民形成論（選必：2） 地域自然環境共生論（選必：2）	比較地域教育論（選必：2） ノーマライゼーションの思想（選必：2） 社会的弱者と経済社会（選必：2）	10	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		8	
4	**演習科目**	**卒業研究Ⅰ（必：2）**	**卒業研究Ⅱ（必：4）**	6	18
	プログラム科目	コミュニティ人間科学特論S（選必：2） コミュニティ人間科学特論U（選必：2）	地域異文化共生論（選必：2）	6	
	自由選択科目	履修が許可されている科目（他学部開講科目を含む）		6	
124					

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科　時間割モデル

資料　5

学部必修科目　外国語科目　学部共通選択科目

	学科	学年	クラス	1時限　9:00～10:30		2時限　11:00～12:30		3時限　13:10～14:40		4時限　14:55～16:25		5時限　16:40～18:10	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
月	コミュニティ人間科学科	1	前半					英語講読Ⅰ	英語講読Ⅱ				
			後半			コミュニティ創造論	地域行政原論						
				女性活動支援原論	コミュニティ活動支援論					コミュニティ創生計画論	地域と子どもの成長		女性キャリア教育論
		2	前半									応用演習Ⅰ	応用演習Ⅱ
			後半										
				青少年活動支援団体論		青少年活動支援施設論	地域福祉教育論	地域経済社会論	地域図書館活動論	地域と家族・子育て			
		3										地域社会調査法入門（質的調査）	
		4											
		3～4		コミュニティ人間科学特論P	比較地域教育論	コミュニティ人間科学特論B	女性社会活動論	コミュニティ人間科学特論E	コミュニティ人間科学特論M	NPO組織論	コミュニティ人間科学特論W		青少年文化芸術体験活動論
					子どもの貧困と社会的ケア	地域博物館経営論	地域図書館経営論		次世代育成支援行政論	地域アーカイブ構築論Ⅰ	地域アーカイブ構築論Ⅱ		
										デジタルアーカイブ論			
		資格関連					地域情報資源組織論		地域情報資源処理法	地域社会調査論Ⅰ	地域社会調査論Ⅱ		
火	コミュニティ人間科学科	1	前半	地域学習社会論	コミュニティ社会学原論						地域社会調査法入門（基礎調査）		
			後半									基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ
						地域社会教育計画論Ⅰ	コミュニティ文化継承施設論	子ども活動支援原論	家庭教育支援論	子どもの心理学的理解			
		2	前半					地域社会調査法入門（統計調査）					
			後半										
				マイノリティ文化論	地域資料構築論	幼児教育者支援論			ワークライフバランス論	地域と教育専門職の社会学			
		3								専門演習Ⅰ	専門演習Ⅱ		
		4										卒業研究Ⅰ	卒業研究Ⅱ
		3～4		女性と社会運動	コミュニティ人間科学特論K	フリースクール論	ノーマライゼーションの思想	地域障害者福祉論	地域高齢者福祉論				
						市民形成論	ボランティア活動論	コミュニティ人間科学特論U	コミュニティ人間科学特論F				
						コミュニティ人間科学特論L	コミュニティ人間科学特論G	キリスト教と女性					
		資格関連		地域社会調査実習Ⅰ	地域社会調査実習Ⅱ	地域情報資源検索法Ⅰ	地域情報資源検索法Ⅱ			地域社会調査論Ⅰ	地域社会調査論Ⅱ		
水	コミュニティ人間科学科	1	前半					英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅡ				
			後半										
				青少年活動支援原論	コミュニティ情報継承概論	地域教育文化政策史論	女性学習支援組織論			地域教育文化制度論	子どもの発達と健康	地域学習社会論	
		2	前半	英語コミュニケーションⅢ	英語コミュニケーションⅣ								
			後半										
							コミュニティ文化資源概論	地域アーカイブ原論					
		3											
		4											
		3～4		障害者の心理学的理解	PTA活動論	地域出版・情報流通論	コミュニティ人間科学特論Q	青少年自然体験活動論	社会的弱者と経済社会	コミュニティ人間科学特論A	高齢者の心理学的理解		
					コミュニティ人間科学特論C	地域自然環境共生論	コミュニティ人間科学特論H						
		資格関連		地域社会調査論Ⅲ	地域社会調査論Ⅳ	地域情報資源組織法Ⅰ	地域情報資源組織法Ⅱ	博物館実習Ⅰ			地域社会調査論Ⅴ		
木	コミュニティ人間科学科	1	前半					コミュニティ創造論	地域行政原論			基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ
			後半				地域社会調査法入門（基礎調査）						
					地域生涯学習推進論	地域社会と社会科学				女性教育制度論	コミュニティ情報継承施設論		
		2	前半										
			後半							地域社会調査法入門（統計調査）			
				地域博物館活動論	女性の心理学的理解		地域活動とジェンダー	コミュニティ情報資源概論	子ども・若者読書支援論				
		3				英語講読Ⅴ	英語コミュニケーションⅤ			専門演習Ⅰ	専門演習Ⅱ		
						英語コミュニケーションⅤ	英語講読Ⅴ						
		4										卒業研究Ⅰ	卒業研究Ⅱ
		3～4		地域スポーツマネジメント論	地域異文化共生論	コミュニティ人間科学特論N	スポーツ指導論	女性と政治参加	コミュニティ人間科学特論T				
				コミュニティ人間科学特論S	コミュニティ文化資源活用論			コミュニティ情報資源修復継承論	女性と労働				
		資格関連		地域情報資源組織法Ⅰ	地域情報資源組織法Ⅱ			博物館教育論	博物館展示論		地域情報資源処理法		
金	コミュニティ人間科学科	1	前半										
			後半	地域学習社会論	コミュニティ社会学原論								
						コミュニティ文化継承概論	地域社会教育計画論Ⅱ	女性活動支援原論	地域福祉論		コミュニティ活動支援論	コミュニティ文化資源創出論	地域社会の形成と学力
		2	前半					英語講読Ⅲ	英語講読Ⅳ				
			後半									応用演習Ⅰ	応用演習Ⅱ
							地域共生原論				地域と教育の社会学		
		3						地域社会調査法入門（質的調査）					
		4											
		3～4		コミュニティ情報資源検索論	女性と記録・表現	コミュニティ人間科学特論J	コミュニティ人間科学特論D		子ども体験活動論	生活者と法律	コミュニティ文化資源保存論	子ども・家庭福祉論	コミュニティ人間科学特論R
					青少年スポーツ活動論								
		資格関連				社会教育課題研究Ⅰ	社会教育課題研究Ⅱ	地域情報資源検索法Ⅰ	地域情報資源検索法Ⅱ	地域社会調査実習Ⅰ	地域社会調査実習Ⅱ		
土	コミュニティ人間科学科	1	前半										
			後半										
		2	前半										
			後半										
		3											
		4											
		5											

その他	不定			地域実習1A～K	地域実習2A～K	図書館情報学実習A	図書館情報学実習B	博物館実習Ⅱ					

「地域実習 2」受入先施設・機関一覧

※1 グループ　約学生 8 名

［独立行政法人国立青少年教育振興機構］

（「国立オリンピック記念青少年総合センター」を除き 27 施設）
《受入れ可能人数※》　16 グループ（下記実習先から 8 施設）　128 名
《所在地》　151-0052　東京都渋谷区代々木神園町 3-1
《実習先》

国立大雪青少年交流の家	071-0235	北海道上川郡美瑛町白金温泉
国立岩手山青少年交流の家	020-0601	岩手県滝沢市後 292
国立磐梯青少年交流の家	969-3103	福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原 7136-1
国立赤城青少年交流の家	371-0101	群馬県前橋市富士見町赤城山 27
国立能登青少年交流の家	925-8530	石川県羽咋市芝垣町 14-5-6
国立乗鞍青少年交流の家	506-0815	岐阜県高山市岩井町 913-13
国立中央青少年交流の家	412-0006	静岡県御殿場市中畑 2092-5
国立淡路青少年交流の家	656-0543	兵庫県南あわじ市阿万塩屋町 757-39
国立三瓶少年交流の家	694-0002	島根県大田市山口町山口 1638-12
国立江田島青少年交流の家	737-2126	広島県江田島市江田島町津久茂 1-1-1
国立大洲青少年交流の家	795-0001	愛媛県大洲市北只 1036
国立阿蘇青少年交流の家	869-2692	熊本県阿蘇市一宮町宮地 6029-1
国立沖縄青少年交流の家	901-3595	沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 2760
国立日高青少年自然の家	055-2315	北海道沙流郡日高町富岡
国立花山青少年交流の家	987-2593	宮城県栗原市花山字本沢沼山 61-1
国立那須甲子青少年交流の家	961-8071	福島県西白河郡西郷村大字真船字村火 6-1
国立信州高遠青少年自然の家	396-0301	長野県伊那市高遠町藤沢 877-11
国立妙高青少年自然の家	949-2235	新潟県妙高市関山 6323-2
国立立山青少年自然の家	930-1407	富山県中新川郡立山町芦峅寺前谷 1
国立若狭湾青少年交流の家	917-0198	福井県小浜市田島区大浜
国立曽爾青少年自然の家	633-1202	奈良県宇陀郡曽爾村太良路 1170
国立吉備青少年自然の家	716-1214	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 4393-82
国立山口徳地青少年自然の家	747-0342	山口県山口市徳地船路 668
国立室戸青少年自然の家	781-7108	高知県室戸市元乙 1271
国立夜須高原青少年自然の家	838-0202	福岡県朝倉郡筑前町三箇山 1103
国立諫早青少年自然の家	859-0307	長崎県諫早市白木峰町 1109-1
国立大隅青少年自然の家	891-2396	鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

《実習内容》
① 学校との連携事業への参加による青少年活動の支援体験的実習
② 地域諸機関と連携した「新しい公共型」の運営に関する体験的実習
③ 地域諸機関への広報活動に関する体験的実習

④　地域の関係施設との連携事業に関する体験的実習
⑤　地元自治体関係者との連携に関する体験的実習
⑥　青少年教育振興機構本部や他の施設との連絡調整に関する体験的実習

［島根教育庁の所管 4 施設］

《受入れ可能人数※》　8 グループ(4 施設)　64 名
《所在地》　690-8502　松江市殿町 1 番地　島根県教育長社会教育課
《実習先》

島根県東部社会教育研修センター　691-0074　出雲市小境町 1991-2
島根県西部社会教育研修センター　697-0016　浜田市野原町 1826-1
島根県立青少年の家＜サン・レイク＞691-0074　出雲市小境町 1991-2
島根県立少年自然の家　695-0007　江津市松川町太田 610

《実習内容》

①　地域における社会教育行政・施設の役割についての体験的実習
②　県と市町村の行政の連携に関する体験的実習
③　県・市町村と大学・NPO との協働に関する体験的実習
④　地域と学校との連携に関する体験的実習

［中札内美術村］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《所在地》　089-1366 北海道河西郡中札内村栄東 5 線
《実習内容》

①　企業の社会貢献活動に関する体験的実習
②　企業博物館の運営に関する体験的実習
③　企業博物館の広報活動に関する体験的実習
④　地元自治体との連携に関する体験的実習

［一般財団法人全国婦人会館］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《所在地》　150-0002　東京都渋谷区渋谷 1-17-14
《実習内容》

①　地域団体の連合組織の活動に関する体験的実習
②　財団法人の活動・運営に関する体験的実習
③　地域における女性の活動支援に関する体験的実習
④　女性による女性の活動支援に関する体験的実習
⑤　全国組織の広報活動に関する体験的実習
⑥　地方組織との連携に関する体験的実習
⑦　国レベルの諸機関との連携に関する体験的実習

［ドリームプレイウッズ（綾瀬市健康こども部青少年課ドリームプレイウッズ運営委員会）］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《所在地》　252-1123　神奈川県綾瀬市早川 1609-2
《実習内容》

① 青少年の自然体験・生活体験支援に関する体験的実習
② NPO 法人の活動・運営に関する体験的実習
③ NPO 法人の広報活動に関する体験的実習
④ 地元自治体との連携に関する体験的実習

［NPO 法人・牟岐キャリアサポート］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《所在地》　775-0004 徳島県海部郡牟岐町川長新光寺 82 番地
《実習内容》

① 地域づくりのさまざまな手法の体験的実習
② NPO 法人の活動・運営に関する体験的実習
③ NPO 法人の広報活動に関する体験的実習
④ 地元自治体や他の団体等との連携に関する体験的実習
⑤ 地元の情報の発信に関する体験的実習

［NPO 法人えひめ子どもチャレンジ支援機構］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《所在地》　790-1136　愛媛県松山市上野町甲 650　愛媛県生涯学習センター内
《実習内容》

① 地域教育推進組織の活動に関する体験的実習
② NPO 法人の活動・運営に関する体験的実習
③ NPO 法人の広報活動に関する体験的実習
④ 地元自治体との連携に関する体験的実習
⑤ 青少年の自然体験・生活体験支援に関する体験的実習

［飯塚市庄内生活体験学校］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《所在地》　820-0111　福岡県飯塚市有安 958-1
《実習内容》

① 青少年の自然体験・生活体験支援に関する体験的実習
② NPO 法人の活動・運営に関する体験的実習
③ NPO 法人の広報活動に関する体験的実習
④ 地元自治体との連携に関する体験的実習

［美濃加茂市民ミュージアム館長（本学部非常勤講師就任予定）との連携による美濃加茂市周辺地域の活動］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名
《実習先・所在地》

美濃加茂市民ミュージアム（505-0054　美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3299-1）

NPO 法人きそがわ日和（505-0042　美濃加茂市太田本町 1-7-1）

《実習内容》

① 博物館の活動に関する体験的実習
② 博物館運営に関する体験的実習
③ 博物館の広報活動に関する体験的実習
④ 地元自治体との協働に関する体験的実習
⑤ 博物館と学校との連携に関する体験的実習
⑥ 地元 NPO のまちづくり活動に関する体験的実習

［香川大学教員（本学部非常勤講師就任予定）との連携による高松市周辺地域の活動］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名

《実習先・所在地》

丸亀市生活環境部市民活動推進課（763-0034　丸亀市大手町 2-3-1）

エフエム高松コミュニティ放送株式会社（764-0054　高松市常盤町 1-6-9）

《実習内容》

① 大学の地域貢献に関する体験的実習
② 地域における社会教育行政・施設の役割についての体験的実習
③ 地域の NPO 活動に関する体験的実習
④ 地元自治体と大学・NPO の協働に関する体験的実習
⑤ 地域と学校との連携に関する体験的実習

［九州女子大学教員（本学部非常勤講師就任予定）との連携による福岡市周辺地域の活動］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名

《実習先・所在地》

福岡県立社会教育総合センター（811-2400　福岡県篠栗町大字金出 3350-2）

《実習内容》

① 大学の地域貢献に関する体験的実習
② 地域における社会教育行政・施設の役割についての体験的実習
③ 地域の NPO 活動に関する体験的実習
④ 地元自治体と大学・NPO の協働に関する体験的実習
⑤ 地域と学校との連携に関する体験的実習

［沖縄国際大学教員（本学部非常勤講師就任予定）との連携による那覇市周辺地域の活動］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名

《実習先・所在地》

沖縄県立図書館（902-0064　那覇市寄宮 1-2-16）

NPO 法人沖縄伝承話資料センター（901-2214　宜野湾市我如古 2-4-15-301）

《実習内容》

① 大学の地域貢献に関する体験的実習
② 地域における図書館の役割についての体験的実習

③　地域の NPO 活動に関する体験的実習
④　地元自治体と大学・NPO の協働に関する体験的実習
⑤　地域と学校との連携に関する体験的実習

［鳥取大学教員（本学部非常勤講師就任予定）との連携による鳥取市周辺地域の活動］

《受入れ可能人数※》　2 グループ　16 名

《実習先・所在地》

ホスピテイル・プロジェクト［鳥取大学・鳥取県立博物館連携事業］
（680-0945 鳥取市湖山町南 4 丁目 101）

NPO 法人鳥の劇場（689-0405　鳥取市鹿野町鹿野 1812-1）

《実習内容》

①　大学の地域貢献に関する体験的実習
②　地域における社会教育行政・施設の役割についての体験的実習
③　地域の NPO 活動に関する体験的実習
④　地元自治体と大学・NPO の協働に関する体験的実習
⑤　地域と学校との連携に関する体験的実習

資料　7

青山学院大学

コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科

『実習受入承諾書』一覧

Webページへの掲載にあたっては「実習受入承諾書」は省略。

青山学院大学　内部質保証システム運用フロー

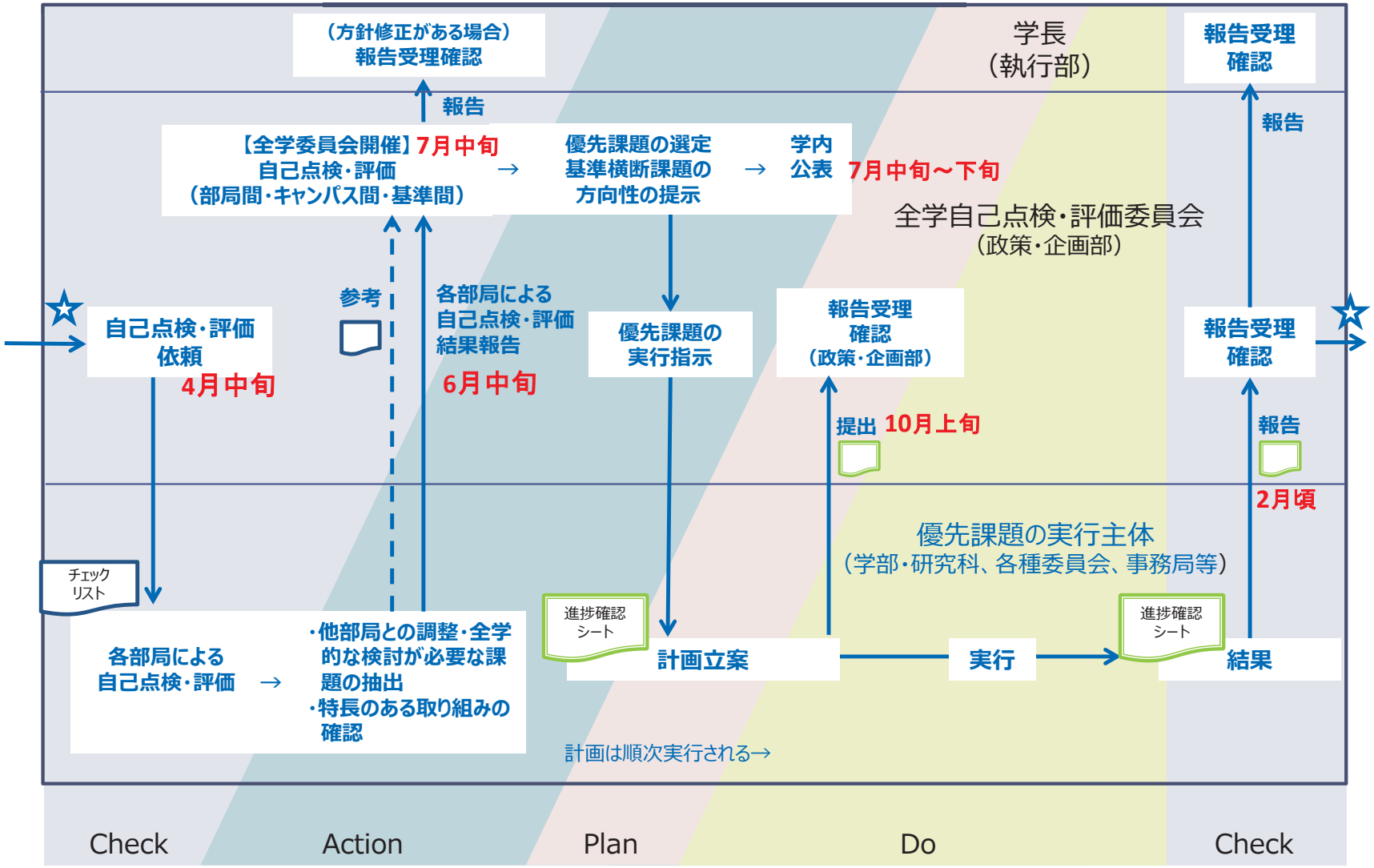

○青山学院大学自己点検・評価規則

（1993年7月1日制定(2016年3月24日全部改正)）

(趣旨)

第1条　この規則は、青山学院大学学則第1条の2第2項、青山学院大学大学院学則第1条の2第2項及び青山学院大学専門職大学院学則第3条第4項の規定に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)の自己点検・評価に必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条　本学は、その結果を本学の改革、改善等に繋げ、もって自らの質を保証すること(以下「内部質保証」という。)を目的として、組織的かつ定期的に自己点検・評価を実施する。

(自己点検・評価における基本姿勢)

第3条　自己点検・評価の実施に当たっては、青山学院の建学の精神、本学の理念、本学の諸活動に関する方針等を確認し、これを自己点検・評価の基本姿勢とする。

(対象)

第4条　自己点検・評価の対象は、本学が行う全ての活動とする。

2　自己点検・評価を実施するために、本学が行う全ての活動を別記の基準に基づき分類する。

3　本学は、定期的に別記を見直すものとする。

(組織)

第5条　自己点検・評価を適切に実施するため、本学に次の委員会を置く。

(1)　全学自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)

本学における自己点検・評価を含む内部質保証及び機関別認証評価受審に係る業務を統括するため、本学に設置する委員会をいう。

(2)　部局自己点検・評価委員会

本学の各学部、大学院各研究科及び専門職大学院各研究科並びに青山スタンダード教育機構(以下「部局」という。)における自己点検・評価を実施するために、各部局に設置する委員会をいう。

(3)　担当委員会

全学委員会が指定する本学の委員会又は事務組織における自己点検・評価を実施するために設置する委員会をいう。

2　前項各号に規定する委員会の詳細は、青山学院大学自己点検・評価に係る委員会規則の定めるところによる。

(自己点検・評価の実施、結果の活用及び公表)

第6条　本学は、毎年度、自己点検・評価を実施し、その結果を含めた本学の現況を広く社会に対して公表するものとする。

2　本学及び本学の各部局等は、自己点検・評価の結果をそれぞれの活動の改善、改革等に繋げるよう努めるものとする。

3　学長は、前項の改善、改革等を可能にする条件の整備に努めるものとする。

(所管)

第7条　この規則は、政策・企画部が所管する。

(改廃手続)

第8条　この規則の改廃は、全学委員会が発議し、学部長会、研究科長会、教授会、研究科教授会及び大学協議会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附　則

この規則は、2016年3月25日から施行し、2015年4月1日から適用する。

別記(第4条関係)

自己点検・評価基準

基準1 理念・目的

基準2 教育研究組織

基準3 教員・教員組織

基準4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(2) 教育課程・教育内容

(3) 教育方法

(4) 成果

基準5 学生の受け入れ

基準6 学生支援

基準7 教育研究等環境

基準8 社会連携・社会貢献

基準9 管理運営・財務

(1) 管理運営

(2) 財務

基準10内部質保証

資料　10

○青山学院大学自己点検・評価に係る委員会規則

(2014年3月27日理事会承認(2016年3月24日全部改正))

改正 2017年12月18日

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、青山学院大学自己点検・評価規則(以下「自己点検・評価規則」という。)第5条第2項の規定に基づき、本学の自己点検・評価に係る委員会について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則において使用する用語は、自己点検・評価規則において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　全学委員会　自己点検・評価規則第5条第1項第1号に規定する全学自己点検・評価委員会をいう。

(2)　部局委員会　自己点検・評価規則第5条第1項第2号に規定する部局自己点検・評価委員会をいう。

(3)　担当委員会　自己点検・評価規則第5条第1項第3号に規定する担当委員会をいう。

(4)　部局委員会等　部局委員会及び担当委員会をいう。

(5)　自己点検・評価基準　自己点検・評価規則別記に規定する基準をいう。

第2章　全学委員会

(全学委員会の任務)

第3条　全学委員会は、青山学院の建学の精神、本学の理念に定期的に立ち返り、本学の諸活動に関する方針を策定し、周知し、及び公表するとともに、策定した方針の自己点検・評価を行う。

2　全学委員会は、毎年度、自己点検・評価の体制、方法、内容等(以下「自己点検・評価の内容等」という。)を決定し、部局委員会等に提示する。

3　全学委員会は、自己点検・評価が円滑に実施されるために、部局委員会等に対して助言及び調整を行う。

4　全学委員会は、部局委員会等で実施した自己点検・評価の結果について、全学委員会として自己点検・評価を加えるとともに、本学の全ての自己点検・評価を総括する。

5　全学委員会は、自己点検・評価の結果及び認証機関等の外部機関から指摘を受けた事項を踏まえた改善に係る方向性を提示し、その取組を統括する。

6　全学委員会は、前2項の内容をとりまとめ、毎年度、本学の自己点検・評価報告書を作成するとともに、学長に報告する。

（全学委員会の構成員等）

第4条　全学委員会は、次の委員をもって構成する。

(1)　学務及び学生担当業務を担当する副学長

(2)　学長及び前号に規定する委員を除く学部長会構成員から　3名

(3)　大学宗教部長

(4)　各学部、大学院各研究科及び専門職大学院各研究科の専任教員から　各1名

(5)　学長が指名する専任教員　若干名

(6)　大学事務局から

イ　事務局長

ロ　政策・企画部長

ハ　庶務部長

ニ　入学広報部長

ホ　学務部長

ヘ　学生生活部長

ト　進路・就職部長

チ　研究推進部長

リ　学術情報部長

ヌ　事務システム部長

ル　相模原事務部長

2　前項の規定に定めるもののほか、第18条の規定により設置した全学自己点検・評価委員会部会の長が担当委員会の長から指名された場合には、当該部会の長を委員とする。

3　第1項第4号に規定する委員のうち大学院各研究科から選出する委員については、同号の規定による当該研究科の基礎となる学部の委員がこれを兼ねることができる。

4　第1項第2号、第4号及び第5号に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5　前項に規定する委員は、再任されることができる。

（全学委員会の委員長）

第5条　全学委員会に委員長1名を置く。

2　全学委員会の委員長(以下この章において「委員長」という。)は、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

3　委員長は、第3条に規定する任務について、全学委員会を統括し、全学委員会を代表する。

（全学委員会の副委員長）

第6条　全学委員会に副委員長1名を置く。

2　副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
3　副委員長は、第3条に規定する任務について、委員長を補佐する。
（全学委員会の招集、開催、成立要件等）
第7条　全学委員会は、委員長が招集し、議長となる。
2　全学委員会は、必要に応じて、開催する。
3　全学委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
4　全学委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。
5　全学委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
（全学委員会の小委員会等）
第8条　全学委員会は、必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

第3章　部局委員会

（部局委員会の種類）
第9条　部局委員会は、次の各号に規定する部局に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1)　各学部　学部自己点検・評価委員会
(2)　大学院各研究科　大学院研究科自己点検・評価委員会
(3)　専門職大学院各研究科　専門職大学院研究科自己点検・評価委員会
(4)　青山スタンダード教育機構　青山スタンダード教育機構自己点検・評価委員会
（部局委員会の任務）
第10条　部局委員会は、全学委員会が提示した自己点検・評価の内容等に基づき、各部局における自己点検・評価を実施する。
2　前項の規定により実施する自己点検・評価の対象には、各部局において策定した諸活動に関する方針を含めるものとする。
3　部局委員会は、部局委員会の自己点検・評価報告書を作成し、当該部局の自己点検・評価の結果を全学委員会に報告する。
4　部局委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、対応すべき課題に対し、当該部局が改善、改革等に繋げるよう努めるものとする。
（部局委員会の構成員等）
第11条　部局委員会は、次の委員をもって構成する。
(1)　学部自己点検・評価委員会　学部の専任教員から　若干名
(2)　大学院研究科自己点検・評価委員会　大学院研究科の専任教員から　若干名
(3)　専門職大学院研究科自己点検・評価委員会　専門職大学院研究科の専任教員から　若干名
(4)　青山スタンダード教育機構自己点検・評価委員会　青山スタンダード教育機構の機構会議の構成員から　若干名

(部局委員会の委員長)

第 12 条　各部局委員会に委員長 1 名を置く。

2　部局委員会の委員長(以下この章において「委員長」という。)は、当該部局委員会の委員の互選による。

3　委員長は、必要に応じ、部局委員会の議を経て、第 16 条に規定する当該部局委員会の事務を行う事務組織に所属する専任事務職員(総合職)の中から若干名を委員として指名することができる。

4　委員長は、第 10 条に規定する任務について、部局委員会を統括し、部局委員会を代表する。

(部局委員会の招集、開催、成立要件等)

第 13 条　部局委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2　部局委員会は、必要に応じて、開催する。

3　部局委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4　部局委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。

5　部局委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部局委員会の小委員会等)

第 14 条　部局委員会は、必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

(部局委員会の運営等)

第 15 条　部局委員会の運営等に関し必要な事項は、当該部局委員会の議を経て、委員長が決定する。

(部局委員会の事務)

第 16 条　部局委員会の事務を行う事務組織は、次の各号に規定する委員会に応じて、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

(1)　学部自己点検・評価委員会

イ　就学キャンパスが青山キャンパスである学部　学務部教務課

ロ　就学キャンパスが相模原キャンパスである学部　相模原事務部学務課

(2)　大学院研究科自己点検・評価委員会

イ　就学キャンパスが青山キャンパスである研究科　学務部教務課

ロ　就学キャンパスが相模原キャンパスである研究科　相模原事務部学務課

(3)　専門職大学院研究科自己点検・評価委員会　学務部専門職大学院教務課

(4)　青山スタンダード教育機構自己点検・評価委員会　学務部教務課及び相模原事務部学務課

第 4 章　担当委員会

(担当委員会の任務)

第 17 条　担当委員会は、全学委員会が提示した自己点検・評価の内容等に基づき、自己点検・評価基準の分類に応じて、各担当委員会が所管する諸活動における自己点検・評価を実施する。

2　担当委員会は、自己点検・評価を実施した後、当該担当委員会の自己点検・評価の結果を全学委員会に報告する。

3　担当委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、対応すべき課題に対し、当該委員会及び事務組織が改善、改革等に繋げるよう努めるものとする。

第 5 章　全学自己点検・評価委員会部会

(部会の設置)

第 18 条　全学委員会は、複数の担当委員会間での調整が必要と認めた場合その他第 3 条各項の任務を行うに当たり必要と認めた場合には、全学委員会の下に全学自己点検・評価委員会部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

(部会の任務)

第 19 条　部会は、全学委員会が定めるところに従い自己点検・評価基準のいずれか一つを所管する。ただし、全学委員会が必要と認めた場合には、複数の自己点検・評価基準を所管することができる。

2　部会は、担当委員会、部局、事務組織等と調整の上、所管する自己点検・評価基準(以下「部会担当基準」という。)における諸活動に関する方針を策定する。

3　部会は、前項の規定により策定した方針及び部会担当基準における諸活動を担当する担当委員会(以下「部会担当委員会」という。)が実施した自己点検・評価の結果について、部会として自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善・改革の方向性を検討する。

4　部会は、前項の結果をとりまとめ、部会の自己点検・評価報告書を作成する。

5　前各項に定めるもののほか、部会は、全学委員会より依頼を受けた任務を実施する。

6　部会は、前各項に規定する任務を行うに当たっては、必要に応じて、部会担当委員会以外の担当委員会、部局、事務組織等との調整を行う。

(部会の長)

第 20 条　部会に部会の長 1 名を置く。

2　部会の長は、部会担当委員会の長の中から、全学委員会が指名する。

3　前項の規定にかかわらず、全学委員会は、全学委員会の委員の中から、部会の長を指名することができる。

(部会の構成員等)

第 21 条　部会は、次の者をもって構成する。

(1)　部会の長

(2)　各部会担当委員会の長

(3)　各部会担当委員会の事務を行う専任事務職員(総合職)から　各2名以上。この場合において、部会担当委員会ごとに、青山キャンパス及び相模原キャンパスの事務組織からそれぞれ1名以上を選出するものとする。

2　前項第3号に規定する委員は、全学委員会が指名する。ただし、あらかじめ全学委員会が認めた場合には、部会の長が指名することができる。

3　部会の長は、必要に応じて、構成員以外の者に部会への出席を求めることができる。

(部会の事務)

第22条　部会の事務は、当該部会の長が全学委員会の委員であるときにあっては次条に規定する所管部署が、当該部会の長が部会担当委員会の長であるときにあっては当該部会担当委員会の事務を行う事務組織が行う。

第6章　補則

(所管)

第23条　この規則は、政策・企画部が所管する。

(改廃手続)

第24条　この規則の改廃は、全学委員会が発議し、学部長会、研究科長会、教授会、研究科教授会及び大学協議会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附　則

この規則は、2016年3月25日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附　則(2017年12月18日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

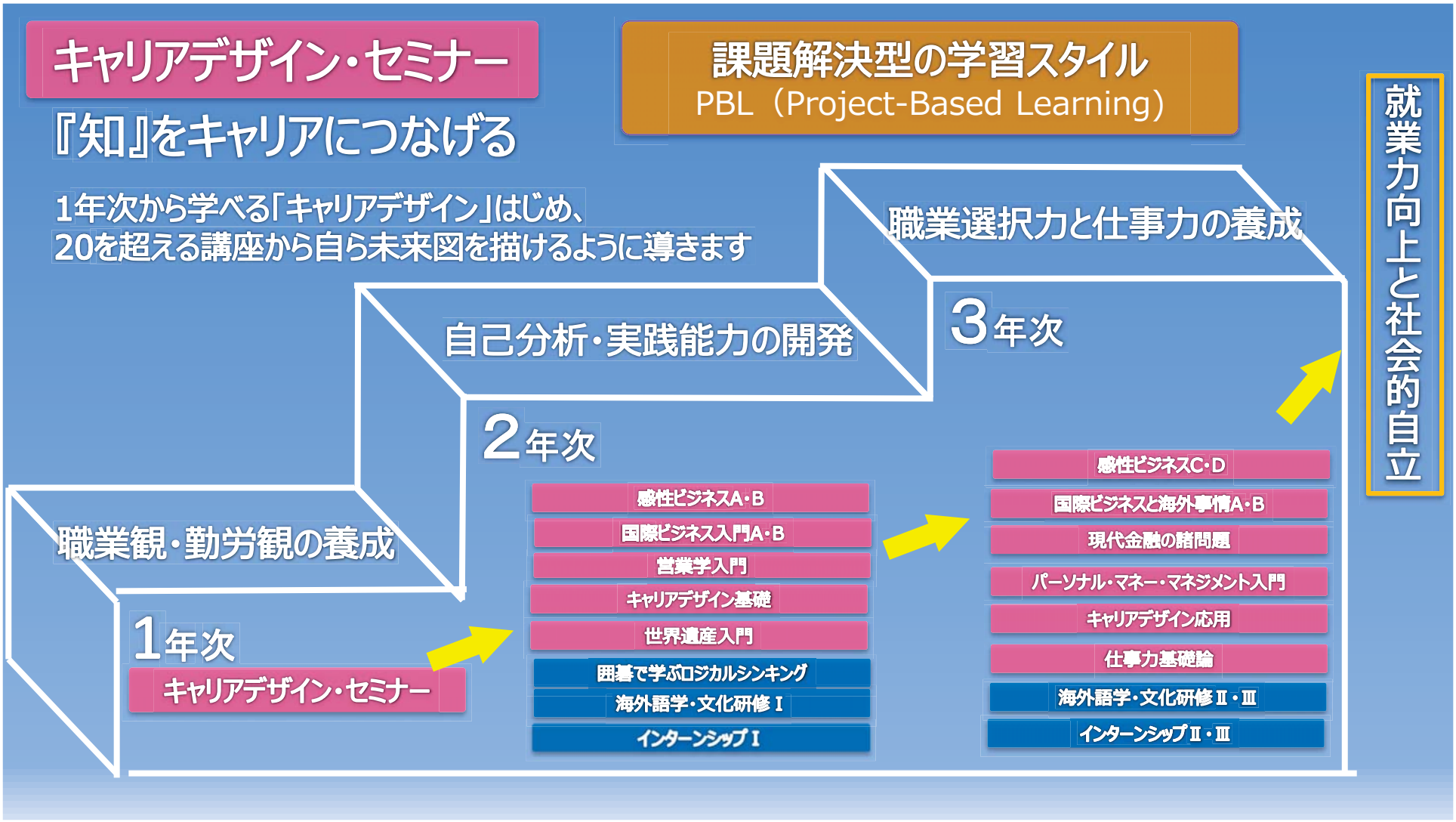
キャリアデザイン・セミナー
『知』をキャリアにつなげる
1年次から学べる「キャリアデザイン」はじめ、
20を超える講座から自ら未来図を描けるように導きます
課題解決型の学習スタイル
PBL（Project-Based Learning）
就業力向上と社会的自立
職業観・勤労観の養成
1年次
キャリアデザイン・セミナー
自己分析・実践能力の開発
2年次
感性ビジネスA・B
国際ビジネス入門A・B
営業学入門
キャリアデザイン基礎
世界遺産入門
囲碁で学ぶロジカルシンキング
海外語学・文化研修Ⅰ
インターンシップⅠ
職業選択力と仕事力の養成
3年次
感性ビジネスC・D
国際ビジネスと海外事情A・B
現代金融の諸問題
パーソナル・マネー・マネジメント入門
キャリアデザイン応用
仕事力基礎論
海外語学・文化研修Ⅱ・Ⅲ
インターンシップⅡ・Ⅲ

資料 12

進路・就職支援のプロセス

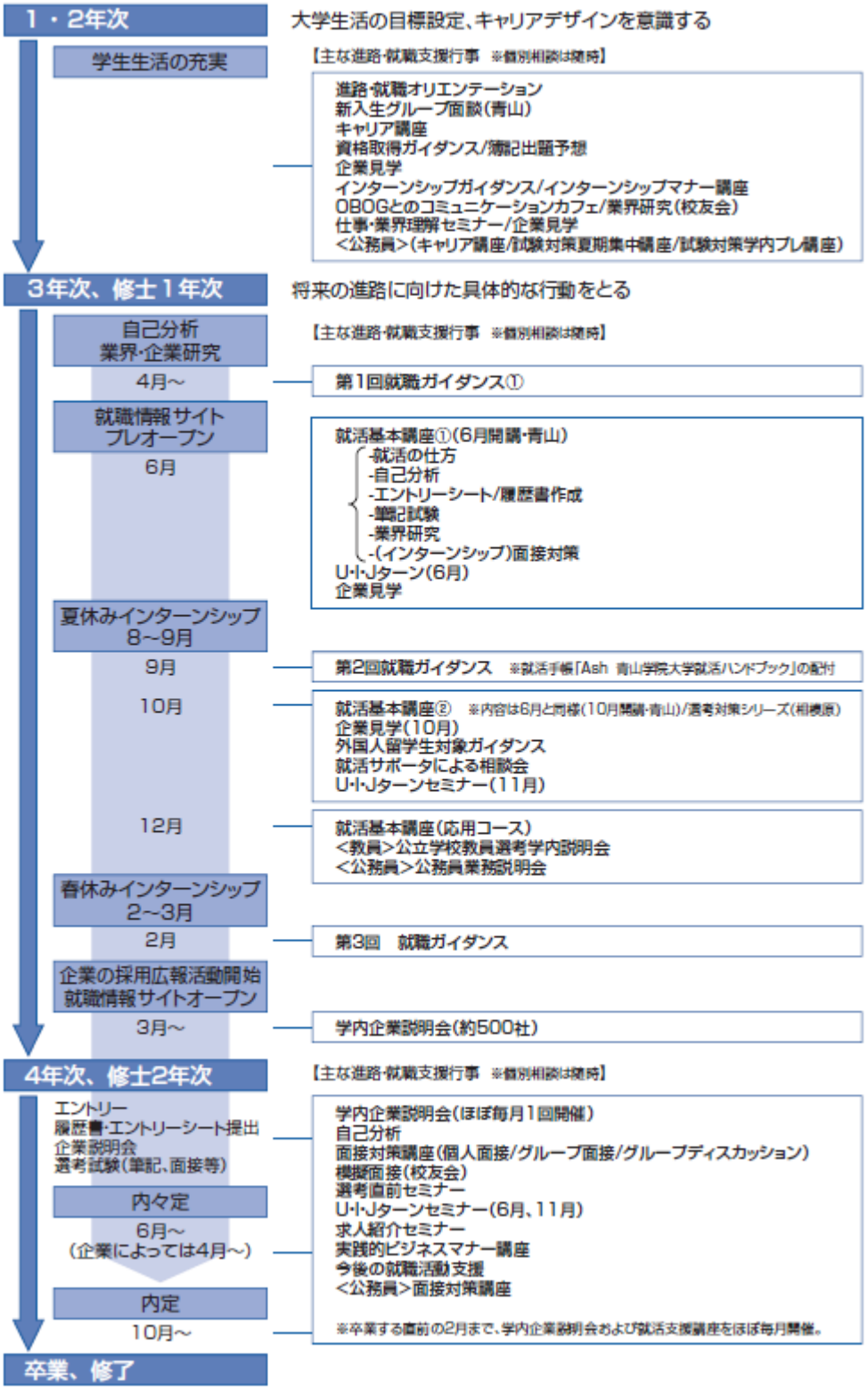

キャリア等支援組織図

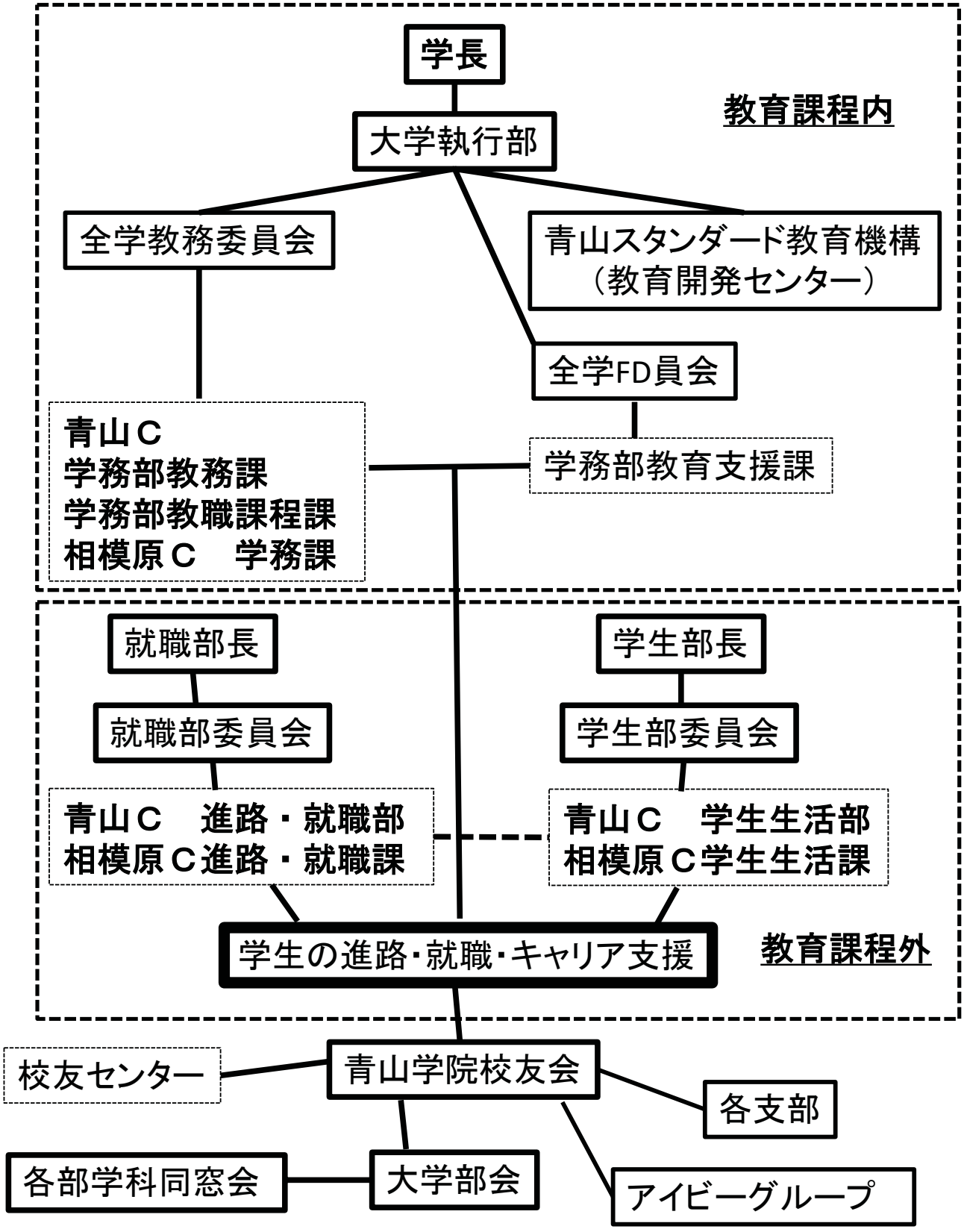
学長
教育課程内
大学執行部
全学教務委員会
青山スタンダード教育機構
（教育開発センター）
全学FD員会
青山Ｃ
学務部教務課
学務部教職課程課
相模原Ｃ　学務課
学務部教育支援課
就職部長
学生部長
就職部委員会
学生部委員会
青山Ｃ　進路・就職部
相模原Ｃ進路・就職課
青山Ｃ　学生生活部
相模原Ｃ学生生活課
学生の進路･就職･キャリア支援
教育課程外
校友センター
青山学院校友会
各支部
各部学科同窓会
大学部会
アイビーグループ